

平成 2 7 年 3 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 3 月 5 日 開会

平成 2 7 年 3 月 1 8 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成27年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月5日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	19
松田孝司君	20
馬場 績君	34
平本佳司君	58
散会の宣告	74

第 2 号 (3月6日)

議事日程	75
出席議員	78
欠席議員	78
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	78
職務のため出席した者の職氏名	78
開議の宣告	80
議事日程の報告	80
請願・陳情の付託	80
議案第14号から議案第56号一括上程、説明	80
次回日程の報告	123
散会の宣告	123

第 3 号 (3月17日)

議事日程	1 2 5
出席議員	1 2 8
欠席議員	1 2 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 8
職務のため出席した者の職氏名	1 2 8
開議の宣告	1 3 0
議事日程の報告	1 3 0
議案第42号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正 予算(第5号)の訂正について	1 3 0
議案第14号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第15号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第16号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第17号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第18号の質疑、討論、採決	1 3 3
議案第19号の質疑、討論、採決	1 3 3
議案第20号の質疑、討論、採決	1 3 6
議案第21号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第22号の質疑、討論、採決	1 4 2
議案第23号の質疑、討論、採決	1 4 2
議案第24号の質疑、討論、採決	1 4 3
議案第25号の質疑、討論、採決	1 4 3
議案第26号の質疑、討論、採決	1 4 5
議案第27号の質疑、討論、採決	1 4 5
議案第28号の質疑、討論、採決	1 4 7
議案第29号の質疑、討論、採決	1 5 0
議案第30号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第31号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第32号の質疑、討論、採決	1 5 2
議案第33号の質疑、討論、採決	1 5 2
議案第34号の質疑、討論、採決	1 5 4
議案第35号の質疑、討論、採決	1 5 6
議案第36号の質疑、討論、採決	1 5 6
議案第37号の質疑、討論、採決	1 5 7
議案第38号の質疑、討論、採決	1 5 7
議案第39号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第40号の質疑、討論、採決	1 7 0
議案第41号の質疑、討論、採決	1 7 0
議案第42号の質疑、討論、採決	1 7 1

議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	1 7 1
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	1 7 2
議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	1 7 2
延会について	1 7 3
延会の宣告	1 7 3

第 4 号 (3月18日)

議事日程	1 7 5
出席議員	1 7 6
欠席議員	1 7 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 6
職務のため出席した者の職氏名	1 7 6
開議の宣告	1 7 8
議事日程の報告	1 7 8
議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	1 7 8
議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	2 1 7
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	2 1 7
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	2 1 8
議案第 5 0 号の質疑、討論、採決	2 1 8
議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	2 2 0
議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	2 2 0
議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	2 2 1
議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	2 2 1
議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	2 2 2
議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	2 2 2
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 4
発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 5
発委第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 6
発委第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 7
発委第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 8
発委第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 9
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	2 3 0
町長あいさつ	2 3 1
閉会の宣告	2 3 2

浪江町告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、
平成27年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年2月12日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成27年3月5日（木） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 7 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 7 年 3 月 5 日 (木曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君
復興推進課長	宮口勝美君	町民税務課長	宮田良二君
産業・賠償対策課長	吉田公明君	ふるさと再生課長	岩野寿長君
復旧事業課長	中田喜久君	健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君
介護福祉課長	佐藤尚弘君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

○議長（小黒敬三君） おはようございます。東日本大震災から4年が過ぎようとしています。3月定例会に先立ち、地震、津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黒敬三君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、平成27年3月浪江町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、14番、吉田数博君、15番、三瓶宝次君、16番、馬場績君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小黒敬三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は配付のとおり、本日より18日までの14日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から18日までの14日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。5日、6日、17日、18日を本会議、9日から13日、16日を委員会等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議は、そのとおりに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小黒敬三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

◎行政報告

○議長（小黒敬三君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いいたします。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） おはようございます。

平成27年浪江町議会3月定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

東日本大震災、原子力発電所事故の発生から4年が経過し、今議会中に4回目の震災の日を迎えようとしております。改めてこの震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、この原子力災害による全町避難により、取る物も取り敢えず故郷を追われ、今もなお、つらく悔しい生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

このような中、震災発生から4年の節目となる3月11日に、町主催による「浪江町東日本大震災追悼式」を、二本松市内で挙ることといたしました。お亡くなりになられた方々のご冥福と、いまだに消息が明らかになっていない方々が1日も早くご家族のもとへ帰られることをお祈りするとともに、町民が一丸となって震災からの復興に取り組むことを誓うために執り行うものであります。

さて、昨年、「町民一人ひとりの選択を可能とするために復興の動きが見える形にする」ことを目標に、県内外に避難されている町民の方々の生活再建・生活支援に力点を置きながら、町の再生に向けて道路、上下水道のインフラ復旧や津波被災地のガレキ分別、被災船舶・車両の解体撤去等を行い、ようやく復旧への第一歩を踏み出したと実感しております。

新年度においては、復興の加速化に向けて「町民それぞれの選択が可能となるよう、町の復興する姿を具体的に示し、町内外に発信

する。」ことを行政経営方針に掲げ、町外コミュニティ、賠償や健康管理、絆の維持等の避難生活を支え、生活再建の一助となる施策についての具体的な取り組みや今後の展望などを町民全体が共有できるよう、情報発信を強化するとともに、除染やインフラ復旧、産業基盤の再生等の本格実施や、町内事業再開の推進などにより、ふるさとの再生していく姿を可視化してまいります。

次に、平成27年度の予算編成について説明させていただきます。

平成27年度予算編成につきましては、東日本大震災、原発事故から4年が経過し、避難が長期化するなか、避難指示解除に向けたまちづくりの方針に基づき着実に町内復興拠点を整備していくことに加え、町民個々の選択が可能となる重要な段階に対応するため、「復旧・復興の具体的な取り組み」を行う内容の予算編成といたしました。

歳入につきましては、東日本大震災発災後、引き続き町税、使用料・手数料等の自主財源が確保できない脆弱な財政基盤となっておりますが、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金や、福島再生加速化交付金、東日本大震災復興交付金等の国の財源を復旧・復興等、帰町のための事業に最大限活用するとともに、あらゆる復興財源を活用しながら、復旧・復興事業に臨む内容となっております。

歳出におきましては、新規事業として公営住宅を幾世橋地区の防災集団移転先に隣接して整備する「復興拠点住環境整備事業」、浪江町の歴史・文化・震災からの復興の情報発信拠点、観光交流拠点として位置付けた施設を国道6号沿線に整備する「交流・情報発信拠点施設整備事業」、また東日本大震災が発生し、進捗率98%の状態でも未完成のまま被害にあった浪江町地域スポーツセンターを避難指示解除に向け健康増進や文化の継承、地域の繋がり維持のため改修する事業等を実施いたします。

このほか避難指示解除後の福祉関連サービスを確保するための施設の利活用や、日常の買い物の場を確保するための手法として既存商業施設を利用して、事業再開意向のある町内業者へ向けた仮設店舗の検討等も実施いたします。

そして、これら浪江町の復旧の状況・復興の姿を、平成26年度に整備したタブレットも活用し、いち早く全国に避難する住民の方々、また全国へ向けて情報発信いたします。

また、これらの町内の復旧・復興に係わる新規事業だけでなく、全国に避難されるの方々に向けて「町民同士の絆を維持する事業」「町民の健康を守る事業」「町民活動や生活再建を支援する事業」等の

生活支援事業や、浪江町内の防犯等「安全安心なふるさとを取り戻すための事業」についても引き続き重要な位置づけとして実施いたします。

なお、これら主要事業の事業費等については、分野ごとにまとめ予算資料に記載させていただいております。

これらに基づく、平成27年度一般会計予算の総額は、137億7000万円と浪江町としては近年にない大型となった平成26年度の当初予算と比較しましても、3%の増加と更に大規模となり、復旧・復興にむけた動きを加速したものとなっております。

一方、特別会計9事業の合計は、86億3736万5000円と公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業の災害復旧事業等の実施等により、前年度比7.3%の増加となっております。

一般会計予算の内容ですが、歳入では、国庫支出金が平成26年度当初予算編成段階で制度化されておらず予算化されなかった福島再生加速化交付金が浪江町地域スポーツセンター改修事業等複数の復興事業で活用すること、また、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金が、平成26年度対象となった継続事業以外にも、平成26年度では補正予算での予算計上となった防火帯整備事業等対象事業が増加したことなどが要因で、111.7%増の30億2121万5000円となりました。

また、県支出金が新規として太陽光発電設備整備事業の財源となる「福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業補助金」等の影響により36.7%増の13億3066万8000円となりました。

繰入金につきましては、昨年度防災集団移転促進事業の公有財産購入費として約36億2000万円と大規模な額となっていた東日本大震災復興交付金繰入金において、用地取得の進捗に伴い約17億8000万円と大幅な減少となり、繰入金全体で31.6%減の35億1372万5000円となっております。

歳出では、投資的経費で、デジタル防災無線（移動系）整備や、太陽光発電設備整備、浪江町地域スポーツセンター改修等の新規事業があるものの、歳入の繰入金と同様に防災集団移転促進事業の用地取得が進んだことが影響し、3.8%減少となる31億1488万9000円となっております。

義務的経費につきましては、平成26年度に実施した津波被災者見舞金の事業が終了したことによる減少、また公債費において、平成26年度末に福島県貸付金の繰上償還の実施によって借入残高が減少したことなどが影響し、義務的経費全体で9.5%減の28億8100万7000円となりました。

その他の経費につきましては、タブレットを活用したきずな再生支援事業における通信費や、平成26年度に補正予算での対応となった防火帯整備事業等が増加したことが影響し、前年比11.9%増の77億7410万4000円の増加となっております。

続きまして、町政の執行状況について報告させていただきます。

はじめに、浪江町防犯見守り隊について、ご報告いたします。

平成26年12月1日より、浪江町の防犯と安全確保を目的とし、浪江町防犯見守り隊による活動を実施しております。原則月曜から土曜の週6回、車両2台により町内のパトロールを行い、警察や警備会社では見落としがちな箇所を重点的にパトロールし、一時帰宅している町民に声をかけるなどして巡回をしております。地元町民で構成された見守り隊員が直接声をかけることにより、注意喚起だけでなく、少しでも安心安全の確保が出来るよう実施してまいります。

常磐自動車道の開通について、ご報告いたします。

今月1日、常磐富岡・浪江インターチェンジ間が開通し、常磐自動車道が全線開通いたしました。当日は、富岡町の常磐富岡インターチェンジにおいてテープカット、通り初めの後、当町において開通式典・祝賀会が挙行されました。

常磐自動車道の全線開通により、物流・レジャーや観光の手段としてだけでなく、有事の際の避難道路など浜通りの大動脈として、復興に向けた起爆剤となり、避難解除後の住民帰還に向けた大きな足がかりとなることと期待しております。

次に、「イノベーション・コースト構想の具体化」について、ご報告いたします。

国では「福島県浜通りの地域再生は国の責任として実現しなければならない使命である」として、浜通り地域の新たな産業基盤の構築、広域的な視点でのまちづくりを目指し「イノベーション・コースト構想推進会議」を昨年12月に設置したところであります。この推進会議では「ロボット拠点整備」「産学連携拠点」「スマート・エコパーク」の三つのプロジェクトについて個別検討会を設け、関係省庁、関係企業、有識者等を中心に検討を進めることとしております。

さらに福島県と関係市町村により、国の個別検討会で取り上げられていないテーマとして「農林水産分野検討分科会」「エネルギー関連産業検討分科会」を設置し検討を進め、国の推進会議に提言をすることとしております。

町としても、双葉郡復興を担う北部の拠点として浪江町のポテンシャルを十分に発揮することにより浜通りの地域再生が促進される

というストーリーを説明するなど、積極的に関与していきます。

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」について、ご報告いたします。

国では、福島12市町村の将来像を中長期かつ広域的な視点から作成し、さらにはその将来像の実現に向けた課題を整理するために、有識者による「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を昨年12月に設置しました。この検討会では「2020年までのビジョン」「30～40年後の将来像の考え方」を整理し、夏頃を目途に提言として取りまとめることとしております。

この有識者検討会に地元からは県知事だけが委員として参画しておりますが、下部組織には副町長級の意見交換会、県設置の担当課長レベルの意見交換会が設置されておりますので、しっかりと町の意見を出していきたいと思っております。

復興公営住宅整備について、ご報告いたします。

1月30日に福島県から復興公営住宅の整備見通しが発表されました。それによると、県は全体整備計画4890戸の完成時期について、第2次計画では平成27年度以降早期に整備できるよう進めていくとしましたが、今回の見直しにより、平成28年度末までに3366戸を完成させ、平成29年度末までに1004戸を完成させるとしております。

なお、残り520戸については用地が決まり次第公表するとしております。

整備が遅れる原因は、宅地造成に時間を要することが判明したとのこと、それから県から説明を受けておりますが、町民が今後の生活の見通しを立てるうえでも復興公営住宅の早期整備は必須であり、今回発表があった期間を少しでも短縮できるよう、更なる方策を講じるなど、知事との懇談の場でも申し入れたところであります。

復興公営住宅への浪江町民の入居状況を報告します。

県営復興公営住宅第一期募集の529戸について、郡山市の富岡町民向けの日和田団地及び双葉町民向けの八山田団地の復興公営住宅が完成し、11月15日から入居が開始されました。浪江町民が初めて入居することになる住宅は会津若松市の古川団地で12月15日から入居が開始されております。入居状況については、9世帯が入居し、100世帯が入居予定となっております。

第二期募集224戸は、10月から11月にかけて募集が行われました。福島市の浪江町専用以外で募集戸数に満たない住宅があったものの、いわき市や郡山市の住宅は募集定員を申込みが超える状況となっております。1月には抽選会が行われ、今後、当選者の入居資格確認のうえ入居が決定することとなっております。入居状況につい

ては、76世帯が入居予定となっております。

第三期募集については、春頃の予定となっておりますが、意向調査の結果にもあるように町民は南相馬市や二本松市等の復興公営住宅の整備を待ち望んでいる状況にありますので、各地の復興公営住宅が、計画から募集の段階に早期に移行できるよう、県に対し強く求めてまいります。

次に、公営住宅整備に関する協定に基づく復興公営住宅の整備状況について申し上げます。

本宮市営の復興公営住宅の3団地56戸については、106世帯の申し込みがあり、1月27日に抽選が実施され入居予定者が決定しました。今後、6月下旬頃までに当選者からの入居申込書の受付し資格審査を行い、7月下旬に入居者の決定となり、平成27年度の入居を予定しております。

桑折町営の復興公営住宅に関しては、第一期の35戸の募集に対し44世帯の申し込みがありました。こちらにも2月24日に抽選会が実施され入居予定者が決定されました。今後は、県による桑折町代行業として、39戸の追加の整備が計画されております。

町内の公営住宅整備について、ご報告いたします。

町内において、災害公営住宅、公営住宅、福島再生賃貸住宅という3種類の公営住宅を整備することとしております。整備戸数については、今後交付金申請に向けた協議の過程で変動する可能性があるという前提ではありますが、昨年実施された意向調査の結果などから、整備を進める戸数を約200戸としています。幾世橋地区及び請戸字大平山地区の候補地について地形測量及び地質調査を発注しております。今後、戸数が確定し、計画の範囲が特定できた段階で用地買収を進めて行くこととしています。

また、幾世橋字斉藤屋敷地内に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が所有する雇用促進住宅80戸について、福島再生賃貸住宅として改修可能か否か、建物の調査業務を実施しております。その調査結果を基に、取得するかどうかの判断をしていく予定であります。これらの公営住宅を避難指示解除の想定時期である平成29年3月に向け整備を進めてまいります。

次に、タブレット端末整備事業について、ご報告いたします。

11月より受付を開始し、現在、全町民対象者約1万世帯のうち約5600世帯の配布申込みがあります。そのうち、3000台が町民の皆様のお手元に届いております。希望する全世帯に早急に届くよう努めていきます。

ひとりでも多く皆さんに有効にタブレットを活用していただき、

絆の再生強化という本来の目的を達成するため、県外6都市で講習会を開催し、多数参加がございました。3月は仮設住宅も含めて県内10数ヶ所で開催、さらに4月以降も継続してまいります。

次に、復興組合の設立について、ご報告いたします。

除染後の農地を保全していくため、行政区ごとに復興組合の設立を進めており、昨年度の酒田農事復興組合の設立に続き、本年度は立野上（かみ）・中（なか）・下（しも）行政区を一つとした立野地区農事復興組合と、高瀬行政区において高瀬農事復興組合が設立され、合わせて三つの復興組合が設立されました。活動を開始した酒田農事復興組合においては、約60ヘクタールの農地の除草などを実施しており、震災前の美しいふるさとの姿を取り戻しつつあります。引き続き、農地の保全、農業の再生に向け、組合設立及び活動の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

水稲実証栽培について、ご報告いたします。

昨年、4年ぶりに町内で水稲の実証栽培を行い、約7トンの米が収穫され、放射性物質の全量全袋検査を実施した結果、すべて基準値を下回る結果となりました。収穫された米は、実証栽培にご支援いただいた農業関係団体等に寄贈し、ご試食いただいたところであります。

また、鈴木酒造店「長井蔵」さんのご協力をいただき、収穫米の一部を使った日本酒を製造いたしました。日本酒は、常磐自動車道浪江一富岡間の開通記念祝賀会に提供させていただいたほか、ご支援いただいた団体等に贈らせていただくこととしています。お酒の名称は、ご協力いただいた二人の農業者さんの想いを表現し、「希（ねがい）」、「望（のぞみ）」と名付けました。今後も農業者の皆様を始め、町民の皆様にご希望を与えられる取り組みを、より一層進めてまいりたいと考えております。

「浪江フェア」の実施について、ご報告いたします。

2月16、17日、日本橋ふくしま館ミデッテで「浪江フェア」を実施いたしました。ミデッテは福島県産品の震災の影響緩和を目的として今年度4月に東京の日本橋でオープンいたしました。主には風評被害の払しょくや福島の実況発信のためのアンテナショップとして機能しており、このたびは2日間に渡り、浪江の産品を取り扱った浪江フェアを開催したところであります。なみえ焼そばを取り扱う麺の旭屋、井戸川商店、大堀相馬焼を取り扱う大堀相馬焼協同組合とガッチ、お酒などを取り扱うマツバヤと鈴木酒造店、花や鶏卵など農産物を取り扱うJin（ジン）が参加しました。町民の方も多数ご来場いただき、ミデッテによれば、平日としては異例の来館者

数及び売上げとのことでした。ふるさとを感じる事ができる機会を創出する製品の振興については、引き続き力を入れてまいります。

浪江町ADR集団申立てについて、ご報告いたします。

東京電力は、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）の仲介委員が示した和解案に対し、実質的な全面拒否の姿勢を崩してはおりませんが、去る1月28日に「第40回原子力損害賠償紛争審査会」が開催され、その議論において、東京電力の和解案受諾拒否に対し、委員から厳しい意見が出されました。

また、ADRセンターから提出された資料には、和解案の受諾が拒否されている案件について、東京電力に対する説得を鋭意継続中とあり、重ねて、「東京電力においては、仲介委員が提示する和解案に中間指針から乖離したものはなく、原発事故との相当因果関係が明らかに認めがたい損害が、和解案の対象となることもないことを十分に理解し、総括委員会所見の趣旨を踏まえ、被災者救済の早期実現の観点から、適切な対応を取ることが強く求められる。」と明記されており、あらためて公の場で、和解案の正当性が示されるとともに、東京電力に対する働きかけがありました。

町といたしましては、今後も、東京電力に対するADRセンターの対応を注視し、その動きを見極めながら行動してまいります。

次に、浪江町内の除染等の進捗状況について、ご報告をいたします。

『高瀬行政区』及び『立野下行政区』の除染につきましては、農業用水路の追加除染等により本年1月30日までの工期が5月29日に延長となり、現在は除染を全面展開中でございます。

次に、浪江町除染等工事(その3)『幾世橋3行政区、北棚塩行政区、藤橋行政区、西台行政区』の6行政区の本格除染の進捗状況でございますが、除染工事前に行う直前モニタリングが終わったところから、本格除染に着手しております。

仮置場の進捗状況については、仮置場の設計及び測量が終わった『幾世橋3行政区、藤橋行政区』においては、造成工事に着手いたしました。

次に、昨年9月より実施しております、除染の同意取得の取得率につきましては、本年1月末現在で、「川添北行政区：約71%」、「上ノ原行政区：約66%」、「川添南行政区：約65%」、「田尻行政区：約55%」、「小野田行政区：58%」、「谷津田行政区：約46%」、「立野上行政区：約52%」、「立野中行政区：48%」、「加倉行政区：約59%」、「苅宿行政区：60%」となっております、全体で見ますと約60%となっております、現在も、100%の同意を目指し同意取得を進めて

いるところでございます。

次に、仮置場の確保状況でございますが、『樋渡・牛渡行政区』、『苧宿行政区』において仮置場が確保されました。現在、「加倉行政区」及び「川添3行政区」並びに「立野中、上行政区」に設置の仮置場の確保に向け、関係者に説明等を行っております。

まだ、確保されていない行政区につきましても、引き続き仮置場の確保に向け、関係行政区長さんと相談しながら進めてまいります。

今後とも、対象住民の皆様へ丁寧な説明をし、「仮置場の確保」及び「除染の同意」に対し、ご理解とご協力を得ながら進めて参りたいと考えております。

最後に、除染計画の実施に当たっては、環境省には引き続き、町の意向を十分踏まえ、迅速かつ的確な除染の実施を求めているところでございます。

震災廃棄物処理等の進捗状況について、ご報告いたします。

棚塩地区・請戸地区に設置の災害廃棄物仮置場造成工事の進捗状況でございますが、棚塩地区については、3ブロック全てにおいて造成工事が完了し、「家庭で発生する片づけごみ」の仮置場として使用することとなります。また、請戸地区についても、7ブロック全てにおいて造成工事が完了し、「建物解体廃棄物、自然木・廃材、布類、廃プラ、漁網、被災車両等」の仮置場として使用することとなります。

次に、仮設焼却施設整備の進捗状況でございますが、現在、プラント機械設置工事を行っており、5月には機器の調整、6月には、焼却の試運転、7月からは本格稼働を行う予定で進めております。

次に、津波被災地の面的な災害廃棄物の選別、収集、運搬業務の進捗状況でございますが、現在、棚塩地区仮置場の南側及び県道254号（浜街道沿い）並びに両竹地区に集積されている震災廃棄物の選別作業を実施しております。また、農地の草刈り及び集積並びに選別の作業が始まっており、これらの選別された災害廃棄物は、請戸地区に設置の仮置場に随時、搬入しております。なお、この業務は、平成26年度、27年度の2カ年で完了する予定となっております。

次に、被災家屋の解体・撤去の進捗状況でございますが、今年度発注の42件については、本年2月7日に業者が決定し、3月末の完了に向け解体工事を行っております。

次に、「環境省による被災家屋の解体申請の受付け状況について」でございますが、本年1月末現在で受付済件数が357件、棟数で1278棟となっております。

次に、「津波による被災車両等の撤去・処分の進捗状況について」でございますが、現地調査の結果、被災車両が1073台でございます。すでに「撤去・処分の意向確認書」で処分の同意が得られた320台については、請戸地区に設置の仮置場に搬入が完了いたしました。また、所有者が不明な車両については、引き続き2カ月間、車両に張り紙を掲示するとともに、所有者確認用の閲覧資料を役場本庁、二本松事務所、各出張所及び環境省福島環境再生事務所に閲覧場所を設け、所有者の判明に努めております。

次に、被災船舶の解体・撤去工事の進捗状況でございますが、被災船舶64隻の内、現在39隻の解体・撤去工事が完了しており、本年3月末には全ての被災船舶の解体・撤去工事が完了いたします。

最後に、粗大ごみの回収状況につきましては、除染が完了した酒田行政区において、昨年12月よりコールセンター方式で受付を行い、個別回収が始まっております。今後は、順次、除染が完了した行政区より回収を始める方向で環境省と調整を行っております。

次に、津波被災地の復興事業について、ご報告いたします。

津波被災者の生活再建のため、防災集団移転促進事業により、移転促進区域内の宅地等の買い取りを進めておりますが、現在まで、契約手続き中を含め約390件、55%の契約を行っております。また、議会の議決が必要となる5000平方メートル以上の契約につきましては、33件の契約となっております。移転先住宅団地の整備につきましては、整備する区画数や災害公営住宅の整備戸数を確定させ、団地整備の詳細設計を行うため、現在「移転確定調査」を行い、集計作業を行っているところであります。

町営大平山霊園の整備につきましては、工事竣工後、3月中に県保健福祉事務所の検査を受け、4月の供用開始を予定しております。

営農継続型により実施を検討・予定しております太陽光発電事業につきましては、事業予定者による電力会社への接続検討依頼、資源エネルギー庁への設備認定申請を済ませ、回答を待っているところであります。同時に、パネル下部の農地で行う営農計画の策定に向け、国・県の指導を受けながら、農業関係者等と協議を行っているところであります。

次に、医療費無料化の継続について、ご報告いたします。

先般、保険者が行う窓口負担及び保険料（税）の免除について、平成27年度も平成26年度と同様の財政支援策を継続するとして平成27年度政府予算案が閣議決定されました。これを受け、浪江町国民健康保険や福島県後期高齢者医療広域連合でも、平成28年2月29日

まで医療費の一部負担金免除措置を延長、継続することとし、被保険者の方へは、2月下旬に、同日までを有効期限とした「一部負担金等免除証明書」を発送いたしました。

介護保険費用の無料化の継続について、ご報告いたします。

介護保険の保険料及び自己負担分の免除についても、平成26年度と同様の財政支援策を継続するとして平成27年度政府予算案が閣議決定されました。これを受け、浪江町介護保険の被保険者に現在実施されている、介護サービスの利用者負担の減免措置も、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの1年間延長されることになりました。

災害弔慰金について、ご報告いたします。

災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、1月末現在、申出受理件数が415件、うち審査件数が394件、うち認定件数が353件であります。

浪江町地域包括支援センターについて、ご報告いたします。

過酷な避難生活の中、高齢者の要介護認定者が増加しており、また最近では、認知症の症状と介護相談・権利擁護等専門的な相談の件数が増加傾向であることから、応急仮設住宅集会所や借上げ住宅自治会などで「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域みんなが認知症の方や家族を支える体制づくりを展開しております。更には、介護環境が変化し介護を有する方の身体的・精神的負担を少しでも軽減するための交流の場として「介護者のつどい」を開催しております。介護予防2次予防事業として二本松市に避難されている町民で介護認定を持たない65歳以上の高齢者に対しまして基本チェックリストを行い、対象者を抽出して運動機能向上のための「元気アップ教室」を週2回、3カ月にわたり実施しております。

浪江町東日本大震災追悼式について、ご報告いたします。

平成23年3月11日の東日本大震災から、この3月11日で丸4年を迎えます。本年は、町主催の追悼式及び遺族会主催の慰霊祭を二本松市の「総合葬祭ほうりん」で開催いたします。多数の来賓とご遺族の参列をたまわり、厳粛に挙行させていただきたいと考えております。

次に、町民交流事業について、ご報告いたします。

1月25日に京都府京都市「京都市国際交流会館」で交流会を開催しました。交流会では、町からの現状報告後、参加者と懇談してまいりました。交流会終了後は京都府庁を表敬訪問し、山田知事に避難者への支援について今後も継続していただけるようお願いしてき

たところであります。

10府県に配置しております復興支援員及び支援員サポート団体共同の復興支援員推進会議を2月16日に福島市で開催し、それぞれの地域の活動報告と、今後の支援の取り組みについて情報を共有したところであります。

今年4回目となる「なみえ3.11復興のつどい」につきましては、今月14日土曜日に、安達文化ホールをメイン会場として、仮設・借り上げ住宅自治会を中心とした実行委員会の主催により、各自治会活動発表会や浪江町タブレット体験会、その他、盛りだくさんの内容で行います。今年は、御殿場市「御殿場みくりやそば あなたのそばで振舞隊」の支援による「みくりやそば」と、弘前市「巨大アップルパイ ギネスに挑戦する会」の協力による巨大アップルパイが振る舞われます。また、今年度も浪江町美術展・芸能祭をあわせて行う予定になっております。

応急仮設住宅についてご報告いたします。

仮設住宅の入居状況は、2月末現在、建設戸数2893戸に対して入居戸数が2021戸、入居者数は3733人、入居率は69.9%となっております。県内の借り上げ住宅につきましては、会津地方が91戸218人、中通り地方が1893戸3966人、浜通り地方が1270戸2249人、合計3254戸6433人となっております。

次に、借り上げ住宅の契約更新についてであります。供用期間が平成28年3月末まで延長になったことに伴い、昨年11月から再契約事務を進めており、2月末現在、全対象物件3167件中、85.0%の契約書等を県へ送付したところであり、未契約についても、迅速な処理に努めてまいります。

次に、教育行政についてご報告いたします。

学校教育関係では、小・中学校は1月8日が第3学期の始業日でありました。冬休みの期間に児童・生徒、教職員ともに事故等はなく、この日、浪江小学校・津島小学校と浪江中学校では16日間の冬休みを終えて児童・生徒と教職員が集い3学期のスタートをしました。3学期は平成26年度のまとめと27年度の準備の期間でもありますので、学校と教育委員会事務局との連携を密にしながら有意義なものにしてまいります。

次に、生涯学習関連事業では、平成27年浪江町成人式が1月11日に二本松市安達文化ホールで行われました。避難先で4回目となる今年の成人式には新成人193名（対象者の82%）が出席して、晴れがましくも厳粛な雰囲気の中で、式が執り行われました。被災当時は高校1年生でサテライト校への移動など大変な苦労が続いた新成

人も、4年の歳月を経て漸く落ち着きを取り戻すことが出来たようにも見え、若さの中にも落ち着きが感じられて、今年の成人式も浪江町の今後に多くの期待を抱かせるものとなりました。

次に、子育て支援関連事業では、消費税率の引き上げによる子育て世帯への負担緩和のために、臨時的な給付措置として実施した子育て世帯臨時特例給付金につきましては、12月26日で受付を終了しました。支給件数105件、支給対象児童数160人、支給金額は160万円となっております。

また、平成27年4月から施行される「子ども・子育て支援新制度」に伴い、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援の需要計画である、今後5年間の「浪江町子ども・子育て支援事業計画」の策定作業を進めておるところです。今後は事業計画をもとに、避難状況を踏まえながら子育て支援策に取り組んでまいります。

以上、12月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、土地の取得案件が4件、条例の新規制定案件が2件、一部改正案件が13件、条例廃止案件が5件、経費賦課の免除に関する案件が1件、平成26年度の補正予算案件が7件、平成27年度の予算案件が11件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（小黒敬三君） 以上で行政報告を終わります。

ここで、TUFより、カメラの議場撮影の申し出があります。もとよりインターネットではすべてオープンになっておりますけれども、改めて皆さんにお諮りしたいと思います。このカメラの議場への撮影許可いたしますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

◎一般質問

○議長（小黒敬三君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分となります。一括方式には、慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。また、通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されておりますが、議事整理上、また円滑な議会運営をするため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部

の答弁で了解した時には、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許可いたします。質問、答弁とも簡潔にお願いします。

◇松 田 孝 司 君

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君の質問を許可いたします。
6番。

[6番 松田孝司君登壇]

○6番（松田孝司君） 改めておはようございます。6番、松田孝司と言います。議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思っております。質問方式は一問一答方式で、質問事項は通告書の記載のとおりです。

まずタブレット端末配布事業について、避難生活環境について、そして現在の課題についての3項目について何点かお伺いしたいと思います。

質問に入る前に、4月から馬場町長は、双葉郡の町村会長に就任するという報道がありました。おめでとうございますと言っているのかわかりませんが、これからは浪江町民のみならず双葉郡民の今後の行く末が町長の双肩にかかっていると過言ではないかと思っております。各町村それぞれの立場、それぞれの考えはあると思っておりますが、何とか双葉郡は一つで双葉郡民のため、よろしくお願いします。そのためにも昨年一時健康を害したようですが、これからは健康管理には十二分に注意し、私利私欲にとらわれず粉骨砕身、浪江町民、双葉郡民のため精力的に邁進していただきたいと思っております。

さて、質問に入りますが、タブレット端末配布事業についてですが、1月末から町民にタブレット端末配布が始まりました。目的としては、浪江からの情報発信の強化、町民同士の絆の維持及び生活の質の向上ということです。講習会が2月11日の大阪から新潟、千葉、宮城、茨城、東京と県外から始まり、県内でも7日のいわきから私の住んでいる桑折駅前仮設住宅へも20日午後に講習会があると聞いています。私の手元には、まだタブレットは届いていませんが、手にとって色々と確認操作を確かめてから質問したかったのですが、見切り発車で見当違いの面もあるかもしれませんが、感じていることを質問させていただきます。私ももう高齢者予備軍に入っていますが、昨年8月、販売店で2年以上使えば端末は無料になりますと店員に言われ、タブレットを購入し現在使用しています。使

ようによっては確かに便利で、使えば使うほど何でもできると実感させられています。まだ、タブレットの機能の2、3割ぐらいしか使いこなせないと思っていますが、実際にここまで使えるようになるまでは本当に大変でした。今の若い人達は大部分がデジタル世代に育ち、パソコンやゲーム機などでデジタル機器に慣れ親しんだ人達ですから、何不自由なく使いこなせると思います。中には、高齢者の方でも必要に迫られたり、興味のある方などは果敢にパソコンなどに挑戦し、今の時代の流れに沿って頑張っている方々も大丈夫だとは思いますが、しかし、大部分の高齢者予備軍を含め、シニア世代の方々にとってタブレットと聞いて、どんなものかもわからず触れて間違っ壊したらと怖がる人もいます。多分ここにおられる方の中にも、タブレットを使いこなせるか不安な方もおられるかもしれません。大分前の調査になりますが、富岡町では、配布した約3500世帯の中で、一日の使用実績は平均400世帯程度と全世帯の配布の約1割。飯舘村は約2300世帯の配布世帯のうち、毎日使うのは3割の約800世帯に止まっているそうです。私の知っている高齢者の方でもタブレットを自分で購入し必死に覚えようと頑張っている方もおられます。その方が、桑折町の浪江出張所で実際浪江道場のアプリを試したそうです。感想としては若い人にはこれでいいと思うけれど、高齢者はこのアプリ以前の問題だと言っていました。時々役場に来てみると、担当課の窓口ではタブレットを持ってきて、操作方法などを聞いておられるからもあります。シニア世代やデジタル機器に慣れない方には、1回や2回程度の講習会では覚えきれないのではないかと考えています。町のホームページにもタブレットの操作がわからないときは浪江町タブレットサポートセンターへの電話番号が載っています。果たして電話の受け答えだけで理解できないのではと思います。タブレットの習熟するための期間、今後の対応をどう考えているのかお伺いします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

今回のタブレットにつきましては、町民参加によるワークショップや操作テストなどを重ねながら、不慣れな方でも使いやすいタブレットを目指して開発をしてまいりました。今、議員がお尋ねのとおり、箱のまましまっておくとか、あるいは怖がらずに使わないということのないように、今後も努力を重ねていきたいと思っています。

動画での使い方の解説、あるいは詳しい説明書の作成、コールセンターの設置、県内外での講習会の実施など、町民の方に少しでも

慣れ親しんでいただけるような対策を今講じております。このような対策につきましては、平成27年度も継続して町民の要望に添って工夫をしながら行っていくという予定になっております。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） はっきり言って高齢者の方の目線に立って、分かり易くじっくりとこれからもやっていってほしいと思います。次の質問も関連になりますけれども、よく鉄は熱いうちに打てという格言もあります。熱いうちは柔らかいですから自由自在に加工できます。タブレットも本当に最初が肝心なのではと思います。いかに興味関心を持たせて好奇心のあるうちに覚えれば習熟も早いのではないかと思います。そして町民の方にタブレットは必要不可欠だと思ってもらうことが一番だと思っています。それにはある程度まで毎日でも触って操作することが大事だと思っています。町民同士がタブレットを利用することによって、知人同士で色々な情報交換ができると思います。二、三日、桑折町の浪江出張所に行った際ですけれども、仮設住宅で顔なじみの高齢者の方も来客中でした。その人にタブレット申し込んだのかと聞いたら、「どうせそんなの分からないから申し込まなかった」と言っていました。その場でタブレットを借りて電源の入れ方、そして浪江町のホームページをアプリを自分の指で操作を体験してもらいました。80歳過ぎている人ですから、本当に覚えるの大変です。指のタッチ自体も力加減も分からず、苦勞してやってみたのですが、実際自分の手で操作した感想を聞くと、これは確かにいいなと、即座に役場に申し込んでいました。ただ、習っていませんから、どうしても大変だと思っています。あと、せっかくの多機能なタブレットですから、有効活用することは本当に大事だと思っています。タンスの肥やしにしてしまっただけでは本当にもったいないです。目で見て、手で操作して、頭で考える。認知症やぼけ防止にもよいと思います。町にタブレットのサポートセンターが開設されました。町役場内ではなく、そんなに職員が配置できないというかも知れませんが、町民の利用を促す環境をしっかりと整備すべきだと思っています。ある程度習熟するまで各所に担当員の配置を考えるべきだと思っていますが、どう考えているかお伺いします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） まさに議員おっしゃったとおり、タブレット配置、これまでできてきている各先進自治体においても指導といたしますか、説明会等含めて講習会が遅れたおかげでタンスの肥やしになっている例が非常に多いということは、うちの取り組みの段階でもそういったこともいただいております。そのため配布と同時

に興味を持っていただく、使っていただくということを前提に今講習会を開いておるところでありますけれども、個別の指導員を配置できれば一番いいわけですけれども、中々そういうことも現状では難しいところもございます。今、役場の各出張所の職員であったり、あるいは各地に配置しております復興支援員、あるいは社協の職員の方々等の協力を得ながら、基本的な使い方の普及を広めてまいりたいと考えております。特に、復興支援員の方々、社協の生活指導員の方々においては、住民とのコンタクトをとる意味でもいいツールになっているということもお聞きしていますし、先ほどありましたように、実は申し込みしなかったんだけど、使ってみたらおもしろいから送ってくれという追加の申し込みもかなり多くなっているのも事実でございますので、そういった形で全ての機能を使えるようにというのは中々いかないと思います。ですから、一つでも興味のあるところを中心に使えるようにやっていただければ、そこからまた住民同士のつながりも出てくることも考えられますので、そういったことでやっていければと思っております。

また、ある程度人数が決まった場合については、職員等も出張して説明会等もできる範囲で対応していくということで対応しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） 分かりました。私もそう思っています。ただそうですが、行政区の総会とかその場においても習熟させるように講習会なんかをやっていただければ幸いです。私も仮設住宅に住んでいますから、色々仮設の行事などに行ってもかく触って、結構便利なものだからと声はかけています。皆さんも分かり易く、タブレットというものはどういうものかと。具体的にやって高齢者でも触れるよとって、触る楽しさを覚えさせることが必要だと思っています。その点、よろしくお願いします。

次の質問ですけれども、パソコンやスマートフォン、そしてタブレットでもそうですけれども、インターネットであれこれ検索したり、家族や友人とメールを送受信したり、シニア世代にもやさしいアプリも日進月歩、常に進化してバージョンアップを日常しています。町役場出張所に勤めている方にもある程度は説明会が行われたと聞いていますが、その中でアプリのラインを利用してテレビ電話など活用するような話も聞きました。そして身近にいる方同士は簡単に相手の情報は入力できるようなタブレットになっているようなことを言っていました。ただ、浪江町民は全国に離れています。遠くの親戚や知人など全国にいる人達に、こういう近い同士の入力は

不可能だと思います。多機能でよいことですが、年齢層にあわせて対応支援を考えていくべきではないかと思います。慣れ親しんだ人ならまだしも、タブレットに触れている方からすれば、タブレットのバージョンアップ、そしてアプリの追加、セキュリティなど、かなり細々に上に出てきます。その点を町としてどう対処するのか。今後アプリの追加などの細かいソフトの支援体制を今後どのように考えているのかお伺いします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） まさに議員お質しのとおり、配布で終わりではなくて、いかに町民の皆さんに継続して使っていただいて絆の維持を図っていくかということが重要だと考えております。特に、高齢者の皆様には特に使っていただきたい当町のオリジナルアプリが簡単な操作でなるように作成はしておりますけれども、今後のバージョンアップ、あるいはアプリの追加に関しましても、ご覧いただきたい部分については最初の変更、従前同様の操作方法といったことも検討しております。先ほど回答したように、体制を確認した上で反復してバックアップしてまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） よろしくお願いします。あと画面にちょっと感じた点なんですけれど、上になみえ道場とか三つ項目あります。あそこに本来ならば、浪江の、ちょっとど忘れしましたがけれども、下の方に小さいんですよね、浪江町の色々情報。あれを上のにのせてもらえればいなど、実際に使って感じました。そうすると簡単に指4つぐらいで浪江町の現在の状況は分かります。よろしく、検討できるかどうかは分かりませんがお願いします。

あと、岩手県とか北上市とか釜石市などでは、結局タブレットを仮設住宅支援連絡員で、デバイスとしてタブレットを活用されていると聞いています。タブレットで色々情報を即座に入力して、そうすると社協の本部に来るようになっていくみたいですね。そういうアプリも随時町としても考えていくべきだと思います。これは要望として話しておきます。

続きまして、避難生活環境について質問したいと思います。現在、県内外46都道府県、また国外にと町民の方があまたに避難しています。1月末で先ほどの町長の行政報告にもありました6400人余りの、町民の30%の人がそれぞれの思いで県外に避難生活を送っていると思います。昨年末に東京に避難している知人のところに尋ねていきましたが、色々とふるさとを離れて不自由さに困っていました。確

かに都会ですから、どこに行くにも車を使わなくても自由自在に行くことはできます。復興支援の方も毎週のように集会所で避難者との交流会を行っているそうです。現在、浪江町などを含め、近在の市町村の出身者の方が多く復興支援として活動していると聞いています。ただ、その方々も現在はふるさとを離れ、都会に根付いてしまっている方です。復興支援の方も一生懸命取り組んでいるとは思いますが、話を交わしていても、避難している私達との考えにギャップがあると悩んでいました。現実を直視すれば、私達の置かれている立場を理解できるかもしれませんので、復興支援員の方に現在の浪江町を希望者に見てもらうのも一考ではないかと思えます。県外の復興支援員が配置されていますが、避難者との間に問題点はないのかお伺いします。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 本年度より1府9県、10府県に配置いたしました復興支援員には、委嘱後、震災から現在までの浪江町の現状を理解していただくために推進会議を行っております。推進会議の他にも連絡会議の開催とか電話等による相談対応を行いながら情報共有を図り、避難者支援の連携強化に努め、きめ細かな寄り添った支援を心がけ、活動に取り組んでいるところでありますので、特に大きな問題はないと考えてございます。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） 皆、人それぞれの悩みは抱えていると思います。今朝の新聞に原発事故関連死に重なって生活支援のことは載っていましたが、浪江町民の。その他で、復興生活支援員、浪江の町民の方も何人かおられると書いてあります。ただ、これからは浪江町民の人をやっぱり育成していくべきではないかと思えます。同じ生活境遇にいるから、やっぱり同じ気持ちは伝わると思うんです。これを県外にいて、元浪江出身だったら我々の状態はわからないわけです。だから避難者として、3年も4年もそこにいれば、その土地にも慣れて避難者同士の交流もうまくいくのではないかと思えます。よろしくお願いします。これは要望になります。

次の質問に入りますけれども、昨年あたりから私の行政区や知人、友人の多くの方が、住宅を新築購入し移動が多くなっているような気がします。その中で、よく聞くのは転居したのは良いが周りに知人がいなくて寂しいという方が多く感じられます。中には、仮設住宅を返さないで住宅を子供名義に作り、新築購入して転居しながらも仮設住宅を別荘代わりに使っている方もおられます。町では、移動先は把握しているとは思いますが、この方達の訪問体制はどうな

っているのでしょうか。中々訪問支援体制も住民の移動が多く大変なのではと思います。前回訪問して、次に行ったときは移動していたということもあるのではと思います。避難先からの移動が多くなっている中、訪問支援体制は順応できているのかお伺いします。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 毎月避難先のデータを更新するようパソコン用のデータを配布して支援活動を行っているところです。ですから、町民の避難先が移動された場合、それまで担当していた拠点から違う拠点へ担当が変更になった場合においては、それぞれの拠点の支援員同士で情報を共有し、町民への支援を継続しております。

なお、この個人情報の取り扱いについては、適正管理の徹底に努めている状況でございます。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） 本当に生活支援の人も大変だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。あと、私の知っている避難している夫婦ですけれども、80歳過ぎて高齢ですから車はもちろん運転できません。その人は乗用車を購入しているんですよ。何のために購入しているか。やっぱり結局せっかくの知人、友人が来て、自分がいるなところに病院とか連れて行ってもらうのに、金大変だからと自分で運転できないのに車を買っている人もいますよ。借り上げの人で。そういう人達のためにも密に話を聞いてくれたりしてくれればと思っています。よろしくお願ひいたします。

次の質問に入りますけれども、これも借り上げ自治会に入会していない町民がどれくらいいるのかと以前質問したことがあります。40から50%ぐらいだとその時は思います。こうも移動が多いと借り上げ自治会でも、中々人間どこにいるか把握はできないのではないかと思います。ましてや自治会として積極的に勧誘などはしていないと思います。町としても自治会を行政区とともに支援して町民の絆の維持を図り町民の流出防止に努めたいと思っていることと思います。

しかし、町民の中には情報は欲しいが束縛されるのが嫌だからと入会しない方や、高齢者の中には移動手段がなくて、中々集会には行けないとか、土地勘がなく動きようがない人など様々な人もおられます。

避難してからもう5年目に入りますが、4年も同じところに住むとある程度その土地に愛着も湧き、なじみ、町と距離を置く方もいると思います。同じ町民でも百人百様ですから、現時点では今後ま

すます自治会に入会されない人が多くなっていくのではないかと思います。仮設住宅に避難している町民の中でも、自治会に入会していない方がおられます。入会していても訪問を歓迎せず玄関を開けない方もおられます。町では、各自治会に入会していない町民への支援体制を今後どう考えていくのかお伺いします。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 現在、浪江町ホームページにおきまして、各地の借上住宅自治会の発足状況を公表しているところでございます。この情報の中では、新たな会員の加入の一助になるよう、会員の主な避難先エリアを表示しております。今後におきましても、各自治会と協力しながら、タブレットなどを活用し、各方部でのネットワークの構築を図りながら、新たな自治会の設立も視野に入れ、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） 町として、一生懸命頑張ってくださいるのは分かります。ただ、今の状況では町だけではどうしようもないと思います。あと行政区、そしていろんなサークル、そういう全体的に町からの目線ではなくて、全部回りから網羅してやっていくのも大事だと思います。町として、ただ集めることはできると思うんです、いろんなグループを。各ばらばらでは無く、全方位的にやっぱりやってほしいと。これも要望になります。よろしく町民の健康をよろしく願います。

では、現在の課題について、質問に入らせていただきます。昨年の10月に住民意向調査結果が公表されました。回答者数が5796世帯、回収率が59.5%。将来の帰還の意向では、17.6%が「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」とありました。まだ判断がつかない方が24.6%、戻らないと決めている方が48.4%、無回答が9.5%。昨年の夏時点の各町民の考えです。きのうのNHKのニュースでは、浪江、富岡、双葉、大熊、4町村の帰還についてのテレビでもありました。トータル的には3割ぐらいの人は完全に戻らないと言っていると思います。その結果を踏まえて、町として今後の方向性を出していくべきではないかと思います。町の復興計画は、どこにいても浪江町民と言っていますけれども、国の考えは違うと思います。多分そこに住めばその地域の住民、それは普通から見れば当たり前になります。現在行政区の対応は区長に任せ、自治会への対応は自治会長任せと対応しているような気がします。何人かの区長さんと話す機会はありましたけれども、自分の判断では動けないとはっきり言っています。ある程度、町として戻れないと思っている人達に対

して、長期の方向性を出してくれれば、その町の方針に沿って区長さんや自治会長は動けるのではと思っています。仕事の関係や子供、孫の学校など、そして病院の通院などで避難先にやむを得ず住宅を建てたり、購入している方が多くなっています。ただ、その土地に住めば、また新たに近所の方とのつきあいが始まります。いつまでも、浪江町一辺倒でいて隣近所のおつきあいをおろそかにすれば、そこには住みづらくなり、かえって浪江町民の評判が悪くなると思っています。いつかは二者択一を迫られるかも知れませんが、郷に入れば郷に従え、その生活にも馴染まなければなりません。ただ古里を思う気持ちは誰にもあることと思います。ましてや古里を汚され、私達は追い出されています。その思いにどう答えてくれるのか。帰りたくても現在の状況では戻れないと思っている方々の思いではないかと思えます。

今後どう古里を離れ、避難先に落ち着こうとしている方々に、町として、どうコミュニケーションの維持継続を図り、どういう方向性を示し、どういった対策を考えているのか、町民の方は知りたいと思っています。2割程度しか戻らず、あとの8割前後の町民との絆づくりをどう深めるか。本当に大変だとは思いますが、今後の浪江町の行く末にも影響すると思います。ふるさとを離れていても魅力を持った絆づくりを喫緊の課題で早く対策を講じるべきだと思います。意向調査で戻れないと思っている町民に対し、今後どう取り組む考えなのかお伺いします。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 質問にお答えする前に、冒頭より松田議員から励ましの言葉をいただきました。厚く御礼申し上げたいと存じます。微力でありますけれども、浪江町のみならず、双葉郡一体となった再生・再興に向けて頑張っている所存でありますので、更なるご支援とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

さて質問にお答えいたします。今、議員お質しのとおり、戻らないと決めている方が48.4%おりました。非常に残念な結果であると思います。その中には、避難先で生活再建を判断された方もいらっしゃいます。さらには帰りたけれども、学校や仕事の都合でまっすぐに帰れない。そういうお答えもありました。そして帰りたが、現在の町の復旧状況では戻れない、帰れないということで判断したという方々、本当に私いつも言うんですけれども、2万1000通りの考え方があつた。松田議員からは百人百様という言葉がありましたけれども、まさにその通りなんです。ですからそれを集約していくということは非常に難しいんでありますけれども、町民の方がやっぱ

り根底的に何を考えているのか。どういうことを望んでいるのか。それを前提に今まで施策を打ってきたつもりです。そういう中で、今、これからはやっぱり放射能の不安であるとかあるいは生活基盤の復旧の状況がどんな状況かということもかなり気になさっておりますので、そういう状況をやっぱり先ほど行政経営で申し上げましたように、見える形にしてなんとか戻れるような状況、その環境整備はやらなくてはならないと考えているんです。私やっぱり心配になりまして、帰れない、帰らないという方のお話を聞いたことがあるんです、交流会の中で。そうしたら根底的には町長、子供が成長し、そして自分が仕事が落ち着いて定年と言いますか、第二の人生を踏まえるような状況になったら必ず戻るよと。戻ってふるさとに戻って終の棲家にしたいという方々が非常に多いんです。そういう方々のためにも、やっぱりふるさととは再生復興しておかなければならないという意識付けで、意義づけで今やっております。

したがって、この浪江町の帰属意識をとにかく保っていただいて、先程来ご質問ありましたタブレットの端末をよく使っていただいて、情報交換、質問にありませんでしたけれども、テレビ会議もできます。家族同士の。離れ離れになっている方々の家族同士の双方向のテレビ会議もできますので、そういうものを使いながら浪江町との絆を更に強めていただきたいということです。特に避難先で住民票を移している方。私も一番、町民税務課の報告の中で気にしているのは住民票の移動の関係です。残念でしたけれども、昨年末には1割程度だったんです。2300人程度だったんです。今月に入りましてちょっと移動が始まって3000人超えているんです。ですから非常に残念な結果なんです、住民票を移さなくても今の生活ができるような制度設計を国のほうにお願いしたいということも提案させていただいています。そういうことを含めて、これからの町民との絆を深めるために、いろんな状況を把握しながら、いろんなことを提案してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） 町長からの話、よく分かりました。ただ、テレビ電話も確かにできます。現実には触れ合うことが一番だと思うんです。対面で話し合えば、電話では相手は何やっているか分かりません。私、昔、工事の現場監督をしていました。その場で役所に呼ばれると必ず直接出向いていきました。電話ではいくらでも分からないですね、相手の感情。ただ、直接伺えば、役所の方も怒っても怒りきれません。お互いの誠意は通じます。テレビ電話も確かに大

事で、遠くの方は仕方ないです。ただ、直接触れ合って、町民の方とふれあいの場を多くするのは、一番これからの維持管理に大事だと私は思っています。だから、私は仮設に住んで高齢者の方といろんな集まりでも積極的に集まっています。そして、タブレットもそうですけれども、私もできたら少しでも微力に、仮設で講習会も聞きながらやりたいとみんな仮設の人にも言っています。そうやって触れ合うことが町として一番なんです。そのふれあいを町として積極果敢にこれから進めていってほしいと思います。よろしく願いします。

次の質問に入りますけれども、最近避難していて元気で暮らしていた方が亡くなるということが多くなっているような気がします。先月も新聞紙上に災害弔慰金の対象となる震災関連死、原発事故関連死についても載っていました。今日の民報にもでかでかと載っています。以前シリーズで、新聞紙上でも震災関連死について問題提起していたと思います。そして「不認定」に異議46件、基準のばらつきが背景になっていると書いてありました。確かに岩手、宮城の両県では県単位で審査会を設けて審査しています。新聞では全県一律の判断が必要なのではと載っていました。ただ、よく考えてみてください。福島県の場合は自然災害だけではありません。自然災害を受け災害関連死の認定判断するのは確かに分かります。ただ、私達は自然災害で避難しているわけではないんです。福島第一原子力発電所事故によって、一国の総理大臣の避難命令によって当たり前前に暮らしていた古里を追われて私達は避難しています。避難生活も古里「浪江町」に住んでいた環境から程遠く、家族や親せき、知人や行政区などのコミュニティもバラバラになってしまいました。商工業や農業の生業も失い、先の見えない悲惨な生活環境に置かれています。私達は好きで避難しているのではないのです。国の避難命令で当たり前前に暮らしていた古里を追われ暮らしています。それを自然災害による災害関連死の認定で判断するのはおかしいと思います。今まで避難して多くの方が亡くなっていますが、災害関連死が既存の認定基準で判断されています。先日、知人のお父さんが亡くなりました。避難してから何度も何度も古里へ帰りたいたって困らせていたそうです。知人も、その思いを知っていたからこそ、亡くなってから、許可を得て帰還困難区域の我が家に、お父さんを乗せてふるさとを見せてきたそうです。古里では高齢者の方でも皆さんが当たり前前に畑仕事や田んぼの手伝いなど、自分で出来ることに励んで暮らしていたのです。それが避難してからは、多くの方が家族も、近所の方、親戚も離れ離れになりコミュニティも薄れ、古

里でいう心の抛り所を失ったのです。部屋も小さく、夫婦で一緒にいると精神的に参り、ちょっとしたことで喧嘩をするという話もよく聞きます。古里と同じ生活環境ならこんなことは言いません。私達は古里を追われ精神的・肉体的にも限界の中で避難生活を送っています。病気の要因として、病は気からと昔から言われてきました。大阪大学の免疫学フロンティア研究センターの研究グループは、交感神経による免疫制御のメカニズムの一端を明らかにしたそうです。私は難しいことは素人なのでよく分かりませんが、ストレスによって免疫力が低下する。ストレスも病気の要因の一つと科学的にも証明されようとしています。町民の大部分の方は、古里を追われたことにより、様々なストレスを抱え、精神的に参っているのではないのでしょうか。災害関連死の認定がなければ、災害弔慰金が支給されないなどと既存の法律に当てはめるべきではないと思います。まずは、古里を追い出されてストレスを抱えさせられた全ての避難者に、国は何らかの補償をするのが国としての責務ではないかと思えます。

以前にも生涯補償を求めるべきと町長に質問したことはあります。そのときの答えは、勉強しておくとの回答でした。まずは原発事故避難で古里を追われ亡くなっている全ての方に災害弔慰金を支給すべきだと思いますが、無理ならば見舞金を考えるべきだと思います。町長としてどう考えているかお伺いします。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 現在、双葉地方として医師、弁護士、有識者の7名で審査会を行っております。震災との死因の因果関係により判断しますので、審査会の認定判断を元に支給してまいりたいと考えております。

また、無理なら見舞金ではとありますが、この制度の趣旨が大切な家族を失った人達が生活を立て直すための見舞金でありますので、災害弔慰金支給法に基づき支給していきたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） その災害弔慰金自体の一番災害救助法のあらまし分かります。一番最初には自然災害とうたっているのです。それなのに、なんで私達が自然災害でないのにこれ適用されるのですかと私は疑問に感じているんです。私一人かもしれませんけれども、こういってあともできますけれども、現実に沿ったことをやってくれるのが法律ではないですか。国民のための法律が一番だと思います。現実には我々はそれを感じているんですよ。皆さんも心の中では思っていると思えます。この審査会も、これ先ほど町長の行政報告

にもありましたけれども、審査会自体がおかしいと思うんです。もう悪いけれども、国の命令によって避難させられているんだから、国で全て責任は負うべきだと私は思います。町にこんなこと言って質問しておかしいかもしれませんが、これは避難市町村全体で取り組むべき課題だと思います。せつかく今度浪江町長も双葉郡の町村会長にもなられました。そういう話を積極的に意見を出して、こういう話もあるからどうだろうとぐらい、一言ぐらい言ってほしいと思います。本当に亡くなられた方本当にかわいそうです。古里で何不自由なく暮らしていた方がこうやって避難されて、不自由な生活をみんな味わっているんです。亡くならない方もまだ大変な思いをしているんです。当たり前前に家にいれば何気ないことでもやっていたのを、こんな思いをさせられて、私達では声を上げないということはないと思います。町としても町村会のほうにも、町長一言よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問に入ります。私が議員になって2年が過ぎようとしています、まだまだ議員として勉強不足だとは思いますが。重荷を負うて遠き道をゆくがごとく、初めから理解して行動はできないと思います。私達は今回双葉郡全体をはじめ、大規模な地域が国の命令で古里を追われるという体験をしました。古里を追われ、家に帰るにも国の許可得て立ち入りを許されるという、あってはならないし、現実的な境遇に置かれています。国民の安全を守るという観点からやむを得ない事だとは思いますが、憲法の理念をも覆すことを平然と行っています。それを現実に私達は先ほども言いました体験しています。その中で、現在の法律では対応できない事例が多くあったことと思います。私が議員になってからは2年になりますけれども、現実に沿った法律の改正との要望は行ってはいません。ただ、その前の方達は避難という混乱期の狭間にも、度重ね国へ要望したとは思いますが。現在はある程度混乱期を脱してゆっくり考えられる状況になっていると思います。前の質問の災害関連死問題にしても、災害救助法の根幹を逸脱しているんです。無理に既存の法律にはめ込み私達を苦しめているんです。今回の避難で多くの方が亡くなりました。亡くなられた方は、本当に今まで先祖から継承してきた古里を追われて、古里を守れないという悔恨の念でさぞや悔しかったと思います。残された私達で何とかその思いを継承していかなければと思います。そのために、今回の原発事故避難で既存の法律では不条理な面が多かったと思いますので、現実に体験した自治体として声を積極的に上げて行くべきだと思うが、どう思っているのかお伺ひします。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員お質しのとおり、震災当初の対応は、自然災害を想定していた災害救助法という法律の対応で全てやってまいりました。しかし、その災害救助法では、我々の置かれた、震災に置かれている立場というのは全部適用ならないんです。本当に自然災害での適用です。こういうことを度々国のほうにも要望してまいりましたけれども、やっぱり災害対策基本法があるからそれに準じてそれを引用しながら適用していきたいという答弁だけで、今もってなおされていません。しかし、今回、福島復興再生特別措置法の一部改正法案が今国会に提出されています。そういう中で、今議員がお質しをしている災害弔慰金の問題とか、あるいはそれらの別の今の事案に適用するようなものがあれば、その法案の中で一つ解釈していただいて予算措置をしていただく。そういうようなことも要望してまいりたいと考えています。本当に機会あるごとに、我々の置かれた立場を、実情を説明してきているんです。どうも分からないところがあるということが現実であります。したがって、引き続いて私ども被災町の責務を痛感をしながら発信をして、何とか災害救助法が、今の原発災害の形のものにできるかどうか。そういうことを常平生考えながら発信してまいりたいと考えてますのでよろしくお願いしたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） よろしくお願いしたいと思えます。

今、東京電力で賠償をみんな元の状態に戻らなくてみんな打ち切ろうとしています。これからそれに向かって浪江町自体もそうですけれども、元の生活環境に戻るまでは賠償、補償、必ずしてもらわないと大変だと思えます。田村市とか川内村、みんな中途半端な状況で支援を打ち切られています。それを元の生活環境、これは国の責任だと思うんです。これを町議会も一体となって賠償を中途半端な打ち切りは本当に困ると思えます。これも要望でよろしく願います。

あと、最後になりますけれども、今月で町役場を去られる方もおられると思えます。この困難期に重要な職務に専念して相当大変で苦労したことは思えます。役場を去られても同じ浪江町の町民です。それぞれに今是非できることを行って、お互い笑顔で接していただきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（小黒敬三君） 以上で、6番、松田孝司君の一般質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） ここで10時50分まで休議いたします。
(午前10時37分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前10時50分)

○議長（小黒敬三君） ここで町長より発言の訂正を求められております。

○町長（馬場 有君） 先ほどの行政報告の中で、10ページの後段の5行目、「営農継続型により実施を検討しておる」というところを「予定」と報告いたしましたので、「検討しておる」ということでございますので、ご訂正をお願いいたします。

それから、12ページです。下から3行目の「2月末現在全対象物件3135件」と訂正していただきたいと思えます。「3135件中」としてパーセントではなく、2679件の契約書を送付したと。もう一度申し上げます。「全対象物件3135件中、2679件の契約書等を県へ送付した」ということにご訂正をお願いいたします。

◇馬 場 績 君

○議長（小黒敬三君） 続きまして、一般質問を始めます。
16番、馬場績君の質問を許可いたします。
16番。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績でございます。

昨年の暮れ、総選挙の結果、第3次安倍内閣がスタートとしました。291議席という絶対多数を獲得。「自公大勝 3分の2維持」と報じられました。しかし「全有権者に対する絶対得票率は小選挙区で24%、比例では17%に過ぎないというのが真の民意」という新聞投書は本質を突いたものであります。比例得票率は33%、福島県内では30%であります。「絶対多数」のからくりは小選挙区制にあり、虚構の多数であります。投票数の48%が死に票となる今の選挙制度が果たして国民主権と議会制民主主義に照らしまともなものなのか、民意を反映した制度改革が求められる所以であります。数を頼りに何をやろうとしているのか。

一、原発事故から4年。国・東電の責任について。

福島復興なくして日本の復興なしと言いながら、端的に表れたのが昨年末、国、東電が打ち出した営業損害賠償打ち切り「素案」であります。

それ以外にも説明会からわずか1週間で特定避難勧奨地点の避難指示解除と今年3月末での精神的損害賠償の打ち切り、建設予定地の地権者合意がないままストックヤードの業者決定と中間貯蔵施設搬入予定期日の明示などがあります。これが「福島復興」でしょうか。我々は全町民避難を強いられています。

浪江町民ばかりか絶対多数の県民が、原発事故の直接間接の深刻な被害を受け続けています。それを置き去りにするやり方は、福島切り捨てであり、原発再稼働と一体であり、認めるわけにはいきません。そこで町長に質問いたします。

①今もなお原発の危険が継続し、避難生活を余儀なくされ、いまだに浪江に帰れない、事業再開の見通しも立たないなど基本的人権と生業の再建、財産権を侵した、加害企業である東京電力と、危険な原発を国策として進めてきた国の加害者責任と賠償について、改めてどのように認識されているのか、また県や双葉広域との連携など今後の姿勢についてお答えください。

②営業損害賠償を後1年で打ち切りとする素案に対し、短期間で県民の怒りが高まりました。1月16日には福島復興共同センターが国・東電と交渉。営業再開の実態を示し「何を根拠に素案を作ったのか」説明を求めましたが示すことができませんでした。

浪江議会でも1月19日、賠償打ち切り素案の撤回を求めて復興庁福島復興局と東京電力福島復興本社に要望。両者とも「ダム事業では営業損害補償は2年だが、素案では2プラス1、5年間の賠償。事業再開を後押しするもの」などと答えていました。そして商工会議所、商工会など県民の怒りの声に背中を押される形で県の損害賠償対策協議会が2月4日、国・東電に賠償の継続を求めました。

原賠審の中間指針第二次追補では「賠償は基本的には、対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日までとすることが合理的」としています。昨日、延長検討と報じられましたが今後については詳細不明であります。

そこでお尋ねいたします。浪江町の営業再開の実態と中間指針の「終期」に照らし、「素案」の撤回と賠償継続を求めるべきであります。町はどのように対応してきたのか、また今後の対応についてお答えください。

就労不能損害の平成27年2月で打ち切りとする問題も不条理であります。県外避難をしているMさんから興奮気味に電話がありました。「小2の子供がいるので家族でA県に避難している。私は会社員でした。就労不能損害賠償打ち切りが今年2月と言われている。今の臨時の仕事がいつまで続くか、避難先での安定雇用など考えら

れない。」というものです。

就労不能損害ではそのほかにこれまでも臨時の仕事で日雇いか3カ月とか半年でちゃんとした仕事に就けない。3月からは「個別事情により最長平成28年2月まで」というが何の説明もない。国・東電の言うなり。我々は原発被害者奴隷なのか。気持ちが納まらない、などです。

個別事情とは具体的にどういうことなのか、就労不能損害賠償打ち切りについて原発賠償紛争審査会に実態調査と賠償の継続を求めべきであります。町長に答弁を求めます。

次は「第二原発廃炉と国の判断」についてであります。

宮沢経済産業大臣は、2月4日の衆院予算委員会で、福島第二原発の廃炉について「国が50%を超える東電の株を持っているが、40数パーセントは民間の株主。国だけの判断というわけにはいかない」これは維新の党、小熊議員に対する答弁であります。2月5日の福島民友に報道されました。東電と利益共同体のあけすけな加害事業者の擁護であります。

政府が「事業者の判断」と言い続ける背景について、「第二原発を廃炉にすれば資産減少で東電は赤字になる、だから政府は廃炉を指示できない」とでもいうのでしょうか。これでは「東電は助けるが、避難者県民は切り捨てる」と言っているも同然であります。

オール福島が求めている「10基廃炉＝第二原発廃炉」とは、福島復興の最低最大の前提であるということです。そのためにも東電経営にかかわる大手銀行、電力事業者、電気業界、ゼネコン等の、原発利益共同体に負担を求め完全賠償とフクシマが安心して復興・再生に前進できるよう、国に廃炉を求めるべきと思います。宮沢経産大臣が言う「国の判断」について町長はどのような見解をお持ちかお示してください。

二、浪江町集団申立てと和解案に対する今後の対応についてであります。

私は、2月24日の毎日新聞で「東電が4回目拒否」を知ることができました。

1月28日に第40回の原賠審が開かれました。紛争解決センター室長は「個別の主張立証を踏まえて和解提示しているので、中間指針と乖離するもの、因果関係のないものについて和解提示することはない」と説明されています。これは昨年11月5日、衆議院文部科学委員会で共産党の宮本議員の質問で、文部科学省田中開発局長が答弁した流れの枠組み、その再確認であります。しかし賠償打ち切りでも明らかな通り、賠償の仕組みを実効支配しているのは経済産業

省資源エネルギー庁であります。我々議会としても、これまでも東電本社はもちろん経済産業省、文部科学省に和解案受諾の要望を重ねてきました。特に昨年6月26日、経済産業省に要望した際、磯崎大臣政務官（当時）は「法律の中でできることは対応していきたい」と答えました。要するに「町長が町民を代理した集団申立てによる一括一律賠償の是非は法律との関係で判断できない」ということを言わんとしているのではないのでしょうか。そこでお尋ねいたします。4度にわたる東電の「受諾拒否」は不当であります。その上で、この方針を転換させ、町長は和解案を合意できる道筋があるとお考えでしょうか。それともADR仲介委員は、東電に受諾させる権限と見通しがあって長期の交渉を続けているのでしょうか。度重なる和解拒否について町は、町民にいつ、どのような形で説明するのか、町の方針・判断の時期、現状と今後の対応について答弁を求めるものであります。

三、復興公営住宅について。

大震災・原発事故から4年がたちました。1月の半ば、仮設住宅で懇談をしました。「ここに来て住んでみろ」、「ここでは終わりがたくたくない」、「仮設の4畳半に4年もいる。もう限界」。原発避難という過酷な生活であればこそ、「安心して休めるところがほしい」、この願いは人間として当たり前のことです。ある人は収容所みたいだとも言いました。1月末現在、町民の仮設入居2049戸、3800人であります。私はこれまで復興住宅建設を大震災・原発事故からの再生の象徴、「住まいは人権」の問題として取り上げてきました。現実には、県の全体計画4890戸に対し1月末現在の行政報告でもありましたが、私の調査時点では1月末現在の完成は261戸、5.3%でしかありません。「避難先での住居確保も高齢なので無理」、「希望するところの受け付けも、まだ出来ないと言われた。私らはどうすれば良いのか」。悲痛な叫びであります。4年たっても申し込みさえ出来ない。6年後に完成する保証もない、住む場所も決められない現状は復興以前の問題と言わなければなりません。それぞれの復興公営住宅建設計画と入居希望、その受け付けはどうなっているのかお答えください。

復興住宅建設の遅れとアパート・借家など借上げ住宅の「みなし復興住宅」についてであります。1月30日共産党の高橋千鶴子衆議院議員が予算委員会で「借上げ公営住宅」とすることを提案。太田国土交通大臣は「制度的に可能だ。地方公共団体が実情に合わせて判断してほしい」と答弁しました。県内県外避難もあり、その調整は必要ではあると思いますが、「みなし公営住宅は制度的に可能で

ある」ことを政府が認めたわけであります。入居希望に对应えられるようその線に沿った対応が求められると思いますが、お答えください。

原発避難による家賃賠償請求についてであります。「帰還困難区域」の世帯は「賠償対象期間は目安として平成29年5月まで」とありますが、その根拠は何ですか。また、それ以外の家賃の賠償請求はどうなるのでしょうか。強制避難なのに「家賃は自己負担しなさい」ということなののでしょうか。「復興住宅に入居すれば家賃は賠償されない」ということになるのでしょうか。きっちりお答えください。

四、介護・医療・健康不安・災害関連死について。

昨年6月、自公政権によって強行成立された「医療介護総合法」によって、今年4月から予想される介護報酬の引き下げは新たな介護難民が増え、「在宅復帰」が老老介護につながり、介護の現場も家庭も深刻な事態になるのではないかと心配されています。3年間で、介護保険の給付と負担が改悪されようとしているからであります。その一つが、要支援1・2の生活支援（訪問介護）とデイサービス（通所介護）を保険給付から外し、市町村事業に移すというものです。国は、その担い手はこれまでの自治体からボランティアに任せる、移行する、移行できるなどとしておりますが、ほとんどの自治体は、「それは出来ない」、また「見通しが立たない」と答えております。二つ目は、これからの特別養護老人ホームへの入所は要介護3以上に限られる。そういう制度改悪であります。三つ目は、一定以上の所得のある人は利用料が2割負担になることです。これは原発避難で現在は特例免除措置いろんな負担はそうなっています。いずれにせよ、制度改悪の本質は介護サービスを必要としている人がサービスを受けられない。まさに「保険あって介護なし」であります。浪江町議会は、この制度改悪に反対する意見書を採択していることはご承知の通りであります。

そこで3点質問いたします。一つは要支援1、2の認定増と、これまでのサービス給付と避難先での自治体対応がどのようになるのか、実態把握についてお答えください。

二つは、避難先自治体と協定を結び、生きがいデイサービスなど避難先で利用できるように体制を作るべきではないでしょうか。

三つは、新年度は3年ごとの介護保険計画策定の年度になります。避難先で少しでも人間らしい老後が送れるよう、要望が出ている介護タクシーなど横出し事業や利用者の声が反映される計画策定を進めるべきであります。どのように取り組むのか計画の追加見直しも

含めてお答えください。

次は、甲状腺がん検診と県民健康調査について質問いたします。2015年2月12日、県民健康調査検討委員会の発表によれば一巡目の検査29万7046人、二巡目7万5311人、合計37万2357人が受診。そのうち118人ががん、又はがんの疑いと診断されました。さらに一巡目ではA判定、何もないとされていた子供のうち、611人が二巡目で二次検査の対象とされました。そのうち1人が甲状腺がんと確定、7人が「がんの疑い」ありと診断されました。正常の診断から2、3年後に甲状腺がん又は「がんの疑い」ありに進行したことになります。この発表後に検討委員会の星北斗座長は「年齢分布などはこれまでと変化が見られず、原発事故の影響とは考えにくい」（2月13日朝日新聞）との見解を示しています。

医学的関連性について、継続的、総合的な調査と、診断対象者はもちろん、未診断の人や、当時の18歳で対象者を区切ることなく、低線量被ばくの影響なども含めて、それ以外の県民、町民も含め継続して検査することが重要と考えます。

「8人は福島市、田村市、伊達市、大熊町、浪江町に居住」との報道がありました。国・県・町は学校生活のサポートや、継続的な医療体制、家族への説明など具体的な支援についてお答えいただきたい。又、現在と将来の健康不安と恒久対策、例えば基金の設立と医療健康手当など検討すべきではないでしょうか。町はどのように構築し町民を支援していくのか。また県や国にどのような制度構築を求めていくのかお答えください。

1月27日現在の浪江町の原因避難・災害関連死は350人、津波犠牲の約倍であります。長期避難による身体的・精神的負担とその障害がどれほど大きいのか、孤独死や、自殺者を出さないための取り組みが必要であることをこの数字は物語っていると思います。

2点質問します。1点は申請件数と認定、異議申し立て件数についてであります。2点目は原因避難・災害関連死を防ぐためにも、その要因を分析し、関連死防止のために医療・福祉・介護・保険・生活支援の連携による支援、即ち総合的に問題をとらえて支援できる専門家を含めた体制作りをどうされるのかお答えください。

人の命は地球より重いものです。課題は山積しております。県や国にも働きかけ、行政がもっと被災者の立場でその生活に目を向けていかなければいけないことを、繰り返し強調しておきたいと思えます。

五、中間施設と安全協定について。

中間貯蔵施設問題は、様々な問題をはらみつつ動き出しました。

2点質問いたします。

1点は、輸送ルートの整備と周辺対策であります。浪江町は国道6号、114号と県道落合三春線など通過路線が明らかになりました。特に114号と県道落合三春線は狭隘な道路です。通過路線の整備要望と計画、整備完了はいつになるのか。

2点目は、搬入5条件と町の安全確保について具体的な回答があったのかについてであります。

私は9月議会、12月議会で双葉、大熊両町と同等の協定を求めるべきである、と質問しました。「県が国に求めた5つの条件は、やはり最低限遵守していただきたい。今後国に要請する」と町長は答弁されました。

双葉、大熊両町と国との5項目に協定について、町はその後、県や国に対しどのように対応され、どのような回答を得ているのかお答えください。

問題は、国が放射能汚染廃棄物の最終処分場問題を先送り、場所は決まっていないということです。先送りし、中間貯蔵施設の地権者との用地交渉でも、加害者としての誠意を示さず、同意がないのに環境大臣が汚染土壌の搬入時期を明言するなど、搬入ありきの言動は常識では我々は考えられません。こうした国の無責任な態度が地権者の気持ちを逆なでしていることも事実であります。この事業に困難を持ち込んでおります。県は、5条件の担保がないまま受け入れを表明しました。せめて地権者との合意が成立していない下での保管場所工事に着手したことは許されないとの毅然とした姿勢でこの問題に臨むことが求められていると思います。双葉町村会の会長でもある浪江町長としてどうされるのか、お答えください。

中間貯蔵施設設置受け入れに当たり、国が拠出するとした交付金3100億円は、浪江町を含む周辺町村の要望にどのように応えるものになるのかお答えください。

六、帰還の環境づくりと2居住について。

(1) 帰還の判断の問題についてであります。町づくり計画では「想定される帰還開始時期」として第一次を平成29年3月としています。いうまでもなく避難指示解除を示すものではないことも明らかにしています。

帰還困難区域以外の復興まちづくりの方針として、1. インフラの復旧・整備、2. 防災対策、3. 交通手段、4. 公共施設の復旧・整備、5. 住宅の確保、6. 生活環境の確保、7. つながりの場の整備、8. 雇用の場の確保、9. 双葉郡北部の復興拠点の整備、10. 津波被災地の復興であります。つまり平成29年3月までに整え

るべき環境として列挙されてあります。率直にお尋ねいたします。トータルでこの進捗状況は何パーセントでしょうか。角度を変えて聞きましょう。平成29年3月まで計画は達成できますか。避難解除判断の根本的条件ともいえる原発事故の収束、除染による生活可能な空間線量、半壊全壊・放射能汚染家屋の解体処理など問題はエンドレスと言えるでしょう。平成29年3月までとする計画と帰還の根本的条件についてどのように考えるのかお答えください。

(2) 2居住制度の検討についてであります。このことについては、当時の片山総務大臣のときから議論のテーブルに乗せられてきました。しかし、いまだに具体措置が決まりません。制度確立の障害は何か、町は県とも協議し基本的なことについて提案していくべきだと思いますが、現状と今後についてお答えください。

2月25日の朝日新聞に、復興庁による福島第一原発周辺4町の帰還希望世帯の調査結果が載っています。それによると浪江町は解除準備区域で19.4%、居住制限区域で16.6%、帰還困難区域で17.5%であります。政府は線量の低いところから避難解除する考えであります。この調査結果は、町民の考えとは大きなギャップがあることを示しております。改めて原発事故の「異質の危険」、即ち空間的、地理的、社会的影響はまさに無限であるということではないでしょうか。

異質な条件のもとで町の再生復興、町民の生活再建をどう図るかが問われております。やはり2居住制度の具体化であり、支援であると私は考えます。避難は長期化するでしょう。線量区分による賠償の見直し、帰る人、帰れない人、帰還困難区域のせめて「故郷を残せ」など2居住の制度の具体化とそれに基づく具体的支援が求められております。どのように進めていくのかお答えください。

七、戦後70年、平和と民主主義について。

最後に、安倍政権の暴走をどう見るか。NHKの朝ドラ、「マッサン」を見ていても今そのことがひしひしと伝わってきます。戦後の世界秩序がファシズムと軍国主義による侵略戦争の断罪の上に成り立っており、これを否定すれば世界でもアジアでも生きる道がないことは明らかであります。

憲法前文には「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、恒久の平和を祈念し、我々の安全と生存を保持しよう」とあります。

憲法9条は世界の宝です。ところが安倍内閣は自民、公明両党が昨年7月1日集団的自衛権行使容認の「閣議決定」をし、それを具

体化する安保法制を今国会にも押し通そうとしています。今検討されている問題とは何か。

第一の問題は、1991年に成立した「周辺事態法」を、自衛隊を海外に派兵する「恒久法」に改訂し、どんな場合でも米国などの武力行使、海外での戦争に自衛隊が出動支援できるようにしようとしていることです。

第二の問題は、集団的自衛権行使の「3要件」を判断の基準にしてアメリカの違法な先制攻撃にも加わるという問題であります。3要件の結論は「実際に相手国から攻撃を受けていない場合でも「自衛」の名目で相手の国を攻撃する、いわゆる先制攻撃する」これが3要件の結論であります。文字通り日本が戦争する国を目指しているものと言わなければなりません。

自民党は、この3月8日に開かれる党大会でも来年の参議院選挙後にも憲法9条改正を含む改憲議案提出の方針を明らかにするとしています。これまでのイラク戦争や、今問題になっている過激武装組織ISへの対応でも、軍事で事を構えてもゲリラ的に過激派組織が拡大するだけで、問題の解決ができないことはこれまでの教訓であります。今年、第二次世界大戦が終結して70年の節目の年あります。歴史の歯車を逆戻りさせてはなりません。特に、今回の原発避難で「先の戦争と今回のことで国に再び裏切られた。二度も裏切られた。私らのことを見捨てないでほしい」という訴えは、歴史の真実の叫びであると思います。集団的自衛権容認の閣議決定と安保法制の具体化の動きに対し、町長の認識を質し、1回目の私の質問を終わるものであります。

○議長（小黒敬三君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず私のほうから福島第二原発廃炉と国の判断、見解を問うというご質問にお答えいたします。

議員お考えのとおり、震災の3.11の原発事故の原因究明さらに検証が未だにされていないという状況下にあります。そして事故炉の廃炉作業の困難さ、汚染水等を含めた相次ぐトラブル等を目にいたしますと、福島第二原子力発電所についても当然再稼働は考えられず、廃炉とすることが私ども町民さらには福島県民の全ての願いであると考えております。県内原発全基廃炉については、福島県をはじめ県町村会、議長会そして当町議会も要望しているところであります。先の衆議院予算委員会での経済産業大臣の答弁や首相答弁によりますと、福島第二原子力発電所廃炉の最終判断は事業者であると、事業者に求めております。政府の関与については、廃炉についてはまったく消極的であると認めざるを得ません。言わざるを得ま

せん。今後も県や関係市町村、関係機関等と一体となって国、東電に強く県内全基廃炉を求めていく考えであります。

次に、帰還の環境づくりと2居住についての、まず第一の帰還の判断について根本的条件は何かというご質問にお答えいたします。

避難指示の解除については、除染の進捗状況と除染効果の検証、またインフラの復旧状況並びに住宅の修繕や整備の状況、さらには雇用の場、医療、介護福祉施設、商店など生活インフラ整備の目途を勘案して、そしてその上で福島第一原子力発電所の廃炉の作業状況を見据えながら判断してまいりたいと考えております。来年度は、有識者による検討委員会を立ち上げて、避難解除の条件整備について検討してまいりたいと考えます。

それから、制度確立の障害は何かということのご質問にお答えいたします。当町のような長期的な広域分散避難を強いられている状況では、浪江町と避難先自治体、どちらの住民でもあるとの制度構築が必要と考えておりますが、税負担の問題あるいは参政権の問題、またそもそも住民基本台帳法においては、主たる生活の所在地に住民票を置くことが定められている。そういうことなどが障害になっております。現在は、原災避難者のみなし事務取扱の特例によって二重住民票が認められている現状であります。こういうものがいつまで続くかという補償はないという認識をしております。したがって、制度を作っていただきたいということを強く国のほうに要望している状況であります。

さらに、2居住者の具体的方策と支援をどのように検討しているのかということでもあります。まずは、避難先で生活していても浪江町民であるという思いが保てるような法整備を国に求めております。また町としては広報紙、あるいは先ほど来質問がありましたタブレット端末機、交流会やイベントを通じて町と町民、さらには町民同士の絆が保てるような取り組みを展開してまいります。

それから、戦後70年、平和と民主主義についての集団的自衛権行使容認閣議決定のご質問にお答えいたします。議員お質しのとおり、昨年7月1日に政府は閣議決定をいたしました。集団的自衛権の限定的な行使ができるように憲法解釈の見直しをして、その3要件を示したところであります。3要件を申し上げますと、一つは日本への急迫不正の侵害があることが一つです。二つ目は排除のために他に適当な手段がない。そして三つ目に必要最小限の実力行使にとどめる。これが三つの要件でしたが、この二つ目と三つ目については変わってはいませんが、重要なのは①の日本への急迫不正の侵害について今回変更をして、自衛隊法の改正を今与党内で論議をして

いると認識をしております。

いずれにしても、このような自衛隊法改正等につきましても、あるいは大きな集団的自衛権というものについても世論調査を見ますとまったく国民の人は理解していない。そういう結果が出ております。したがって、その運用については、やはり国民の立場に立った国民の命を守る立場から慎重に議論をして国会で説明責任を果たしていただきたいと考えております。

私のほうからは以上お答えいたしました。あとは別な質問については担当課長がお答えいたしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 原発事故から4年。国、東電の責任について。賠償時期素案につきましてでございますが、加害者責任の時期につきまして、原発事故による被害は極めて広範囲にかつ長期間にわたり継続し、未だ収束の見通しすら立ちません。東京電力の責任は重大であり、原子力損害の賠償に関する法律においても賠償額の上限の規定はなく、無限責任を負うものであります。また国は、原子力政策を推進してきた責任があり、被害者救済に万全の措置を講ずるべきとの認識をもっております。県及び双葉広域の連携が重要であるということは認識しており、商工業等素案、就労不能損害に対する町の意見は、県、双葉郡内に共有し連携に努めてまいりました。営業損害と中間指針の終期につきましては、中間指針における営業損害の終期は議員もおっしゃるとおり、基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であると明記されております。

現在、再開している事業所ですが、商工会会員につきまして把握しているところでは、平成27年1月13日現在、629事業所中222事業所であり再開率は35%にとどまっております。

続きまして、素案撤回の対応ですが、昨年12月に示された商工業との賠償の素案は、明らかに中間指針に反するものであります。そのため町としては二度に渡り撤回を求める意見等を東京電力に提出し、国・東京電力に対し直接意見する場を設け、商工業者の実情を訴え中間指針に沿った賠償を求めました。

続きまして、就労不能損害の打ち切りにつきましては、東京電力に対しては当然に、また国、県関係市町村の事務レベル協議や、福島県原子力損害対策協議会の要望とあらゆる機会を捉えて、賠償継続の意見を出してまいりました。先月末には、国・東京電力に対して直接意見する場を設け、町民の避難生活の実態と再就職の困難さ

を強く訴えました。また、東京電力に対して要求書を提出し、改めて減収分を含む賠償継続を強く求めたところです。個別事情につきましては、東京電力に対し明確に示すことを求めましたが、例示以外の事情が認められないものと誤解を招く恐れがあるとのことから示すことはできないとの回答がありました。

原子力損害賠償紛争審議会は、中間指針において就労不能損害の終期についても、基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であると明記しており、今後も指針に沿った賠償を求めてまいります。

続きまして、浪江町ADR申立てと対応につきましては、議員からもご発言のあった平成27年1月28日に開催された第40回原子力損害賠償紛争審査会において委員からも、指針の賠償額は目安であり、避難が長期化すれば上乘せすると明記されていると、東京電力の和解案受諾拒否を厳しく批判し、和解仲介手続きを進める賠償システムを真っ向から否定すると言わざるを得ないと対応を改めるよう迫る意見が出され、またADRセンターも改めて審議会の場で和解案の正当性を示し、東京電力に対し適切な対応をすることを強く求める働きかけがありました。町は、ADRセンターが示した和解案の和解成立を求め続ける方針に変わりはありません。町民の皆様には適切な時期に現在の進捗を含め説明してまいります。今後も和解案受託を東京電力に認めさせるまで全力で対応してまいります。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 3番の復興住宅に関してお答え申し上げます。

復興公営住宅の入居希望であります。県の復興公営住宅整備計画の全体整備戸数は4890となっておりますが、この数字は平成25年に実施された対象市町村の住民意向調査の結果を基に決められております。浪江町の平成25年における住民意向調査の結果のうち、復興公営住宅を希望する世帯は2065世帯でありました。4890戸のうち浪江町に割り振られている戸数は、浪江町民専用といいますか、浪江町民向けというのが1845戸、そのほか他町との供用という部分を入れますと約2500戸となっております。また、今年度実施されました住民意向調査の結果では、復興公営住宅入居希望する世帯数については1376世帯と減少している状況でございます。入居の状況等につきましては、先ほどの町長の行政報告のほうに詳細にわたって報告がありますので割愛させていただきます。

次の建設の遅れと借上げ住宅のみなし復興公営住宅の対応についてということでございますが、震災から4年が経過しようとしてい

る中で2月16日現在時点での入居済みの世帯が9世帯、それから入居予定世帯が176世帯、合計185世帯となっております。町民の生活の安定したものにするためにも、先にも申し上げたとおり、復興公営住宅の一刻も早い整備を求めているところでございます。みなし復興公営住宅につきましては、福島県においては制度的には可能というご意見ございましたが、財源的な面も含めて消極的な対応となっておりますが、町としましては、引き続き仮設住宅の解消も含めて入居希望に応じられるような必要な住居の確保を求めてまいります。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 原発避難による家賃賠償請求につきましては、中間指針第4次追補において避難費用、家賃の対象については合理的な時期までとされており、その期間について帰還困難区域及び大熊町、双葉町全域については、災害公営住宅の整備が進捗し、希望者が移転することが可能になると想定される事故後6年目までを目安とすることが考えられると示されていることが根拠とされております。帰還困難区域は平成29年5月まで、それ以外の区域は、避難指示解除後相当期間までが家賃賠償の期間対象となり、復興公営住宅に入居されましても対象期間までは家賃が賠償されます。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 4、介護・医療・健康不安・災害関連死について。（1）医療介護総合法と町の対応について。①要支援1、2の認定増と避難先自治体の実態把握についてのご質問にお答えします。

平成27年度2月現在、要支援1が183人、要支援2が240人で要支援の認定者数は423人です。平成26年度3月と比較しますと8人増えております。また、避難先自治体の実態調査及びサービス利用状況は、介護支援事業者による訪問調査及びケアプランの作成、サービス利用の給付管理で把握しております。また避難先自治体でのサービスが基本となりますが、今までと同じく利用できます。

②避難先自治体との協定についてのご質問にお答えします。介護保険事業は、基本的に市町村運営ですので協定は必要ありません。ただ、生きがいデイと介護予防事業は避難先自治体との協議が必要でありますので、現在進めております。

（2）介護策定計画について。①介護タクシーの横出しなど町独自のサービス給付についてのご質問にお答えいたします。介護タクシーは、介護訪問サービスの一種であり、介護保険適用となっております。

ります。町独自のサービスですが、現在自立支援サポート事業、紙おむつ給付事業、緊急通報システム、介護手当の支給、訪問介護安心サービス事業を実施しております。

また、利用者の声が反映される計画作成ですが、6回ほど検討会等を開催し、介護保険制度の理念に基づき、利用者が介護の不安を少しでも和らげ安心して暮らせる計画、特に避難先でもサービスが受けられる浪江町指定による地域密着型サービスを計画しております。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは甲状腺がん診断と県民健康管理調査についてお答え申し上げます。

はじめに、町、県、国はどのような支援をしているのかについてでございますが、県では甲状腺検査の結果、二次検査の対象となった方に関してはサポートチームを立ち上げ、心のケアのサポートにより安心や不安の解消に努めているところでございます。

さらに、悪性ないし悪性の疑いの判定のあった方に対しても同様の支援が行われております。町といたしましても必要な支援を行っていきたくと常々考えておりますが、県のほうから個人情報保護の関係からこれらの方の情報が提供が受けられないという現実がございます。非常に対応が難しい、厳しい状況となっております。

次に、健康不安と恒久対策についてでございますが、原発事故に伴う放射線による健康不安は、未だに常につきまとっている現状でございます。

国、県に対しましては、甲状腺検査の継続はもちろんのこと、全国どこでもいつでも甲状腺検査が受けられるような検査体制の充実強化を求めていくとともに、検査費用も含めた医療費等の恒久的な無料化制度を構築するよう今まで求めてまいりました。現在も求めているような状況でございます。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） （4）災害関連死についてのご質問にお答えします。現在、申請件数415件、認定353件、異議申し立て1件です。予防支援体制であります。現在、包括支援センター、保健師、心のケアセンターを中心に役場各課、社会福祉協議会等の専門機関と連携しながら、月1回程度情報を共有しながら見回りを強化しながら予防を推進しております。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 5番目の中間貯蔵施設と安全協定についての①通過路線の整備と周辺対策はどのように検討されてい

るのかのご質問にお答え申し上げます。

環境省が示した中間貯蔵施設への輸送に係る実施計画では、安全かつ円滑な通行、さらには輸送車両による一般交通や沿道住民の生活環境への影響の抑制を図るため、道路管理者さらには警察と連携し、必要な道路交通対策を実施するとしております。

その具体的な対策としては、注意喚起看板の設置、交通誘導員の配置等のソフト対策や道路改良等のハード対策の中から適切な対策を道路管理者、警察、関係市町村等と調整のうえ実施するとしてございます。

町といたしましては、環境省と県に対し、通過路線の災害復旧工事、すれ違い困難箇所の拡幅工事、さらには注意喚起看板の設置、交通誘導員の配置など、安全対策についての整備計画を早期に示すよう強く求めておるところでございます。

次に、②の搬入5条件と町の安全確保の対応についてのご質問にお答え申し上げます。福島県は本年2月25日に廃棄物の県外最終処分の法制化や、交付金の創設などいわゆる搬入5条件がほぼクリアされたと評価したうえで、新たに搬入ルートの維持管理や輸送の安全確保など5項目を国へ要請したところであります。

町といたしましては、復旧・復興や町民の帰還意欲の妨げにならないように搬入ルートの維持管理、さらには廃棄物輸送の安全確保などについて、国に対し強く求めているところであります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 再質問いたします。私の質問の順序でやっていきたいと思っております。

原発事故の国、東電の責任の問題については基本的認識は一致しましたので、営業損害賠償の問題であります。きのうの新聞で営業損害賠償について見直しをするという東電発表が報道されておりますが、このことに関して具体的に町のほうに何か来ているのかというところが一つ。

それから、素案の撤回を求めてきたということですから、それは現状からすれば全く当然。そのうえで、就労不能損害について東電から具体的な回答はなかったと。町としては、指針に沿った賠償を求めているということだけれども、私は登壇でも話したように個別事情によるということについては我々も聞きたいのだけれども、東電は何も説明していないと。今、課長答弁もまったくそこから出ていないということが明らかになったと思っております。それが東電の姿勢だということでもあります。改めて東電と交渉して、国、東電に説明会を開催すべきということをお求めする必要があります。どうさ

れるかお答えください。

それから、ADRの問題です。担当課長は和解成立を今後も求めていくと。町民の説明については適切な時期に判断するということですが、私は4回、当初も受託の意思がなかったわけですから5回です。1万5000人の町民が同意をして回答を待っていると。国と相談のうえだと思ってくれるけれども拒否し続けていると。これは、最後まで和解成立を求めるということだけで、私は現状打開はできないのではないかと。副町長にお聞きしますが、私が1回目の質問で申し上げたように、町は東電に対して、今続けている拒否の態度を転換させるという方策がありますか。

それから、ADRの仲介を心から期待しているという気持ちは分かりますが、4度の拒否とADRの権限との関係で、現状打開に繋がるかどうかということにもなるわけですが、ADRは同じことを繰り返すことはできると思います、これ以上東電に対して受諾させる、そういう権限をお持ちなのかどうなのか。その権限に期待をして和解受諾を待つということなのかどうなのか。

いずれにしても、適切な時期に町民に説明するということだけでも、私からすれば町民の感情としては、諦めている部分もあるし、何とかしてくれという部分もあるけれども、新聞報道で非常に厳しい状況にあるということは承知している訳だから。町としてはこのまま放置できないのではないかと。

したがって、町としてADRの問題について、いついかなる時点でどういう判断をされるのかと。判断の材料と判断の時期が問われていると私は思います。どう考えるかお答えください。

それから、復興住宅の問題で数字は色々言われましたが、実態としては希望戸数を超える建設計画はあるという課長の答弁の趣旨だけれども、実態としては受付はまだ始まっていないと。4年経って私は南相馬市に住みたいと。二本松に住みたいと。そう思っても入居先が決まっていないというのが実態なんですよ。計画がありますという、そういう絵空事で済まされる問題ではないと。このところ形にすべきだと思います。県とぎりぎり詰めて4年経って入居先が分からない。こういう状態を放置していいのか。せめて建設の計画があるならば、建設希望との関係で受付をなささい。これで強く交渉すべきだと思います。お答えください。

それから、家賃の問題、結局は復興住宅入居までは賠償できるという答弁でしょう。復興住宅に入れば家賃の賠償がないということです。それから家賃賠償については第4次指針で合理的に判断と言っているということだけれども、要するにここにも持ってきたのだ

けれども、事故後6年を目安となっているんですよ。平成29年3月ということでしょう。そのまま家賃を賠償しないということになるのですか。とんでもないことでしょうか。だから私は論立てとして、国の責任との関係で一般質問をしているんですよ。これは町長、絶対避難者町民には、浪江町の問題だけではないんだけど、避難者町民としては受け入れられない問題です。これはやっぱり撤回させるべきだと。撤回というか賠償の継続を認めさせるべきだと思います。

それから、医療・介護・健康不安についても、避難先で社協の生きがいデイサービスなど、利用したいけれども避難先の自治体としては協定がないので残念ながらそれはできないと言っているんです。先ほどの答弁で、協定の締結に向けて今準備をしているということですが、これは早急に進めてもらいたい、これは。まして制度改悪で、要支援1、2が今までの介護保険の対象から暫時とはいえ外されていくんですよ。避難先でどうされます。さっき松田議員も言われたけれども、本当に孤独な状態でしょう。あるいは避難先で様々な交流があるということになれば、生きがいデイサービスも含めて利用できるように避難先の自治体と、あるいは社協と協定を結ぶべきだと。今協定の準備を進めているということだけれども、今少し具体的にお答えください。

それから、介護タクシーについては、今の制度で利用できるということだけれども、知らない人がたくさんいる。したがってこれを徹底すべき。

それから、甲状腺がんの問題では、再々質問でやりますが、私はやはり情報によれば浪江の子供ががん手術をしたということも聞きおよんでいるわけです。そういうことに対するサポート、支援、そしてそれだけではなくて、具体的に手当等も考えていくべきではないかという具体提案です。お答えください。

残りについては再々質問でやります。

○議長（小黑敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 営業見直し関係につきましてでございますが、町につきましてはまだ具体的なことは来ておりません。今後、商工会、商工会議所等に素案を出すという形で伺っております。

就労の個別事情の関係でございますが、これにつきましても先ほど答弁しましたように、それ以外は認められないということで、まだ示されないということでは伺ってはおりますが、これについても再度説明を求めたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） ADRの集団訴訟に対する見通しと今後の対応についてお答えしたいと思います。

ご承知のとおり、昨年11月5日以降、国は公の場で我々の今の案件について様々な発言、政府の考え方を述べる機会が出始めています。具体的に言いますと、先ほどの話の中にありましたが、11月5日には、馬場議員が言われたとおり、まさに田中局長が我々のやっているような訴えに対するADRの和解案というのは、いわゆるその指針には合っているんだと。それから相当因果関係が当然にあるんだということを言っています。それに対して、参考人として東電の木村常務がそこに出席をして、今後については進めるように努力するという回答を実はそこでしています。ただ、進め方については具体的には触れていません。

そのあとですが、この和解案について具体的に、また国の場で議論される場が何度かありましたが、先ほど紹介したことがあります。1月28日には国の自治体の賠償そのものの枠組みをすべて決めている、いわゆる原子力賠償紛争審査会、この40回の場でADRの総括委員会が所見というものを前に出していますが、その所見を資料として提出しながら、具体的にやはり今ADRが和解案を出しているものについては指針にも合ってるし、東電の事故とも因果関係がしっかりあるということもここで議論をしっかりと、ADRの室長も説明をしていますし、そこで審査会の中でもしっかりと議論はされて東京電力にしっかりと対応すべく求められたという場面もありました。その後、2月4日ですけれども、これは衆議院の予算委員会の中でもまた我々の案件が取り上げられました。質問をしたのは我が県出身の小熊議員ですが、そこでもまさに同じ質疑がなされて、これもまさに次の国会の議事録に残るような姿でやり取りが残っていますが、いわゆるしっかりとした場で、国、政府それから賠償紛争審査会も、我々が今受けている和解案について大丈夫だという所見をしっかりと公の場で記録が残る姿で発信していますので、我々は社会的には当然にそれはなされるんだろうと思っています。ただし、これら今述べた3回の公の場では具体的にはやはり条件がついて発言がされています。個別、具体的なものについてはどうのこうのという示唆はできないということについてはありますが、文部科学委員会の中で文部科学大臣は述べましたが、我々政府としてもこの問題については静観しているわけではない。しっかりと東京電力が掲げている三つの誓い、あれを東京電力はしっかりとうたったわけだから、それにのっとなって行動するように、処理をするようにと

いうことをしっかりと求めております。そういうこともありますので、時間的には大分かかっているようにも見えますが、そういう姿で着々と公の場で我々のものの正当性みたいなものがしっかりと一歩一歩攻められておりますので、その辺の推移をさらに見極めたいということがあります。

それから、ADRの仲介委員がまとめる気があるのかということがありますが、これも我々進行協議という名の下に、3者いわゆる東京電力と我々が集められて、仲介委員のところで話し合う機会が何度と継続されていますが、我々が判断しているのは、仲介委員は決めるために、和解案を東京電力に受け入れさせるために、まさに今汗をかいてやっている。ですから我々もそれにしっかりと応じて今後も進めていきたいと思っております。

町民に説明をとすることは、これは当然そのようにやっていかなくにはいけないと感じていますが、まさにちょうど今、国の大きな変化もありましたので、改めてADR自身のこれからの進行協議等もまた今月もあります。それらも含めながら弁護団とも協議をしながら、どの時点で、どんな説明をするかということも検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 復興公営住宅の募集状況の関係についてお答えいたします。まさに第3期の募集が平成27年度に入りましたらすぐ募集が入るということで聞いております。そこに対しましては、浪江町が居住する予定の南相馬市であったり、二本松であったり、そういった住宅についても募集を開始してくれということの要望を今しているところでございます。具体的な場所についてはまだございませんが、間違いなく南相馬市、あるいは二本松市についての募集が開始されるということで聞いておりますので、ご承知おきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 家賃賠償関係でございますが、先ほども説明しましたように、帰還困難区域におきましては平成29年5月まで、それ以外の地域は避難指示解除後その帰還相当期間までが家賃賠償を請求することができる賠償金が支払われます。

その後につきましては、本人または家族の持ち家に住居されていた方は、宅地建物、借地権の賠償金を家賃負担に充てていただくこととなります。またさらに、家賃負担がそれよりもオーバーする場合につきましては、また町内で借家にお住まいだった方につきましては、家賃賠償の対象期限経過後は住居確保損害として定額の賠償

金を請求していただき、それで充てていただくような形と現在なっております。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 生きがいデイでありますので、大体各市町村社協でやっておりますので、まず送迎の問題、利用定員の問題、利用料の負担の問題、この三つを決めましてそれから利用するような形になりますので、よろしくお願いします。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、甲状腺がんの子供さんが手当等そういった支援が必要だろうということでございます。当然そういうことを思って、今まで浪江町は国に対して被爆者援護法と同等の法の整備を早急につくるよう求めてきたわけでございます。

しかしながら、中々そういう制度に至っていない現状がございます。これからもやはり甲状腺のがんになった子供ばかりではなくて、この避難を今乗り切ろうとしている過酷な避難者が大部分でございます。そのためには、甲状腺のがんの子供の手当ばかりではなくて、当然避難町民がやはり生活が送れるようなそういった手当を含めたような制度の確立を当然求めなければならないと考えております。

手当についても当然のことながら、町でやるべきなのか、それとも国が制度的に設けるべきなのかということでございますが、やはりこういった事故を起こす原発の推進してきた国が当然やるべきだと考えております。したがって、国が手当を含めた制度を当然つくるべきだと考えております。

○議長（小黒敬三君） 再々質問、16番。

○16番（馬場 績君） 最後の質問ですが、甲状腺がんあるいは疑いありとの診断された人に対して、当然、将来健康不安があるという問題はほかの人もあるわけですが、国の責任で恒久対策を進めるべきだということは全くそのとおり。そのうえで、では町で何かできることがないのかという私は考えたのです。したがって、例えば町でどういう名目にするかはあれですが、町として基金をつくると。その中から、もちろん高額というのは無理だけれども、是非体に気をつけて安心して何かあったら相談してください。生活を続けていってくださいと。そういうものをやはり作るべきではないかと。行政としてそういう形を作るべきではないかという提案です。国に対する制度構築の問題とは別に町として考えられないかということで、再度お尋ねいたします。

残りの時間ではありますが、中間貯蔵施設の問題ではさらっとした答弁がありました。私は国道114号。交換する場所の拡幅という

ことで済まされない問題だと思います。何百台、何千台というふうに通るわけでしょう。きちっとした道路整備の計画を作らせると、ここですよ。それから五つの条件でたくさんの問題はあるけれども、同等の協定を結ぶべきと言ってきました。町長もそれは国に求めていくという答弁をされました。それがどうなのかということが一つと。3500のうち1500は立地2町に、言ってみれば自由に使われる金として交付すると。残りの650億円は特に浪江だけとは言わないけれども、目と鼻の先に中間貯蔵施設ができるわけだから、残り650億円については周辺町村が活用できるような交付金の交付のあり方を求めていくべきだと言ってきたわけです。これは町長お答えください。

それから、帰還の判断について非常に難しいと思いますよ。一つは、根本的条件の問題としてはもちろん原発収束や除染の問題だと言われました。進捗状況を数字で表すというのは難しいと思いますが、言われている平成29年3月、この時点で避難指示解除、今の段階で解除できると、進捗状況の問題はその背景にある訳だけれども、避難解除の判断について町長はどう考えているのかお答えください。

それから、現実的な問題で2居住制度の問題です。住民基本法との関係もあるので、様々なことはあるでしょう。しかし、現実にも含めて、基本台帳は浪江町。しかし大玉村に主たる生活拠点を構えていると。その中で週1ぐらいで社協が回ってくるんですよ。これまた感心されることだけれども、やはり2居住を制度としてきちっと作っていかないと、私は気が弱いけれども皆さんとなるべく接触するようにはしていますが、中々そうもいかない人が多いわけでしょう。やはり避難先での生活、町村との関係でも近隣住民との関係でも、この制度は本当に急がれると思う。したがって、これをもっとやっぱり今までの延長線上ではなくて、どうすれば打開できるか。窓口は総務省だと思うから、総務省との交渉についてどう考えているかお答えください。

戦後70年については、集団的自衛権については国民が理解していないと、慎重な議論ということで、以前から町長答弁からすると後退したわけだけれども、私は平和憲法を守ると。平和憲法を守ると。憲法全文の趣旨をこれからも守っていくということは、地方自治の本旨、その先頭に立つ町長としては明確な認識を持つ必要がある。改めて慎重な議論をしていただきたいということではなくて、私の質問に正面からお答えいただきたい。

A D R の問題。今町長、副町長、担当課長、本当に苦労している

と思いますよ。こういう言葉を使っていいかどうかわからないけれども、東電よ、国よ、ふざけるなど私は言いたいです。しかし現実には4回にわたって拒否していると。では、今、副町長も色々答えられました。平たくいうと一步一步状況は好転しているみたいな答弁されましたが、和解拒否の東電の態度はちっとも変わっていないですから。さっき第40回の賠審の集まりで、説明員がそういう説明したとありますが、それはそこまでなんです。では仲介委員が和解案が出した。ずっと粘ってきている。仲介委員として和解案を受諾させる権限があるのか無いのか。誠意をもって交渉するというのとは分かりますよ。もし、無いとすれば、私は先延ばしにするということは、町民に対して不誠実ではないのか。どうなっているんだいと聞かれるわけだから。そこなんですよ。ADRの権限と一括代理して申し立てをした町の責任としてそこを判断するかということを知っているわけですから。お答えください。

それから家賃の問題、課長よく聞いてよ。帰還困難区域については、平成29年5月まで、私3月までだと思ったら平成29年5月まで賠償すると。それ以外については、解除されるまで相当な期間、言葉だけ読んでではだめなんです。除染の見通しもない帰還困難区域では期限が定められているんですよ。それ以外のところで解除されるまでの相当な期間、平成29年5月を超えて賠償すると読み取れますか。そうでないでしょう。だから問題だと言っている。そこは物事の本質をきちっと理解して主張すべきは主張すると。問題打開のために。浪江町の問題だけではないんだから、関係町村とも協力する。県とも協力する。そしてやはり避難している人達の不安を一つ一つ解消していく。期待して言っているんだから、これは町長も知っているからだけれど。もし、課長が答弁できないということであれば、やっぱり行政の最高責任者である町長が、この問題の本質はわかったでしょうから。これからどうするのかということについてもお答えください。これ復興住宅に入れば家賃とられるんだから。知らない人もたくさんいるんだよ。きちっと問題を明らかにして問題打開、お互いががんばりましょう。お答えください。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問の中間貯蔵の質問の中での3010億円の配分について、これは当然私ども周辺自治体としてもやはり運び込む搬入ルートにも入ってきますので、当然我々が要求すべきものがありますので、これはきちっと要求していきたいと思っています。

それから、平成29年3月の指示の解除見込みの判断、現在では今の除染の状況からみて中々難しい、困難だと思っています。

それから、やはり医療関係機関、福祉機関そういうものも含めて見ていきますと、どうも時間的にどうかなという現在の状況です。これから加速化するかどうか分かりませんが、そういう形に現在は状況なっています。

それから、2地域居住の件です。これは片山総務大臣ですね。前の状況、震災のときにずいぶん議論したようです。総務省の中でも喧々諤々やったそうです。ちょうど去年の早いころ内閣府の政務官の小泉進次郎さんが来て、私の特段2地域居住についての問題が先生あるので、何とかもう一度総務省で考え直していただだけませんかという話をしましたところ、これは是非考えてみると。これは大変身近な例としましては、中間貯蔵施設に予定されている大熊町、双葉町の住民の方、それから中には議員の方もいらっしゃる。そうすると先ほどお答えいたしました参政権の問題、選挙権の問題で、町議員の場合はその町に住居を持っていないと被選挙権は有しない形になってしまいますので、そうすると被選挙権が無くなってしまふ恐れがあります。そういう問題も含めて住民票の取り扱いというのは非常に難しい問題があると私も認識はしています。しかしながら、そういういろんな例が出てきますので、2地域居住の件については、もう一度総務省のほうに改めて要請をして、そして制度設計を考えてみていただきたいということを要請してまいりたいと考えています。

それから、平和憲法についてです。これは私は憲法を守る立場の個人的には、今の憲法というのは世界的にすばらしい憲法だと認識をしております。したがって、今回は集団的自衛権について憲法解釈までもっていくプロセスになるようですが、私は憲法解釈について許せないと思っています。

それから、ADRと家賃の問題については副町長が色々今まで進行協議なり何なりでやっておりますので、副町長のほうから答弁させていただきます。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それではADRの仲介委員がいわゆる和解案を受けさせる権限があるのかという質問ですが、これはもう馬場議員はわかって質問されているのだと思いますが、仲介、和解という言葉はお互いが受け入れたときに成り立つ制度ですから、いわゆる裁判みたいな強制力が無いというのは法的にはそのとおりだと思います。ただし、現実的には原賠審の指針を作るときに、指針を運用しながら賠償する手法として、最終的には裁判というのがありますよということは彼らも述べておりますが、そうではなくて被災者

を助ける意味で、どうしてもやはり原賠審自体が仲介をやらないと、被災民を助けられないという観点があって、いわゆるADRという組織を作って仲介、和解という制度もその中にしっかりと作った訳ですから、これは国の大きな考え方の中で当然に裁判と同じような姿かどうかは別にして、私はしかるべき時期に国はしっかりと判断をして強い指導をするのだと思います。そうでないと、何とも不条理でしかないので、国が公の場でまさに指針にも合っている、それから東京電力との事故との因果関係もしっかりあると間接的ではありますが、公の場でしっかりと述べている訳ですから、ですから我々は町の判断はどうするんだということですが、当然に我々はそういう制度も分かったうえでそこに臨んでいますので、何としてもその成立に向かって、しっかりと今後もあらゆる手を使いながら進めたいと考えております。

それから、家賃の賠償の問題についても、馬場議員が述べられたように、全体的にみんなに分かり易くしっかりと安心できますよというような制度の説明は全くなされていらないんです。

ただ、我々現実的に一步一步攻めていかざるを得ないので、一つ今はっきりと我々やってきたことは、災害公営住宅は家賃をまず取るんですかという話を県とやりました。県は、取ると言いました。取る根拠は何なんですか。それは賠償されるからだということが、しっかりと我々は回答いただいて、印刷物の中にもそのように既に印刷されています。あとはいつまでかという問題は、我々としては少なくとも我々の環境が続いている間は当然なされるんだろうということで、今はそういうくさびを入れながら次に向かって一步一步やっていくというのを我々のやり方でやっております。ですから、今、このことはみんなで声を上げてしっかりとやっていかないとダメなのかというのはあります。

ただし、指針全体の組み立て方からいうと、今回、馬場議員は帰還困難区域という冠をつけて質問されていますが、帰還困難区域については、例えば第4次追補という今までの中間指針と違った枠組みが作られて、そこで処理されるようになっていきますので、ですから国はいろんな方向に向かった動き方をしていますので、これもやはり現実的にはどう整理していくのか、最終的な確認は必要だと思いますけれども、今我々はまだ避難指示を受けたままです。ただし、現実的には福島県の中でも避難指示が解除された自治体もあります。それから既に戻り始めた自治体もあるということでは、色々と場面は次々と変わってくるわけですが、それぞれの町、村ごとに地域ごとにいろんな状況が変わってきます。それらがしっかりと指針

の中で抜けが無いようにしっかりとになっていくように我々は議員の提案もあったように、しっかりと提案をしながら声を大にして今後も続けていくつもりであります。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 再々質問にお答え申し上げます。

中間貯蔵施設の輸送の関係でございますが、議員お質しのように、114号はすれ違い困難箇所が多くございます。したがって、すれ違い箇所の拡幅工事、さらには復旧工事、補修工事など、いわゆる道路整備計画を早期に示すよう再度国のほうに求めてまいりたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、最後の質問にお答え申し上げます。町としては中々基金を設けて子供達のために医療費なり手当なりと考えたいわけでございますが、やはりこれは国が責任をもってやらなければならないと考えておりますので、今のところ浪江町で基金を創設して子供の手当、がんになった子供手当そういうものは今のところ考えておりません。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 以上で3月定例議会の一般質問を終わります。

町長、本当に健康に気をつけて、それから退職される課長、色々とお世話になりました。私もおかげ様で皆さんに支えられて今日まで頑張ってきましたので、これからもよろしく願いいたしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小黒敬三君） 以上で16番、馬場績君の一般質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） ここで昼食のため1時40分まで休憩します。

（午後 0時31分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 1時40分）

◇平 本 佳 司 君

○議長（小黒敬三君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

5番、平本佳司君の質問を許可いたします。

5番。

[5番 平本佳司君登壇]

○5番（平本佳司君） 5番、平本佳司であります。議長の許可をいただきましたので一般質問をいたします。方式は一問一答方式で行い

ますのでよろしくお願ひします。午前中には、先輩議員あるいは同僚議員から様々な問題、課題が質疑されました。私も同様の質問が重複するかもしれませんが、私は私なりの観点から質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

あの過去に味わったことのない大規模災害から早いもので4年になろうとしております。町長はじめ町職員も、私達議員も、もちろん町民お一方お一方も様々な想いで乗り切ってきたのではないかと思います。

そこで町長にお尋ねします。町長はこの4年間早く感じましたか。それともまだ4年しか経っていないと思っていますか。この4年間、町民はもう4年、まだ4年、捉え方によって様々な考え方であると思います。率直な今の想いを改めてお聞かせください。

また、今年度においては、復旧の足音がこの二本松の仮庁舎まで聞こえるようにまさに急ピッチに進み、目に見えるような感じはしました。しかし課題は山積みにされており、新年度はどのような課題を重点視し、何を求め取り組むのか、姿勢と意欲をお聞かせください。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

震災より4年経ちます。その中ですべての町民が憩うべき家に戻れず、家財を自宅に置き、そして隣人と離ればなれになり、地域コミュニティが崩壊され、ましてや学校も崩壊、そして農業、商業、ものづくりなど、すべての生業が破壊されるなど過酷な生活を今なおもって強いられております。そういう状況を考えますと、非常に長い時間が経過したなと思うと同時に、それに対応すべく色々な町民の方のニーズを考えて一つ一つこなしてきましたが、それにしてもあまりにも時間は短いなど。それは国、あるいは東電、県、それに対する要望等が中々吸い上げていただけなかったということで、毎日毎日要望を繰り返してきたことを思うと、時間が短かったという実感であります。特に、緊急復興期の3年間は、町民の絆維持のため交流会の開催、あるいは広報活動の強化、町民に寄り添う賠償のバックアップ体制、健康管理、医療保障の支援など生活再建に結びつく基本的なサポートに追われた厳しい長い険しい道のりを少しずつ歩いてきたと認識しております。

現在、復旧実現期に入りまして、どこに住んでいても浪江町民、全ての町民の暮らしを再建する。そしてふるさと浪江町の再生の基本方針に則して、全ての町民の生活を安定実現するために、賠償、除染、健康管理の分野をきめ細かく展開しております。したがって、

この4年間は今議員お質しのように考えております。

次に、新しい年度に向けて何に取り組むかというご質問にお答えいたします。平成27年度は、これまで進めてきた復旧・復興の動きをさらに加速化させていくことは無論のこと、国道6号線沿線に町民交流のための拠点整備、復興拠点の住環境整備のため、幾世橋地区に公営住宅を整備、災害に強いまちづくりのための役場本庁舎などの庁内の防災拠点施設に再生可能エネルギーシステムを導入するなど、新たな取り組みを展開してまいりたいと考えております。

また、浪江町を双葉郡北部の復興拠点と位置づけ、国のイノベーション・コースト構想と融合するまちづくりなども提案してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、平成27年度は復興計画に掲げる平成29年3月の帰還を判断するために非常に重要な年度になると思います。町民の皆さん一人ひとりがきちんと判断し選択できるように、町の復旧・復興を不撓不屈の気持ちで推進してまいりたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） ただいま町長の想い、そして意欲を聞きながらひと安心しているところでございます。今後ともご尽力くださいますようによろしくお願いします。

私自身、2年前に志をもち議員になり、町民が何を求め今何をすべきかをもう一度今の答弁を聞きながら初心に戻るべきだと思っております。よろしくお願いします。今後とも、私自身空回りすることなく、おかしいことはおかしい、推進することは加速させ、一日も早く町民一人ひとりが自立でき、浪江町民で良かったと言われるような行政指導をしていただくために、私も町長、町職員を微力ではございますが全力で支えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

そこで、町の執行体制と職員の健康管理について質問いたします。

まず、平成27年度の職員体制をお尋ねします。正職員数は何名で任期付職員及び派遣職員の人員数を確認の意味で教えてください。

また、平成26年度に定年退職者予定数と中途退職者は何名になるかも含めてお聞かせください。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） ご質問にお答え申し上げます。

平成27年度の町の執行体制さらには本年度の定年退職者数等でございますが、まず平成27年度の執行体制でございますが、正職員が155名、町の任期付職員が5名、再任用職員が4名、福島県任期付

職員の派遣が10名、東京都任期付職員の派遣が1名、他県の市町からの職員派遣が7名、合計で182名を見込んでおります。

また、平成26年度末の退職予定者でございますが、定年退職者が9名、早期退職者は3名の予定となっております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 定年退職者の中には、課長経験者職員の方が多く見られると思いますので、新年度への引き継ぎをしっかりとやっていただければと思いますのでよろしくお願いします。

それと、先ほど出ました早期退職者でございますが、退職理由も差し支えなければ教えてください。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 中途退職者の退職の理由でございますが、早期退職者の退職理由につきましては、申し訳ございませんが個人情報となりますので、この場では差し控えさせていただきます。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 中には、今いろんな諸事情があるので申し上げられません。個人情報等もありますので申し上げられませんということでございますが、中にはいろんなトラブルがあったのではないかというのを危惧しております。

例えば、職員同士のトラブルとか、または軋轢、パワハラとかモラハラ等はなかったのかなど。それに対しての町として中途退職者に対して、何らかのフォローアップをしていただいたかどうかを確認したいと思います。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 今申し上げました3名につきましては、今議員が申し上げましたといいますか、お話がありました理由ではございません。そういう理由ではないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 正式な退職者だということで理解をさせていただきます。しかしながら町長、いろんな形で職員も今疲れています。町にとって職員は家族みたいなものだと思っております。大切な人材ですので、新年度は中途退職者といろんな意味合いで辞める方はいると思いますけれども、なるべくそういうものを出さないようにしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

関連して、職員は避難先からこの仮役場または各出張所へ大変な思いで通勤をしています。特に本庁勤務の方々は家族ともバラバラで、二重生活をして毎日朝・昼・晩と弁当生活をしている方もいる

と聞いています。出張とはいえ、大変な心労と健康を害するのではないかと危惧しております。そこで、どのような健康管理や心労へのケア対策をしているのかをお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではお答え申し上げます。

避難先から本庁、各出張所等への通勤または二重生活の心労へのケアでございますが、本庁勤務となる職員につきましては、南相馬市に職員宿舎を確保しておりますので、職員の遠距離通勤による交通事故等のリスクを考慮しまして職員宿舎への入居をお願いしているところでございます。

また、二本松事務所、各出張所勤務となる職員についても冬場の自動車運転の注意、余裕をもった通勤時間の設定、睡眠時間の十分な確保等、交通事故等のリスク回避について引き続き指導してまいりたいと考えております。

次に、心労へのケアでございますが、来年度も本年度に引き続きまして、地方公務員災害補償基金の事業によりまして、職員のストレスチェック、個人カウンセリング、メンタルヘルスセミナー等を実施してまいります。また、ストレスチェックの結果を踏まえまして、必要がある職員につきましては、直接メールや手紙でカウンセリングを促す案内をしているものでございます。さらにそれを実施しているところでございます。今後につきましても、職員の心の健康管理につきましましては十分配慮してまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 是非とも体だけではなくて心身のほうのケアをしっかりとやってもらって、ソーシャルワーカー等も先ほど話したように、そういうものを含めて活用して、しっかりと一人ひとりの職員のケアをよろしくお願いします。

次に、本庁では現在4課を開設して約60名体制で復旧・復興に取り組んでいますが、今後様々な課題や急を要する問題、トラブル等発生した場合、誰が責任者で担当し解決していくのかを明確にお答えください。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 本庁舎での責任者でございますが、復興再生事務所長である帰町準備室長が本庁の4課を統括しております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 今の答弁で室長が本庁の責任者ということでございますが、急を要するトラブル等に対し、ここの二本松事務所に電話をし、確認をとりながらの対応で、対応の遅れが生じると思い

ます。また、一課長、室長でございますが、室長が本庁の責任者になっている場合、一職員がどこまでの責任で判断できるか私は疑問視します。また、それに対してのプレッシャー、心労等はいかばかりかと思えます。その点も含めて町長、何らかのコメントがあればよろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

いろいろなリスク管理、それからトラブル等が生じた場合には、私に直接携帯電話が来るようになっていきます。そしてそのリスク管理の体制ですが、すべての部課長、係との携帯電話が共有していただき、携帯電話で連絡を取り合うというような形をとって、それでどうしても現場に行かなければならないときには、ちょっと時間がかかりますが、私なり副町長が駆けつけて問題処理を対処しているという状況であります。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 今現在はそういうことだと思います。昨年9月の定例議会において、町長は私のそのときの関連質問に対し、現状は副町長一人制で、一人体制で乗り切っています。今後は様子を見ながら判断していきますと申しました。しかしながら集団墓地移転事業、除染事業など様々な復興事業が遅れがちになっている今、現場で指揮、監督すぐに出来る方を新たに任命し、本庁職員が働きやすい環境作りをするべきかと思えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。今の状況でして、説明をいたしましたけれども、今の室長を中心とした4課を統括する体制の中で、十分とは言えませんが何とか乗り切っているという状況です。ただ、二人副町長制の場合、裁量権の問題等も含めて若干反省するべき点がありましたので、まだもう少し時間を貸していただいてその進捗をみてまいりたいと感じておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 私は副町長を増員すべきと考えていますので、是非ご検討していただければと思います。

関連で、もう1点だけお尋ねいたします。今年度あるいは今年に入ってから町長は月にどの程度本庁に足を運んでいますか。同様に副町長もお答えいただければと思います。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。定期的に行くのは一月に1回、つまり4課の事業の進捗状況を確認し、そして課題等の説明を課長から聞くために月1回は行っております。その都度いろんな事案が出てまいりますので、月2回から3回程度ということになります。

副町長については、それは私のほうですべて把握するという形になっておりますので、副町長も私が急遽行けない場合には行っていただくと、そういう形でやっておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 是非とも時間があれば数多く足を運び、職員に対しねぎらいの言葉や檄を飛ばしていただき指示を出していただければ、職員のやる気も倍増するのではないかと思いますのでよろしくお願いたします。少なくとも今、月に1回という話でしたが、もう少し月に2回とか3回とか数をこなしていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

次に、町の将来像を見据えた除染計画と復旧・復興計画についてお尋ねします。

先の全員協議会の場で、仮置き場の進捗状況を聞きました。準備区域においてはだいたい仮置き場が確保され除染も進んでいるようですが、権現堂地区においては除染同意82%もありながら、まだ仮置き場が決まらないのはなぜですか。また、いつごろまでに確保できますか。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答えを申し上げます。

権現堂地区仮置き場の早期確保に向け、現在、準備区域内の行政区などと調整を行っているところでございます。

しかしながら、他地区からの廃棄物、持ち込みに関しまして、中々難しい案件と受け止めてございます。確保の時期に関しては現在申し上げますが、早期に確保できるよう調整を進めてまいりたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 時間軸がわからないと住民が非常に不安になっております。早急に調査し、後日議会等に報告していただければと思います。よろしくお願いたします。

先ほど行政報告の中で解体希望者が受付済み件数357件、戸数的に1278戸という話でしたが、権現堂地区においては解体希望者は何件中何戸ありますか。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

被災家屋解体につきましては、本年2月末現在で409件、約1500棟の受付が完了してございます。その中で、権現堂地区の家屋解体受付件数が83件、約250棟となっております。

なお、来年度につきましても、環境省による家屋解体等の申請の受付業務を継続して行うこととなっております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 今年度で受付けは締め切りということでしたが、次年度もやるということで今申請しているということなので、今後とも引き続き多分増えていくと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

もう1点、除染と解体業務と同時進行できないかどうかをお尋ねします。少なくとも復興の拠点づくりであります権現堂地区をはじめ常磐線より東側は早急に同時進行をすべきだと思っておりますが、いかがですか。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

現在42件、約120棟の家屋解体工事を実施しておりますが、除染工事前に家屋解体を先行的に進めてございます。来年度におきましても除染工事と家屋解体工事について調整を図りながら実施してまいりたいと考えてございます。

なお、3カ月ごとに100件程度の各解体工事の発注に向け、現在環境省と進めてございます。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 同時進行は不可能なのかと今の感覚であります。是非とも少なくとも権現堂地区や復興拠点にするところは早めにやっていただければと思っておりますのでよろしく願います。それと同時に、インフラ、ライフラインを整備しなければならない復興は遅れるばかりだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、午前中の質疑の中で先輩議員からも指摘されました、今後、中間貯蔵施設へのパイロット輸送される搬入道路に指定された国道114号線及び国道6号線への大型ダンプの乗り入れが予想されます。1日何百台、何千台通過するか分からない状況で、一時立入り町民や復旧・復興作業員等の安全性はどのように担保されているか。また復旧・復興の妨げになり遅れる素因にはならないのを危惧しております。町としてどのような対策を講ずるのかお聞かせください。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

16番議員と重なりますが、当町といたしましては復旧・復興や町民の帰還意欲の妨げにならないように、搬入ルート of 維持管理、廃棄物輸送の安全確保などについて国に対し強く求めているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 是非とも安全確保に十分配慮し、町民や作業員が速やかに作業が取り組まれるよう、また帰町の妨げにならないよう県、国と協議して、安全・安心の担保ができるようにしてください。

次に、居住制限区域、いわゆる第三工区の仮置き場についてお尋ねします。田尻・小野田・谷津田地区においては調整中、他行政区は交渉中と聞いていますが、いつ頃までに完了し除染に着手できますか。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

荊宿行政区につきましては既に仮置き場が確保されてございます。立野中行政区、立野上行政区、加倉行政区、川添3行政区につきましては、現在関係者への交渉を進めておるところであります。田尻行政区、それから小野田行政区、谷津田行政区につきましては、候補地の選定段階にございます。ご案内のとおり除染は仮置き場の確保が最優先課題であります。引き続き仮置き場の必要性などを丁寧に説明し、早期確保に向け取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 居住制限区域の除染に対して同意している方は60%と聞いていますが、残りの同意できない・同意しない方の主な理由は何ですか。今後どのような対策を打ってきますか。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

第三工区の除染同意の取得業務が昨年9月より開始してございますが、本年2月末現在で約67%の方から同意をいただいております。なお、同意されない主なご意見といたしましては、除染の手法に対する不満、帰還の意思が無い、それから東電の賠償に対する不満などがございます。なお、所在不明等により同意ができない方につきましては、環境省において3カ月間官報に掲載し、除染を実施するための対応をしております。除染は面的に実施することが基本でありますので、色々問題がございりますが、丁寧な説明を継続的

行うことが大事でございます。今後におきましても環境省と一体となり同意取得を進めてまいりたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 同意80%あるいは仮置き場確保でき次第、除染に入ると聞いていますが、変わりはありませんか。仮置き場が確保できなければ、同意80%に満たない場合でも除染しますか。その行政区は除染を開始していいということで判断しますか。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

現在、環境省と除染実施対象地区の一括発注に向け協議をさせていただいております。その目的といたしましては、仮置き場の確保が整い次第、仮置き場の造成工事が着手できるようにするためでございます。

なお、環境省は仮置き場の確保、それから同意取得の状況をみながら面的な除染工事を基本に進めるとしてございます。いずれにいたしましても、今後環境省と調整を密にしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） もう1点ですが、同意方法なんですが、行政区あるいは個人によって異なることってあるのですか。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

同意取得方法に異なることはないと考えてございます。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 同様に除染基準あるいは除染方法は、行政区あるいは個人によって異なることもありますか。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

環境省が除染の基準を定めました除染ガイドラインに沿った除染を実施することとなっております。可能な限りに線量低減を目標に除染同意取得の際に丁寧に説明し、同意をいただいております。

なお、具体的な除染方法は、地域の空間線量、それから除染対象の特性や状況等により事前調査を実施し、最適な除染方法を選択して納得をいただいたうえで除染を実施してございます。したがって、除染基準いわゆる除染方法につきましては、町民の皆様伝わっているものと思っております。今後におきましても町民への周知徹底を図るよう環境省へ指示をしているところであります。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） ある住民から除染同意の説明時に、庭木は直径3センチから5センチ以上のものは剪定程度で残し、伐採処分を希望をしても、やれませんが、やりませんが、しませんがと言われたが、ある地区のある所は5センチ以上の太い庭木まで根本から伐採している所もある。なぜなのという質問を受け、人によって違うのかとも聞かれました。その答弁に困りましたので、是非基準内容等も含めて私どものほうに提出していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） その質問の趣旨はいいですか。質問ではないんですね。

○5番（平本佳司君） そういうことも、今回基準が決まっているのであれば除染業者によって異なるよう行政指導をするべきかと思いますが、町の考えを教えてください。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

本格除染が進むにつれ、町民の方々や行政区などからの除染作業に対するオーダーがかなり増えていることは伺っております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のように、町から環境省に指示、指導の徹底を求めてまいりたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 今後とも個人差のないように行政指導のほどよろしくお願ひします。

次に、除染後、線量や土壌等のベクレル数が基準値まで下がらなかった場合の対応はどのようにしますか、考えていますか。よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

環境省は除染実施後に必要な事後モニタリングを行い、除染の効果が維持されているか確認することとしてございます。また確認の結果、新たに汚染が特定された地点などがあつた場合や、再汚染が確認された場合には再除染を実施することとしてございます。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 環境省の見解は除染後の基準値は示していないと思ひます。一度除染をし、スポット的に線量が高い所は再除染をする予定ですということでした。

行政区によっては地区全域が毎時4ないし7マイクロシーベルト、またそれ以上の所もあるやに聞いています。面的に再除染をさせるつもりですか、その時は。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 議員お質しのように4から7マイクローシーベルトという高い線量であります。当然いわゆるホットスポット、ホットエリアにつきましては再除染を求めてまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） いろんな除染の仕方、方法、そしてまた線量が下がらないときにどうするんだという一連の話を質問させていただきました。

それを踏まえて、午前中、先輩議員からの質疑の中で、町長は平成29年3月解除は厳しいとの答弁がございました。今後2年間で、目標としている平成29年3月解除様々な問題、私もそのとおりだと思います。あるいは時系列を考えても厳しいのかと思っております。居住制限区域、準備区域ともに今後時系列はありますが、同時に解除することを考えているのか、別々に準備区域が先というものも含めて町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではお答えいたします。

復興計画においては平成29年3月を帰町の目標年次と捉えてまして、全ての施策はそこを目標年次としております。

ただ、午前中の審議でもありましたとおり、中々復興計画の策定時においては具体的な計画を作成するための除染廃棄物処理、また賠償、インフラ復旧、あるいは第一原子力発電所の廃炉作業状況等などの前提条件が見えない中での作成でもありましたので、前提条件が明らかになるようにつれて計画とのギャップも生じているというのもまた事実であります。

町では、先もご説明しましたが、来年度に避難指示解除に向けて判断材料の洗い出し、あるいは原子炉作業、有識者会議を設けて検討するという予定になっております。そう言った結果を受けて、平成29年3月時点での避難指示解除が可能なのかどうなのか。あるいは可能な場合は、どの地域にするかといったことも判断していきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 来年度、次年度しっかりと検討するというところでございますが、私は、まずはあと2年間、常磐道東側を中心に準備区域を集中的に除染、インフラ、ライフライン、医療施設、買い物等すべての物事ができる、普通に生活できるよう全力で取り組むべきと思いますが、町としては、居住制限も含めての解除を考えて

いますか。もう一度。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではお答えいたします。

昨年3月に策定しました復興まちづくり計画の中でも、今議員お質しのとおり、常磐線の東側を浪江町全体の復興拠点とすると。役場周辺を復興拠点の中心にするということで重点的に整備を進めることとしております。今年度は復興まちづくり計画に基づいて道路上下水道の復旧に加え、住宅整備エリア、商業再開エリア、交流情報エリア等についての検討も進めてきました。また医療・介護・福祉施設等に関しても関係機関との調整も進めているところでございます。

こういったことを踏まえて、来年度、より具体的な施策を打ち出せるような予算措置もお願いしているところでございますので、そういったところで集中的にやっていきたいと思っているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） もう1点だけ。これは別な観点から申させてもらいますと、解除後、帰町としても生活するに当たって収入の確保があると思います。住民が「今帰って何仕事すんの」とよく聞かれます。仕事をする場所を今後提供するように町として努力していただければと思います。

また別には、住民の多くが農家であります。農家として生計が立てられますかということが第1点です。一つの例として、昨年、酒田地区において水稻の実証栽培が行われました。地下水からの汲み上げによるものかは分かりませんが、無事に基準値を超える米は無かったと聞いています。平成27年度は、どのような方法でどこの場所でやる予定ですかお尋ねします。また、住民からは地下水でなく大柿ダムからの河川の水を使うべきとの話もあります。それが本当の実証実験だと思いますがその考えはありますか。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） ご質問にお答えいたします。

平成27年度の水稲実証栽培につきましては、昨年と同じ酒田地区のほ場約1.2ヘクタールにおいて、引き続き地元農家のご協力をいただきながら実施する予定であります。

さらに、今回は将来の営農再開に向け、ふたば農協指導のもとほ場の一部におきまして、直播き栽培の実証に取り組む予定となっております。また加えまして、農林水産省の外郭団体であります独立行政法人農業食品産業技術総合研究機構、通称農研機構と言います

が、こちらによりまして河川、自然水を使った実証栽培も現在検討されております。こちらにつきましても、水利確保の方法やほ場の選定などを進めている段階でございます、まだ確定しておりませんが、酒田地区で実施を検討しております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 是非とも実証栽培ですので、水田、水稲に関しては河川から水を取ってやるべきだと私は思いますので、次年度よろしく願い申し上げます。

他の実証・実験栽培の作物についてあれば教えてください。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） ご質問にお答えします。

水稲以外の作物の作付け実証栽培に関しましては、幾世橋地区におきまして出荷制限品目の5品目のほか、制限品目のじゃがいも、にんじん、長いものを栽培する予定となっております。

また、福島県農業総合センターの事業といたしまして、幾世橋地区において花卉のリンドウの栽培を昨年から継続で実施しています。

また新規事業といたしましては、ICT技術を活用したトルコギキョウの栽培と高瀬地区において飼料作物、これは単年性牧草でございますが、栽培を実施する予定となっております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 様々な実証実験が開始されるということでございますので、よろしく願いいたします。今後とも帰町に向け住民が生活できる環境づくりを全力で作り上げていただければと思いますのでよろしくお願い致します。

次に、町民全員の住宅、住居確保についてお尋ねします。

今、住宅確保に伴う賠償が提示されています。しかしながら、これは浪江町に持ち家の有る方に限られています。他の若年層で当時借家・アパート等に住んでいた方、あるいは年金生活者等は今後の生活をどうしようと悩んでいる高齢者も多数おいでになります。どのように町として救済していくのかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

持ち家賠償を受けられないというのは、震災発生時に家を所有している方と同居していた方であるとか、あるいは賃貸住宅に居住していた方が該当するのかなと思っています。現在は、仮設住宅、みなし仮設住宅、今後は加えて復興公営住宅等の入居で対応していただくことになるかと思っています。

ただし、将来的にみなし仮設住宅制度が終了した場合を考えると、更新や新規入居に当たって一般の入居審査が適用されるということがありますので、収入のない方などは一般の賃貸住宅の入居条件に合わないということから入居できないことも予想されます。

したがって、これから復興公営住宅を希望される方等については余計にそういったところも頭に入れながら、復興公営住宅を優先して希望していただければと思っているところでございます。復興公営住宅につきましては、公営住宅法に基づいて家賃の算定自体も所得に応じて低く抑えてありますので、低所得の世帯であっても民間の住宅に比べて安く入れるのではないかと考えているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 今、課長が答弁したとおり、やはり低所得者と言いますか、高齢者あるいは住居確保賠償を受けられなかった方々を中心に、公営住宅へ優先的に入居できるように考えると思いますが、よろしくお願いします。

その公営住宅のことですが、昨年8月に実施いたしました意向調査では、入居希望者は、二世帯希望者も含めまして1376戸ありました。浪江町分として本年度2月現在で1835戸の公営住宅、いわゆる復興公営住宅を確保していると聞いていますが、本当にこれでこれだけの数が必要なのかお聞かせ願います。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 今、1期、2期の募集が終わりました復興公営住宅であります。行政報告でもありまして、全てが入居者オーバーしておりまして、一部不足分を除いてはほとんどがオーバーしているという状況で入居が叶わなかった方もおられます。意向調査によれば、今回の調査によれば、復興公営住宅の希望者は減少してはおりますが、数字的には十分間に合うなど思っているながらも、地域によっては今言ったとおり差異があることも事実でありますので、希望する地域に入居できないことも想定されます。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 例を挙げますと、南相馬市に644戸確保したと聞いていますが希望者は377戸、いわき市に430戸確保に対し希望者は285戸等、福島市、二本松市も同様に希望者に対して建設予定確保数が上まわっている所もあります。しかしながら、本宮市、郡山市などはまだまだ希望者に対し全体数的に足りません。そこで県に要望をして、余りそうな予定地から足りない所へ建設予定地変更などの対策は打っていますか。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 県の整備計画によれば、先ほどから言っていますように建設4890戸、この配分が終わっておりまして、鋭意早期完成に向けて取り組んでいる状況であります。そんな状況にあります、今のところ建設予定地の変更するという計画は県としては持っていないということでございます。

特に、二本松市における整備が遅れていること。これが本宮市、郡山市での不足を生じている原因かと思っておりますが、基本的には近隣の復興公営住宅の入居をまずお願いすることになろうかと思っております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 住民は1、2年居るうちに避難先に慣れてしまっただけで段々そこが良くなります。ここが良いと。あるいはもっと住みやすいところが良いという話は聞かれます。是非希望している場所に住めるように町として対策を打ってください。よろしく申し上げます。

最後に、要介護者あるいは今後、要介護にならざるを得ない方々も含めて高齢者の住宅確保についてお尋ねします。

先の全員協議会説明において、浪江町分として二本松市油井石倉地区災害公営住宅に、高齢者サポート支援拠点を併設し、デイサービスや総合的な相談業務を行うとし、同じく二本松市油井根柄山地区の災害公営住宅には診療所を併設すると聞いていますが、今後、福島市や本宮市の多数の仮設住宅や多数の借上住宅に入っている地域の自治体に対しても要望していただければと思いますのでよろしく申し上げます。

質問します。震災前に浪江町内に唯一ありましたグループホーム虹の家の件でお尋ねします。現在、本宮市の仮設に併設しておりワンユニット9名の方が入所しておりますが、今後仮設取り壊しになった際どのような対処を行いますか。本宮市内への移設等も町として考えていますか。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） ご質問にお答えいたします。

虹の家より、本宮市で新たに事業を行いたいとの要望がありました。浪江町で認定を受けた介護事業者が避難先自治体で運営する場合は仮設運営となります。今回は本宮市と協議しまして、本宮市で開設しますが、仮設ではなく浪江町民が利用できるサービス施設として浪江町が指定した地域密着型サービスのグループホームとして整備する予定であります。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） もう少し質問したかったのですが時間がございませんので、以上で私の質問は終了させていただきます。

先ほどから申し上げたとおり、あと2年でどこまで除染、解体、インフラ、ライフライン、医療施設、介護サービス、買い物等、食、住、衣、全て整い、普通に生活できる浪江町をつくりあげられるのかを心配しております。町長は、平成28年3月に解除の時期を判断すると言っていますが、あと1年しかありません。是非この1年で住民説明会等を実施し、町民の声を聞き、判断していただければと思います。少なくとも私は全力で町長を支え、町職員を支え、町民一人ひとりが生活再建できるまで微力ですが努めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（小黒敬三君） 以上で5番、平本佳司君の一般質問を終わります。

これで通告を受けた一般質問はすべて終了しました。

一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小黒敬三君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

明日、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

（午後 2時41分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成27年浪江町議会3月定例会

議事日程(第2号)

平成27年3月6日(金曜日)午前9時開議

- | | |
|-------|----------------------------------------------------|
| 日程第1 | 請願・陳情の付託 |
| 日程第2 | 議案第14号 土地取得について |
| 日程第3 | 議案第15号 土地取得について |
| 日程第4 | 議案第16号 土地取得について |
| 日程第5 | 議案第17号 土地取得について |
| 日程第6 | 議案第18号 浪江町消防団基金条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第19号 東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第20号 浪江町行政手続条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第21号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第22号 浪江町特別職報酬等審議会条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第23号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第24号 町長及び副町長の諸給与支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第25号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第26号 浪江町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止について |
| 日程第15 | 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第28号 浪江町ふるさと創生基金条例の廃止について |
| 日程第17 | 議案第29号 物品調達基金の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 日程第18 | 議案第30号 浪江町高齢者等に対する肉用牛貸付基金条例の廃止について |
| 日程第19 | 議案第31号 浪江町社会体育施設整備基金条例の廃止について |

日程第20	議案第32号	浪江町税特別措置条例の一部改正について
日程第21	議案第33号	浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第34号	浪江町介護保険条例の一部改正について
日程第23	議案第35号	浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第24	議案第36号	浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正について
日程第25	議案第37号	浪江町教育委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について
日程第26	議案第38号	町営土地改良事業に要する経費の賦課の免除について
日程第27	議案第39号	平成26年度浪江町一般会計補正予算（第5号）
日程第28	議案第40号	平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第29	議案第41号	平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第5号）
日程第30	議案第42号	平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
日程第31	議案第43号	平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
日程第32	議案第44号	平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第33	議案第45号	平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第34	議案第46号	平成27年度浪江町一般会計予算
日程第35	議案第47号	平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第36	議案第48号	平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第37	議案第49号	平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第38	議案第50号	平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第39	議案第51号	平成27年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第40	議案第52号	平成27年度浪江町農業集落排水事業特別

		会計予算
日程第 4 1	議案第 5 3 号	平成 2 7 年度浪江町介護保険事業特別会計 予算
日程第 4 2	議案第 5 4 号	平成 2 7 年度浪江町財産区管理事業特別会 計予算
日程第 4 3	議案第 5 5 号	平成 2 7 年度浪江町後期高齢者医療特別会 計予算
日程第 4 4	議案第 5 6 号	平成 2 7 年度浪江町水道事業会計予算

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君
復興推進課長	宮口勝美君	町民税務課長	宮田良二君
産業・賠償対策課長	吉田公明君	ふるさと再生課長	岩野寿長君
復旧事業課長	中田喜久君	健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君
介護福祉課長	佐藤尚弘君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

- 議長（小黒敬三君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。今期定例会において受理した請願1件をお手元に配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。
なお、所管常任委員会は会期中に審議の上、議長宛に報告願います。
-

◎議案第14号から議案第56号一括上程、説明

- 議長（小黒敬三君） お諮りします。
日程第2、議案第14号から日程第44、議案第56号までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2、議案第14号から日程第44、議案第56号までを一括議題といたします。
お諮りいたします。
日程第2から日程第5まで一括して提案理由及び内容説明を求めることにご異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2から日程第5まで一括して提案理由及び内容説明を求めることに決定いたしました。
日程第2、議案第14号 土地の取得についてから日程第5、議案第17号 土地の取得についてまでを議題といたします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。
- 町長（馬場 有君） ご説明いたします。
議案第14号 土地の取得についてから議案第17号 土地の取得に

ついてを一括してご説明いたします。

これは、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第14号から議案第17号につきましては、防災集団移転促進事業に伴う移転元の宅地等を買収するもので、取得面積が5000平方メートルを超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号をお願いいたします。取得する土地の所在地は別紙明細書のとおり、浪江町大字請戸字古川39番1ほか9筆、面積合計7187.59平方メートル、取得予定価格1762万1806円、取得の相手方は浪江町大字請戸字本町23番地、青田洋平でございます。

なお、別紙資料といたしまして土地取得予定カ所を表示した位置図を付けてございますので、のちほどご覧いただければと思います。

次に、議案第15号をお願いいたします。土地の所在地は浪江町大字棚塩字中舩倉534番ほか3筆、面積合計5749.22平方メートル、取得予定価格1981万9862円、取得の相手方浪江町大字棚塩字穴田15番地、安倍靖。

続きまして、議案第16号をお願いいたします。土地の所在地は浪江町大字棚塩字古屋敷40番4ほか7筆、面積合計1万1002.25平方メートル、取得予定価格2144万6355円、取得の相手方浪江町大字棚塩字古屋敷45番地、渡邊良起。

続きまして、議案第17号をお願いいたします。土地の所在地は浪江町大字棚塩字中舩倉186番1ほか21筆、面積合計1万6174.93平方メートル、取得予定価格2549万403円、取得の相手方浪江町大字棚塩字中舩倉217番地、志賀勝彦。

以上合計4件につきましては、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第6、議案第18号 浪江町消防団基金条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第18号 浪江町消防団基金条例の制定についてご説明いたします。

本案は、震災以降、消防団や団員の活動維持のため、全国の消防関係機関から浪江町消防団へ寄付された支援金について、公金として適正に維持、管理するため、基金条例を制定するものであります。

詳細については、帰町準備室長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 議案第18号 浪江町消防団基金条例の制定についてご説明申し上げます。

町長説明のとおり、東日本大震災支援金として浪江町消防団にご寄付いただいた支援金について基金を設置して適正に維持管理することとするため、本条例を制定するものであります。

第1条につきましては、基金設置の趣旨でございます。震災以降本町消防団の維持活動に支障が出ている中、消防思想の普及啓発、団員の士気高揚を図り、活力ある消防団作りに資するため、地方自治法の規定により浪江町消防団基金を設置することとしたものでございます。

第2条から第5条までは、基金の取扱い方法等について規定したものでございまして、第2条は基金積立てについて、第3条が基金の管理方法について、第4条が基金の運用益金の処理について、第5条は基金の処分方法についてそれぞれ規定したものでございます。

また、第6条に委任規定を設けております。

附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第7、議案第19号 東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第19号 東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者などの納付すべき町税等を引き続き減免するため、本条例の制定をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 議案第19号 東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

第1条は、制定の趣旨でございます。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の平成27年度の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の減免については浪江町税条例、浪江町国民健康保険税条例、浪江町介護保険条例の規定に関わらず今回制定の条例の定めるところによるとしたところでございます。

第2条は、用語の定義でございます。東日本大震災、原子力災害の用語の意義を記述したところでございます。

第3条は、町民税の減免でございます。平成26年中の合計所得金額が1000万円以下であって、賦課期日において避難指示区域内に住所を有していた者についての個人の町民税については500万円以下については減免の割合を10分の10、500万円を超え750万円以下については2分の1、750万円を超え1000万円以下については4分の1を減免することとする。第2項は、町内に事務所、事業所または家屋敷等を有する個人で町内に住所を有しない者に対する均等割を全面免除するとしたところでございます。第3項は、東日本大震災により居住する住宅が全壊した世帯に属する者に対する個人町民税については、減免の割合を10分の10を乗じた額を減免するとしたところでございます。

第4条は、固定資産税の減免でございます。土地と家屋については地方税法で課税免除するとしたところでありますが、償却資産については浪江町に償却資産を有し、東日本大震災及び原子力災害により被災し事業の用に供していない償却資産については、10分の10を乗じた額を減免するとしたところでございます。

第5条は、軽自動車税の減免でございます。地方税法により避難指示区域で、用途廃止になった場合は課税免除するとしたところでございますが、賦課期日を基準として東日本大震災による流出、避難指示区域内に放置した軽自動車について減免するとしたところでございます。

第6条は、国民健康保険税の減免税でございます。浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主については全額を免除するとしたところでございます。

第7条は、介護保険料の減免でございます。浪江町が行う介護保

険の第1号被保険者については全額を免除するとしたところです。

第8条は、委任でございます。条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしたところです。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしたところです。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第8、議案第20号 浪江町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第20号 浪江町行政手続条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、行政手続法の改正により、行政指導の中止などを求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分、又は行政指導を求める制度が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条でございますが、目的等でございます行政手続法改正により、適用条文を第38条から第46条に改正するものでございます。

次のページに入りまして、第2条定義から5ページ第28条弁明の機会の付与の通知の方式までは、仮名から漢字へ文言の訂正でございます。

5ページをお開きいただきまして、第33条行政指導の方式以下の改正が今回の主な改正となりまして、まず第33条以下に第2項が追加されます。第2項行政指導に携わる者は当該行政指導をする際に町の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示す時は、その相手方に対して次に掲げる事項を示さなければならない。第1号でございますが、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項。第2号前号の条項に規定する要件。3号当該権限の行使が前号の要件に適合する理由であります。これにつきましては、行政指導する際に相手方に対して権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととするものでございます。第3項については、書面の交付について適用条項を新設の前2項に改めるものでございます。

6ページをお開きください。ここからは新たに追加される条項で

ありまして、第34条の2行政指導の中止等の求めでございます。法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思慮する時は、当該行政指導をした町の機関に対しその旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導が、その相手方について弁明その他意見陳述のための手続きを経てされたものである時は、この限りではない。2項としまして、前項の申し出は次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならないとされております。第1号でございますが、申し出をする者の氏名または名称及び住所または居所、以下6号その他の参考となる事項までとなっております。第3項では、当該町の機関は第1項の規定による申し出があった時は必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認められる時は、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないとされております。行政指導の中止等の求めについて、新たに条項を追加するものでございます。

第4章の2処分の求めでございます。これも新たに追加されるもので、第34条の3は何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされないと思慮する時は、町の機関に対しその旨を申し出て、当該処分または行政指導することを求めることができる。2項では、前項の申し出は次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。第1号申し出をする者の氏名または名称及び住所または居所でございます。以下第6号その他の参考となる事項までと定めてございます。3項でございますが、当該町の機関は第1項の規定による申し出があった時は必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認められる時は、当該処分または行政指導をしなければならないと規定されております。これにつきましては、処分の求めについて新たに条項を追加するものでございます。

今回の改正につきましては、公正性の向上及び国民の救済手段の充実、拡大の観点から見直しが行われたことによるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第9、議案第21号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第21号 一般職の任期付職員の採用等に関

する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に準じて、一般職の任期付職員の給料月額を改定するなどのため、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、新旧対照表により説明申し上げます。

第8条であります。任期付職員の給料の改正であります。号級は、第1号から第7号で現行第1号が38万3000円から38万円へ、以下お示しのとおりでございます。対象職員は現在1名でございます。

第9条第2項につきましては、任期付職員及び医療給料表の適用を受ける職員の期末手当について規定しているものでございます。

次のページに入りまして、12月の支給分となります。支給率を100分の165から100分の155へ改めるものでございます。これにつきましては、本来6月支給分の改正でございまして、11月の臨時議会におきまして100分の140から記載のとおり100分の150へ改正しておりまして、適用が平成26年4月1日であったため差額支給のため12月支給分を100分の155から100分の165へ支給率を改めまして差額分を支給したため、今回従前の支給率に戻す改正をするものでございます。

議案書のほうにお戻りください。附則でございしますが、第1項は施行日でありまして平成27年4月1日の施行となります。第2項では今回の減額の経過措置でございまして、減額対象者につきましては平成32年3月31日まで現給補償されるものでございます。

なお、このあとに議案第27号職員の給与に関する条例の一部改正についてを提案してございますが、今回の改正につきましては、平成26年10月16日福島県人事委員会の勧告で、平成27年4月1日からの適用として俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的な見直しの勧告による改正でございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第10、議案第22号 浪江町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第22号 浪江町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、

教育委員会の組織を改めるなどのため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） 上程議案に関連しまして、議案からは離れますが、まず最初に教育行政の改正内容につきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会制度改正となります。主な改正内容につきまして政治的中立性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化などが挙げられます。主なポイントとしまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、新教育長の任期が4年間から3年間になること。身分が、一般職から特別職になること。すべての地方公共団体に総合教育会議の設置、教育に関する大綱を首長が制定することなどが主なポイントと挙げられます。

なお、当町の対応としまして旧制度から新制度への教育の継続性、安定性を確保するため法律の規則に定めがある経過措置を適用し、現教育長の教育委員としての任期中につきましては、現制度の教育長として在職することとなります。

それでは、議案第22号 浪江町特別職報酬等審議会条例の一部改正につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条第2号中及び副町長を副町長及び教育長に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第11、議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の組織を改めるなどのため、所要の改正を行うものであ

ります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） 議案第23号 特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、新旧対照表
によりご説明申し上げます。

別表中、教育委員会の委員、委員長月額2万円、委員月額1万
8000円を教育委員会の委員月額1万8000円に改めるものでございま
す。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行する
としております。

よろしく願います。

○議長（小黒敬三君） 日程第12、議案第24号 町長及び副町長の諸給
与支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第24号 町長及び副町長の諸給与支給に関
する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、
教育委員会の組織を改めるなどのため、所要の改正を行うものであ
ります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） 議案第24号 町長及び副町長の諸給与支給
に関する条例の一部改正について、新旧対照表によりご説明申し上げ
ます。

題名中、町長及び副町長を町長等に改めるものでございます。

第1条中、及び副町長を、副町長及び教育長に改め、同上の表中
副町長63万円を副町長63万円、教育長58万7000円に改めるものであ
ります。

第2条中、及び副町長を、副町長及び教育長に改めるものでござ
います。

第3条第1項中、及び副町長を、副町長及び教育長に改めるもの
でございます。

別表中、町長及び副町長を、町長、副町長及び教育長に改めるも
のでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行する
としております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第13、議案第25号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第25号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、町長等の給料月額の特例期間が、平成27年3月31日までとなっていることから、改めて平成27年4月1日から任期満了日となる12月15日まで、町長等の給料月額を減額するため、本条例を改正するものであります。町長については、本来支給の額の50%を減額、副町長、教育長については、それぞれ30%を減額しようとするものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第14、議案第26号 浪江町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第26号 浪江町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の組織を改めるなどのため、廃止するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第15、議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告等に準じて、職員の給料月額及び諸手当の額を改定するなどのため、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、議案第21号で説明のとおり、平成26年10月16日福島県人事委員会の勧告で平成27年4月1日からの適用

として棒給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しの勧告により改正するものでございます。

はじめに、給料につきましては世代間の給与配分の見直しを踏まえて高齢層を中心に給料月額を平均0.8%引き下げるものでございます。

6ページをお開きください。附則であります、第1項は施行期日でございます、平成27年4月1日の施行となります。

3項につきましては、今回の減額の経過措置でありまして、減額対象者につきましては、平成32年3月31日まで現給補償するものでございます。

続きまして、新旧対照表により説明を申し上げます。

第5条第9項につきましては、文言の訂正でございます。

第11条の2医療給料表の適用を受ける職員の地域手当の改正でございます。100分の15から100分の16に改正するものでございます。なお、現在のところ医療給料表の適用を受ける職員はおりません。

次に、第12条第2項1号から2ページにかけまして第3号までは、通勤手当の限度額改正でございます。第1号は、2ページに入りまして電車等の利用者の限度額であります、6万1000円から6万3000円へ。第2号は、自動車等利用者について5万400円から5万2500円へ。第3号につきましては、電車と自動車等を併用しているものでございます。こちらにつきましても6万1000円から6万3000円へそれぞれ改正するものでございます。

次に3ページに入りまして、第12条の2第2項は、単身赴任手当の支給基礎月額の改正でございます、2万3000円から3万へ改正するものでございます。なお、規則で定める距離以上である場合の加算額であります、4万5000円から7万円に改正となります。

次に、第19条の2は、管理職員特別勤務手当でありまして、第1項については文言の削除であります。第2項は新たに管理職員が災害の対処その他臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午後5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した時は、管理職職員の特別勤務手当を支給することを追加するものでございまして、第3項第1号では、その額を定めたもので額の変更はございません。

また、4ページに入りまして、第2号では第2項で定める支給額につき定めたものでございます。第4項につきましては、必要な事項を規則で定めるものの1項追加により前2項が前3項となるものでございます。

次に、第21条は、勤勉手当の改正であります。第1号再任用以外

の職員の支給率改正につきましては、一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正で説明のとおり、平成26年人事院勧告により6月支給分については11月臨時会において改正済みでありましたが、適用が平成26年4月1日であったため差額支給のため、6月支給分を含めた分を12月支給分として支給率を改正したため、今回100分の82.5から100分の75へ従前の支給率に改正するものでございます。次の第2号は、再任用の職員の支給率の改正で前号で説明のとおり100分の37.5から100分の35へ従前の支給率に改正するものでございます。

次に、再任用職員についての適用除外でございますが、再任用職員の適用除外から第11条の3住居手当、第12条の2単身赴任手当を新たに支給することから削除となります。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第16、議案第28号 浪江町ふるさと創生基金条例の廃止についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第28号 浪江町ふるさと創生基金条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、浪江町ふるさと創生基金の基金条例を廃止する条例を制定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業・賠償対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 議案第28号 浪江町ふるさと創生基金条例の廃止について、それではご説明申し上げます。

当該基金につきましては、本町における自ら考え自ら行う地域づくり事業の推進を図る目的の下、平成元年の創設以来当事業への活用を図ってまいりましたが、直近4年間は利用することがない状況になっております。避難から現在に至るまで復旧復興事業に重点を置いた事業展開が続いている状況もあり、当面利用も見込まれないことから廃止することとしたものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第17、議案第29号 物品調達基金の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第29号 物品調達基金の設置及び管理に関する条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、物品調達基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、ご説明申し上げます。

当該基金につきましては、物品の集中購買を実施し、物品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的とし、昭和63年3月の創設以来運用してまいりました。

しかしながら、現在の避難状況の中で二本松事務所、本庁、各出張所等が複数存在し、目的に沿った基金の運用を実施することができず、また震災後4年間運用されていないことから当該基金を廃止するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第18、議案第30号 浪江町高齢者等に対する肉用牛貸付基金条例の廃止についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第30号 浪江町高齢者等に対する肉用牛貸付基金条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、浪江町高齢者等に対する肉用牛貸付基金条例を廃止する条例を制定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業・賠償対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） それでは、ご説明申し上げます。

当該基金は、畜産業の振興を目的に浪江町高齢者等に対する肉用牛の貸付に関する事業を円滑かつ効率的に行うため、昭和54年に設立された基金でありましたが、直近4年間は利用することがない状況になっております。避難から現在に至るまで復旧復興事業に重点を置いた事業展開が続いている状況もあり、当面利用も見込まれないことから廃止することとしたものであります。

よろしくお願いたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第19、議案第31号 浪江町社会体育施設整備基金条例の廃止についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第31号 浪江町社会体育施設整備基金条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、浪江町社会体育施設整備基金を廃止する条例を制定する

にあたり、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） ご説明申し上げます。

当該基金につきましては、社会教育施設の整備に必要な資金を積み立てることを目的の下、平成12年の創設以来該当事業への活用を図ってまいりましたが、直近5年間は利用することがない状況になっております。避難から現在に至るまで復旧復興事業に重点を置いた事業展開等が続いている状況もあり、当面利用も見込まれないことから廃止することとしたものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第20、議案第32号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第32号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、奄美郡島振興開発特別措置法第6条の13の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令等の一部を改正する省令第3条により、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴い、条例の一部改正をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） それでは、資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

法令の改正に伴う条例の改正でございまして、第4条の2につきましては、当該同意平成28年3月31日までに行われた同意に限るということの日から起算して5年以内に対象施設を設置した事業者に対して固定資産税が課せられることになった年度から3カ年度分のものに限り課税を免除する規定であります。適用期間の延長がされたことに伴い改正するものであります。

附則として、この条例はこの公布の日から施行し、改正後の浪江町税特別措置条例の規定は平成26年4月1日から適用するということとさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第21、議案第33号 浪江町復興産業集積区

域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第33号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律により、福島復興再生特別措置法が改正されたことに伴い、条例の一部改正をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（小黑敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） ご説明申し上げます。

それでは、新旧対照表によりお願い申し上げます。

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う運用する条項にずれが生じたため、同条例を一部改正するものです。

第1条中及び第2条中の第51条を第64条に、第52条を第65条に改正するものです。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小黑敬三君） 日程第22、議案第34号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第34号 浪江町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画の策定により、浪江町介護保険条例を改正するものであります。主な内容は、平成27年度から平成29年度までの介護保険料並びに介護保険制度改正に伴う附則の改正であります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（小黑敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

1ページをお開きください。第2表中、平成25年から平成26年度を平成27年度から平成29年度に改め、6段階から9段階に改めるものであります。同条第1号中、3万9000円を4万2000円に、同条第

2号中3万9000円を6万3000円に、同条第3号中5万8500円を6万3000円に、同条第4号中7万8000円を7万5600円に、同条第5号中9万7500円を8万4000円に、同条6号中11万7000円を10万800円に改め、同条に次の3号を新たに加えます。第7号令第38条第1項第7号に掲げる者10万9200円、第8号令第38条第1項8号に掲げる者12万6000円、第9号令第38条第1項第9号に掲げる者14万2800円。第4号第3項中は、条例に合わせて文言を改めたものです。

2ページをお開きください。附則第6条の次に改正法附則第14条に規定する介護予防日常生活支援総合事業等による経過措置をするために新たに7条として1条加えるものです。

附則、施行期日1. この条例は平成27年4月1日から施行する(経過措置)。2. 改正後の浪江町介護保険条例第2条の規定は平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長(小黒敬三君) 日程第23、議案第35号 浪江町道路占用料徴収条例一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(馬場 有君) 議案第35号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、道路法施行令の一部改正する条例に伴い、県に準拠した内容で浪江町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長(小黒敬三君) 復旧事業課長。

○復旧事業課長(中田喜久君) 議案第35号 浪江町道路占用徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

資料の新旧対照表をご覧ください。

第2条関係の別表であります。1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページまでの占用料の金額を改定するものであります。

次に、9ページをお開き願います。附則でございます。1. この条例は平成27年4月1日から施行する。2. 施行後の浪江町道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以降の占用の期間にかかる占用料の額について適用し、同日前の占用の期間にかかる占用料の額については、なお従前の例によるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第24、議案第36号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第36号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、震災後の浪江町消防団の活動状況を考慮し、出動実態に合わせた報酬体系とするため、報酬及び費用弁償を改正するものがあります。

詳細については、帰町準備室長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それでは、議案第36号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

新旧対象表により、説明させていただきます。

すべて附則の改正となります。

まず、附則第1項から第4項につきましては、見出しが設けられておりませんでしたので、今回の改正に合わせて第1項から第4項の冒頭にそれぞれ見出しを附させていただきます。

附則第5項ですが、別表第3の規定に関わらず報酬の特例として当分の間、団長以下の報酬を次のとおりとするものでございます。団長につきましては年額18万円、副団長は11万7000円、分団長が7万9200円、副分団長が6万6000円、部長が5万4000円、班長が3万4200円、2ページに移りまして団員が2万2500円。改正の内容につきましては、副分団長除き報酬を一律10%引き下げております。

なお、機械係報酬については当分支給しないこととしております。

次に、別表第4につきましては、出動手当にかかる費用弁償の改正でございます。災害出動から、捜索出動まで実際の現場に出た出動等につきましては、1回につき1000円から5000円に引き上げております。

議案に戻りまして、附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第25、議案第37号 浪江町教育委員会の委員の定数に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第37号 浪江町教育委員会の委員の定数に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の組織を改めるなどのため、所要の改正を行うものがあります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） 議案第37号 浪江町教育委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

題名中、教育委員の定数を組織に改めるものでございます。

第1条を次のように改めるものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条但し書きの規定により、浪江町教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織すると改めるものでございます。

委員定数を第1条で標記したことに伴いまして、第2条を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第26、議案第38号 町営土地改良事業に要する経費の賦課の免除についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第38号 町営土地改良事業に要する経費の賦課の免除についてご説明いたします。

本案は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る経費の賦課を免除するため、議会の議決を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第27、議案第39号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第39号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、年度末に伴い、各種事業の事業費が確定したことなどにより、歳入歳出それぞれ4億2733万円を補正減するものであります。

歳入の主なものは、浪江町復旧・復興基金繰入金8億1512万1000円の減額、臨時財政対策債3億5801万8000円の減。東日本大震災復

興交付金基金繰入金 4 億5483万7000円の減額等であります。

歳出の主なものは、浪江町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 6 億円の減額、浪江町被災住宅再建事業補助金 5 億円の減額等であります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、事項別明細書によりまして主なものについてご説明申し上げます。

9 ページをお開きください。款 1、町税、目 1、軽自動車税335万7000円の減は、決算見込みによる減額でございます。

次に、款 9、地方交付税、目 1、地方交付税3521万8000円の減は、充当事業整理に伴う特別地方交付税の減額でございます。

次に、款12、使用料及び手数料、項 1、使用料、目 3、教育使用料290万4000円の増は、学校施設使用料でございまして、除染事業にかかる東中体育館等の使用料でございます。

10ページをお開きください。款13、国庫支出金、項 1、国庫負担金、目 1、民生費国庫負担金1171万2000円の減は、節 1、社会福祉国庫負担金では248万5000円の増で、記載のとおり障がい児給付費で補助率は4分の2でございます。次の節 2、児童福祉費国庫負担金1419万7000円の減は、児童手当でありまして、決算見込みによる減額でございます。

次に、項 2、国庫補助金、目 1、総務費国庫補助金14億3529万5000円の増でございますが、節 1、総務費国庫補助金1680万円の減額は福島再生加速化交付金で充当事業の精算による減額でございます。次に、節 2、東日本大震災復興交付金13億9746万3000円の増でございますが、こちらにつきましては平成27年度事業分で防災集団移転促進事業用地買収等にかかる費用でございます。次に、節 6、地域住民生活等緊急支援のための交付金5463万2000円は、国の緊急的経済対策により創設されたものでございまして、内訳は地域の消費喚起などを目的とする経済対策に対する交付金が4463万2000円、地方版総合戦略の策定にかかる交付金が1000万円の定額でございます。

次に、目 2、民生費国庫補助金1046万1000円の減額は、節 1、社会福祉国庫補助金では、地域生活支援事業が103万8000円の減、臨時福祉給付金給付事務費補助金が885万6000円の減でいずれも決算見込みによる補助金の減額でございます。

11ページに入りまして、項 3、委託金、目 1、総務費委託金 3 億4023万5000円の減額は、節 3、原子力災害避難区域等帰還再生加速

事業委託金が3億1886万7000円の減で、浪江町防犯管理事業1億4934万1000円の減など14事業の事業費確定による減額でございます。次の、節4、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金2136万8000円の減は、いこいの村機能回復復旧事業分でございます。

次に、款14、県支出金、項1、県負担金、目2、民生費県負担金1億2036万9000円の減は、節2、児童福祉県負担金が333万3000円の減、児童手当、節3、保険基盤安定県負担金430万4000円の減、後期高齢者医療分、節4、災害救助費等県負担金1億1289万9000円の減、災害弔慰金等でございますが、いずれも決算見込みによる減でございます。

12ページをお開きください。項2、県補助金、目3、衛生費県補助金の減額であります。節1、保健衛生費県補助金、福島県被災者健康支援体制整備事業補助金の350万3000円の減から、目6、教育費県補助金、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金2500万円の減まで記載のとおり減額補正でございます。決算見込みによる補助金の減額でございます。

次に、目13、核燃料税交付金1億5131万9000円につきましては、福島県原子力発電所立地地域振興基金の廃止により交付されるものであります。経緯につきましては、双葉地方町村会より広域的な事業推進のため財源として取り崩しの要望を受け、県において調整の上基金を全額取り崩し従前の核燃料税交付金の配分基準により交付される予定となっているものでございます。

なお、郡内町村に交付予定の交付金につきましては、申し上げましたとおり双葉郡における広域的な事業推進のための財源でございますので、双葉地方広域市町村圏組合において基金を設立し、運用を図るものでございます。歳出にも負担金として同額を計上しているところでございます。

13ページに入りまして、款17、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、国民健康保険事業特別会計繰入金1500万1000円の増でございますが、同会計運営費の決算見込みによる精算でございます。

次に、項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金1億3744万9000円の増は、臨時財政対策債全額減による財源充当が主なものでございます。補正後の基金見込み残高は、13億4970万8000円となります。

次の、目2、浪江町復旧復興基金繰入金8億1512万1000円の減額の主なものは、オンフル双葉建設補助分3億円、津波被災住宅再建補助金5億円など6事業の精算等による減額でございます。補正後の基金見込み残高は66億6006万3000円となります。

次に、目3、東日本大震災復興交付金基金繰入金4億5483万7000円の減は、がけ地近接等危険住宅移転事業4億5000万円の減額など6事業の精算等による減額でございます。補正後の基金見込み残高は23億8856万8000円となります。

次のページに入りまして、目6、佐藤十郎研修基金繰入金123万円、目7、紅房桜維持管理基金繰入金17万9000円の減、こちらにつきましては、決算見込みによる減額でございます。補正後の基金見込み残高は8205万円、547万7000円とそれぞれなっております。

次に、目8、ふるさと創生基金繰入金3484万4000円、目9、高齢者等肉用牛貸付基金繰入金273万円、目10、社会体育施設整備基金繰入金56万7000円、目12、物品調達金繰入金100万円の減額につきましては、こちらにつきましては、議会並びに監査委員からご指摘がありましたとおり、いずれもの数年運用がない状況にあるため、各基金の廃止の条例を今回上程しておりまして、各基金とも補正後の基金残高見込み額は0となります。なお、繰入れた額につきましては、全額を復旧復興基金に積み立てるものでございます。

次のページに入りまして、款19、諸収入、目4、奨学資金元金収入860万円は、決算見込みによる増額でございます。

次に、項5、雑入、目1、雑入289万7000円の主なものでございますが、災害援護資金借入金350万円の減額等でございます。

次に、款20、町債、目1、臨時財政対策債3億5810万8000円の減額でございますが、現在先にお示しのとおり復旧復興基金に約66億円の残高がございます。到底この額で復興予算が十分とは当然いえませんが、起債でありますので当然利子を含め償還しなければなりません。よって、平成26年度において起債の発行を控えたいと考えまして、今回全額減額するものでございます。

16ページに入りまして、ここからは歳出の説明でございます。

款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費1億4864万7000円の主なもので、次のページに入りまして、節19、負担金補助及び交付金1億5132万円は双葉地方広域市町村圏組合負担金で、歳入で説明のとおり双葉地方広域圏組合において基金を設立し、双葉郡における広域的な事業推進のための財源として運用を図るものでございます。

次に、目2、文書広報費1億5497万4000円の減額は、節11、需要費、印刷製本費、減額以下、役務費、委託料備品購入費など額確定及び決算見込みによる減額でございます。

次に、目3、財政管理費597万円の減額は、節13、委託料203万円の減額及び18ページに入りまして、節14、使用料及び賃借料394万

円の減、こちらにつきましては、同システムを新たに更新する予定でございましたが、1年継続ということで平成27年度に同作業を行うため今回減額するものがございます。

次に、目5、財産管理費314万3000円の減額は、委託料で105万9000円の減、使用料及び賃借料206万4000円の減で、こちらも決算見込みによるものがございます。

次に、目6、本庁舎管理費547万4000円の減額の委託料400万円の減、使用料及び賃借料100万円の減、いずれも決算見込みによるものがございます。

次に、19ページに入りまして、目7、仮庁舎管理費100万円の減額は役務費の通信運搬費でこれも決算見込みによるものがございます。

次に、目8、企画費14億7929万円の増額につきましては、主に事務費等にあつては決算見込みによるものがございますが、節11の282万円、20ページに入りまして委託料5221万円の主なもので、こちらにつきましては、歳入で説明しました国の緊急的経済対策により創設されました地域住民生活等緊急支援のための交付金事業にかかる経費でございます。節25、積立金、浪江町復旧復興基金積立金3914万1000円につきましては、歳入で説明のとおりふるさと創生基金を含む4基金の廃止に伴い、同基金に積み立てるものがございます。次の東日本大震災復興交付金積立金13億9746万4000円は、こちらも先ほど歳入で申し上げましたが、防災集団移転事業にかかる平成27年度事業分の基金への積立金でございます。

次に、目9、情報管理費は135万1000円の増で、次のページ備品購入費で259万2000円、こちらにつきましてはパソコンの20台分でございます、旧型の更新分でございます。

次に、目10、自治振興費100万円の減額は、自治会運営補助金の減額で、決算見込みによるものがございます。

次に、目13、職員研修基金123万円の減、22ページに入りまして、項2、町税費、目1、税務総務費305万8000円の減及び、目2、部課徴収費268万円の減額につきましては、主に決算見込みによります事務費等の減額でございます。

次に、23ページに入りまして、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費346万8000円の減額で、扶助費で627万円につきましては、障がい者自立支援給付費等給付事業200万円、障がい児給付費427万円の増で、こちらのほうも決算見込みによる増でございます。次の繰出金938万9000円の減は、国保会計精算見込みによる減額でございます。

24ページに入りまして、目2、老人福祉費3億1399万8000円の減額で、負担金補助及び交付金では特別養護老人ホーム建設補助金が3億円の減でございまして、これは事業費等変更等により本年度減額いたしまして、新年度に新たに計上したところでございます。次の繰出金1120万8000円の減は、介護保険特別会計精算見込みによるものでございます。

次に、目3、老人保護費250万円の減は、同措置費精算見込みによる減額でございます。

次に、目5、老人医療給付費1000万円の減は、こちらも精算見込みによるものでございます。

次に、目7、臨時福祉給付金事業費885万6000円の減は、同事業費の精算見込みによるものでございます。

25ページに入りまして、項2、児童福祉費、目2、児童措置費200万円の減額、扶助費児童手当精算見込みによる減額でございませぬ。

次に、項3、災害救助費、目1、生活支援事業費3148万9000円の減額では、報酬754万円の減額、26ページに入りまして、共済費から委託料1800万円の減額、それぞれ精算見込みによる減額でございませぬ。

次に、目6、災害救助救援対策費1億5202万4000円の減額は、需用費修繕料602万4000円の減、扶助費では災害障害見舞金及び災害弔慰金の減額で1億4250万円の減、貸付金は災害援護資金貸付金の減でありまして、いずれも精算見込みによるものでございます。

次のページに入りまして、款4、衛生費、項1、保険衛生費、目1、保険衛生総務費505万4000円の減は、国保直営診療施設事業特別会計繰出金の減で、こちらも精算見込みによるものでございます。

次に、目2、予防費、目3、環境衛生費267万2000円の減、目5、保険事業費で716万2000円の報酬費以下役務費まで主に事務費の減で、こちらも精算見込みによる減でございませぬ。

28ページに入りまして、委託料1144万6000円につきましては、各検診委託料等精算見込みによる補正増でございませぬ。

次に、目6、放射線対策費1198万8000円は、委託料環境放射線モニタリング業務委託料の減で精算見込みによるものです。

29ページに入りまして、項2、清掃費、目1、清掃総務費1億311万4000円の増額では使用料及び賃借料1275万7000円は、仮設トイレリース料で、精算見込みによる減額でございませぬ。次の負担金補助及び交付金1億1587万1000円は、双葉地方広域市町村圏組合負担金で、平成27年度事業分としまして北部衛生センター改修工事費

負担金 1 億 2371 万 2000 円を計上しております。また、汚泥再処理センター改修負担金につきましては、精算により 784 万 1000 円の減となります。

次に、項 3、上水道費、目 1、上水道費 400 万円の減は、上水道補助金でございます。

次に、款 5、労働費、項 1、労働諸費、目 1、緊急雇用創出基金事業費 449 万 5000 円の減、目 2、緊急雇用対策事業費 520 万円の減は、賃金等精算見込みによる減額でございます。

30 ページに入りまして、目 4、労働諸費 4000 万円の減額は、委託料で調査測量設計委託料でございます。

次に、款 6、農林水産業費、項 1、農業費、目 2、農業総務費 450 万円の減額は、臨時事務補助員賃金でございまして、精算見込みによるものでございます。

次に、目 5、農業集落排水事業費 180 万 9000 円の減額は、同特別会計事業精算見込みによる減額でございます。

次に、目 7、地域農業活力再生支援事業 488 万円の減額は、除染後農地等の保全管理事業補助金で精算見込みによる減額でございます。

31 ページに入りまして、項 2、林業費、目 2、林業振興費 2100 万円の減額につきましては、委託料、バイオマス発電導入可能性調査委託料でございます。

32 ページをお開きください。款 8、土木費、項 4、都市計画費、目 1、都市計画総務費 1177 万 9000 円の減、目 3、公園費 203 万 5000 円の減、主に事務費等でこちらも精算見込みによるものです。

次に、目 5、防災集団移転促進事業費 11 億 499 万 8000 円の減額は、委託料でございまして委託料では 260 万 2000 円の減、33 ページに入りまして公有財産購入費で 239 万 6000 円の減、負担金補助及び交付金で浪江町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金が 6 億円の減、浪江町被災住宅再建事業補助金が 5 億円の減で、こちらにつきましてもいずれも精算見込みによる減額でございます。

次に、款 9、消防費、目 4、防災対策費 2 億 602 万 2000 円の減は、委託料の 1 億 8270 万 1000 円が浪江町防犯業務委託料、防火帯整備事業業務委託料で、使用料及び賃借料 2332 万 1000 円の減は、防犯カメラシステム賃借料でありまして、いずれも精算見込みによる減額でございます。

34 ページに入りまして、款 10、教育費、項 2、小学校費、目 1、学校管理費 2514 万 4000 円の減は、委託料で 2500 万円、自動車運転委託料でございまして、これも精算見込みによる減額でございます。

次の、項5、社会教育費、目2、中央公民館費183万5000円の減は、主に事務費でありまして、精算見込みでございます。

36ページをお開きください。項6、保健体育費、目1、保健体育総務費192万3000円の減額につきましても、精算見込みによる事務費等の減額でございます。

次のページに入りまして、款11、災害復旧費、項1、公共土木施設災害復旧費、目1、道路橋梁施設災害復旧費1495万6000円の減額は委託料、調査測量設計委託料が2010万円の減、精算見込みによるもので、工事費514万4000円の増につきましても、現発注分の資材費等の増加による分でございます。

次に、款12、交際費、目1、元金2116万3000円ではありますが、まず繰上償還及び借換分でございますが1978万9000円につきましても、先に説明しました福島県原子力発電所立地基金の廃止に伴いまして、同基金を原資としております福島県原子力発電所立地地域振興基金の貸付金を繰上償還した上で同基金を廃止、関係市町村に交付するものでありまして、当町におきましても同基金から借入があったことから今回繰上償還するものでございます。なお、繰上償還額につきましても、5188万8854円ではありますが、当初において3210万円の予算を計上しておりましたので、今回その差額分となります1978万9000円を計上したものでございます。その他元金利子の増減につきましても、利率変更等によるものでございます。

6ページにお戻りください。第2表、繰越明許費でございます。

歳入、歳出で説明のとおり国の緊急的経済対策により創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金事業について繰り越しをするものでございます。

款2、総務費、項1、総務管理費、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業、地方創生先行型こちらにつきましても、地方版の総合戦略の策定にかかる経費でございますが1912万3000円、内訳につきましても、印刷製本費、通信運搬費等事務費及び総合戦略策定委託料でございます。次の同事業消費喚起生活支援型経済対策分につきましても4463万2000円でございますが、こちらの内訳につきましても、印刷製本費等事務費及びこちらにも委託料でございます。

次に第3表、地方債補正でございます。起債につきましても、臨時財政対策債限度額3億5810万8000円、利率年3%以内償還方法20年以内で設定していたところでございますが、歳入で説明のとおり起債でありますので、当然利子を含めて償還しなければなりません。よって、平成26年度において起債の発行を控えたいと考え、今回廃止するものでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） ここで、10時40分まで休議いたします。
(午前10時27分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前10時40分)

○議長（小黒敬三君） 日程第28、議案第40号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（馬場 有君） 議案第40号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。
本案は、国庫負担金の交付決定等に基づき、歳入歳出それぞれ306万円を減額するものであります。
歳入の主なものは、国庫支出金2241万8000円及び繰入金938万9000円を減額し、療養給付費など交付金3132万9000円を増額するものであります。
歳出の主なものは、共同事業拠出金5033万9000円及び諸支出金1500万1000円を増額し、予備費6647万8000円を減額するものであります。
よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第29、議案第41号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算を議題といたします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（馬場 有君） 議案第41号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。
本案は、県補助金の決定等に伴い、歳入歳出それぞれ2526万3000円を減額するものであります。
歳入は、県支出金2020万9000円、繰入金505万4000円を減額するものであります。
歳出は、一般管理費2526万3000円を減額するものであります。
よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第30、議案第42号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第42号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、公共下水道事業費の確定等により、歳入歳出それぞれ427万2000円を増額するものであります。

詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第42号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。款6、諸収入、目1、雑入264万7000円の増で、平成25年度の東京電力による賠償金であります。

次に、款7、国庫支出金、目1、災害復旧事業費国庫負担金234万7000円の増で、平成25年度以前に完了している事業に対しての国庫負担金でございます。

次に8ページをお開き願います。歳出でございます。

款1、公共下水道事業費、目1、下水道総務管理費としまして、主なもの節27、公課費440万円の増で、平成23年から猶予された消費税の納付額が決定したことによるものです。

目3、下水道維持管理費、節13、委託料311万2000円の減であります。浪江浄化センターの維持管理委託等の確定によるものでございます。

前にお戻り願いまして、4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費であります。款1、公共下水道事業費、事業名下水道災害復旧事業で2250万7000円を設定するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第31、議案第43号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第43号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、農業集落排水事業災害復旧事業費の確定等により歳入歳出それぞれ983万8000円を減額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第32、議案第44号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第44号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、介護保険事業の状況により、歳入歳出それぞれ5164万6000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金2841万9000円の増額、支払基金交付金5830万6000円の減額、県支出金1042万3000円の減額、繰入金1120万8000円の減額であります。

歳出の主なものは、保険給付費7262万3000円の減額、予備費2090万7000円の増額であります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（小黑敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） それでは、ご説明申し上げます。

6 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

1. 国庫支出金、1. 国庫負担金、1. 介護給付費負担金926万8000円の減、これは介護給付費の減によるものです。

1. 国庫支出金、2. 国庫補助金、2. 地域支援事業交付金526万2000円の増、これは事業確定による増であります。3. 災害臨時特例補助金3046万円の増、これは事業確定による増であります。5. 介護保険事業費国庫補助金196万5000円の増、これは介護保険システム改修による増であります。

2. 支払基金交付金、1. 支払基金交付金、1. 介護給付費交付金5830万6000円の減、これは事業確定による減であります。

7 ページをお開きください。3. 県支出金、1. 県負担金、1. 介護給付費負担金1305万4000円の減、これは介護給付費の減によるものです。3. 県支出金県補助金、2. 地域支援事業交付金263万1000円の増、これは事業確定による増であります。

5. 繰入金、1. 一般会計繰入金、1. 介護給付費繰入金1120万8000円の減、これは介護給付費の減によるものです。

次に歳出についてご説明申し上げます。8 ページをお開きください。

2. 保険給付費、1. 介護サービス等諸費、1. 居宅介護サービス給付費867万3000円の増、これは介護給付費の増によるものです。

2. 地域密着型サービス給付費3442万8000円の減、これは介護給付費の減によるものです。6. 居宅介護サービス計画給付費134万9000円の増。

9 ページをお開きください。2. 保険給付費、2. 特定入所者介護サービス費、1. 特定入所者介護サービス費4821万7000円の減、

これは介護給付費の減によるものです。

7. 予備費、1. 予備費、1. 予備費2090万8000円の増。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（小黒敬三君） 日程第33、議案第45号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第45号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的収入で2億2378万7000円の増額補正をするものであります。

詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第45号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。収益的収支であります。水道事業収益ということで水道料219万円、これについては水道料金になります。

続きまして、営業外収益ということで2. 雑収益、その中の損害賠償金収益ということで2億3005万6000円、これは東京電力の賠償金による逸失利益分ということで平成25年度分であります。

続きまして、目3の消費税還付金100万円の増額ということで、これにつきましては平成23年、平成24年度分の消費税還付額であります。

4. 補助金、これにつきましては他会計とあと災害復旧補助金によるものであります。

○議長（小黒敬三君） 日程第34、議案第46号 平成27年度浪江町一般会計補正予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第46号 平成27年度浪江町一般会計補正予算についてご説明いたします。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議します。

（午前10時52分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前10時53分）

○議長（小黒敬三君） それでは、発言の訂正をいたします。

もとい、日程第34、議案第46号 平成27年度浪江町一般会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第46号 平成27年度浪江町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成27年度一般会計予算の総額を137億7000万円と定めるものであります。

この予算額は、前年度に対して4億300万円、3%の増額となっております。

歳入予算の主なものは、国庫支出金においては福島再生加速化交付金が浪江町地域スポーツセンター改修事業など複数の復興事業で活用することによる増加、また原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金が、平成26年度では補正予算での計上となった防火帯整備事業等の増加が影響し、全体で111.7%増の30億2121万5000円となりました。

また、県支出金では新規事業であります太陽光発電設備整備事業の実施により、財源となる福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業補助金が追加されたことなどから36.7%増の13億3066万8000円となっております。

また、繰入金につきましては、昨年度防災集団移転促進事業の財産購入の影響で大規模な額となっておりますが、用地取得が進んだことで大幅な減少となったことにより、歳入金全体で31.6%減の35億1372万5000円となっております。

歳出予算につきましては、「復旧・復興の具体的な取り組み」を行うということに重点をおいた予算編成といたしました。

性質別に説明いたしますと、義務的経費につきましては、平成26年度に実施した津波被災者見舞金の事業が終了したことに加え、公債費において福島県貸付金の繰上償還を平成26年度末に実施することなどで残高が減少したことにより、9.5%減少の28億8100万7000円となりました。

投資的経費では太陽光発電設備整備事業や、浪江町地域スポーツセンター改修事業等の新規事業に取り組みますが、平成26年度に計上された防災集団移転促進事業の財産購入の用地取得が進んだことにより、これが影響し全体で3.8%減31億1488万9000円となっております。

その他の経費につきましては、タブレットを活用したきずな再生支援事業における通信費や、平成26年度では補正予算での対応となった防火帯整備事業の平成27年度当初予算での計上等によって11.9%増の77億7410万4000円となっております。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、平成27年度一般会計特別会計歳入歳出予算資料によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。平成27年度一般会計当初予算歳入の構成につきまして主なものについてご説明申し上げます。

まず、町税でございますが、予算額が3億284万5000円、増減額3141万3000円、11.6%の増であります。個人町民税の若干の増を見込んでいるところでございますが、減免等によりまして全体を占める構成比が2.2%ということで、前年に引き続き低い構成比となっております。

次に中段、地方交付税が48億1481万9000円、増減額9942万3000円、2.1%の増でありまして、内訳につきましては普通地方交付税が21億3005万円、震災復興特別交付税等が26億8476万9000円を見込んでいるところでございます。

次に、国庫支出金が30億2121万5000円、増減額15億9420万5000円、111.7%の増であります。これにつきましては、先ほど説明がありましたとおり福島再生加速化交付金及び原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金の増によるものでございますが、平成26年度補正の対応となりました町内防犯体制強化事業防火帯整備事業等につきまして引き続き当初予算に計上したことによるものでございます。

次に、県支出金が13億3066万8000円、増減額3億5726万円、36.7%の増でありまして、主なものは先ほどありました福島県再生可能エネルギー導入等による防火拠点整備等事業補助金及び営農再開事業支援事業補助金等の増でございます。

次に、繰入金が35億1372万5000円、増減額16億1957万9000円、31.6%の減でありまして、主なものは東日本大震災復興交付金基金からの繰り入れで、防災集団移転事業にかかる繰入金の減が主なものでございます。

次に、町債2億2102万8000円につきましては、臨時財政対策債でございます。

次に、2ページをお開きください。自主財源、依存財源別の財源構成であります。はじめに自主財源であります。小計のとおり40

億3454万5000円、増減額15億7041万6000円、28%の減でありまして、主なものは歳入の構成で説明のとおり町税の増及び繰入金の減額等によるものでございます。

次に、依存財源であります。小計のとおり97億3545万5000円、増減額19億7341万6000円、25.4%の増でありまして、主なものは歳入の構成でこちらも説明のとおり地方交付税、国庫支出金、県支出金等の増等によるものでございます。

次に下段、一般財源特定財源別の構成であります。一般財源につきましても、小計のとおり60億2133万1000円、増減額1億1261万円、1.9%の増、特定財源につきましても、小計のとおり77億4866万9000円、増減額2億9039万円、3.9%の増でございます。こちらにつきましても主なものは歳入の構成で説明のとおりでございます。

次に、3ページにつきましても、財源構成等についてグラフ化したものでございます。

次に、4ページをお開きください。はじめに目的別歳出の構成であります。主なところでは、まず総務費であります。16億5898万2000円、増減額1億8367万5000円、12.5%の増でございます。きずな再生支援事業タブレットの通信運搬費、マイナンバー制度導入にかかる各システム改修委託料、派遣職員負担金の増等が主なものでございます。

次に、民生費29億1373万3000円、増減額3億4894万2000円、10.7%の減でございます。こちらにつきましても災害弔慰金、災害見舞金、津波被災者見舞金、臨時福祉給付金等の事業費の減等によるものでございます。

次に、衛生費8億2613万1000円、増減額1億4006万3000円、14.5%の減でございます。こちらにつきましても双葉地方広域市町村圏組合事業として汚泥処理センター修繕事業等の完了に伴いまして、負担金の減などが主なものでございます。

次に、農林水産業費6億1275万8000円、増減額3億6120万円、143.6%の増でございます。こちらにつきましても農地保全活動の本格化に伴う営農再開支援事業補助金の増、農業集落排水施設災害復旧事業にかかる繰出金の増等が主なものでございます。

次に、土木費36億5914万8000円、増減額17億3064万7000円、32.1%の減であります。こちらにつきましても、防災集団移転促進事業の土地購入費等の減が主なものでございます。

次に、消防費21億4496万1000円、増減額15億1938万4000円、242.9%の増であります。こちらにつきましても、平成26年度補正

対応となった仮設防火水槽購入、防火帯整備事業等を引き続き計上したことによるものでございます。また、防災拠点施設に太陽光発電施設を整備する防災拠点施設整備事業の実施なども事業として新規でございます。

次に、教育費 7 億 1391 万 2000 円、増減額 4 億 1116 万 3000 円、135.8%の増であります。こちらにつきましても、先ほど説明がありましたとおり地域スポーツセンター改修工事費が増額の主なものでございます。

次に、災害復旧費 1 億 8708 万 4000 円、増減額 1 億 3037 万 5000 円、229.9%の増でございます。こちらにつきましては、平成 26 年度の道路 4 路線から平成 27 年度は道路 5 路線に橋梁の災害復旧工事を計上したことによるものでございます。

次に下段、性質別の構成でございます。はじめに義務的経費であります。小計のとおり 28 億 8100 万 7000 円、増減額 3 億 348 万 5000 円、9.5%の減でありまして、こちらにつきましては扶助費において災害弔慰金、見舞金等の減額が主な要因でございます。投資的経費でございますが、小計のとおり 31 億 1488 万 9000 円、増減額 1 億 2190 万 2000 円、3.8%の減でございます。補助事業においては、防災集団移転事業における用地買収が進みまして、その費用の減額が主なもので、災害復旧費では対象路線等の工事発注件数の増が主なものでございます。

次にその他の経費であります。小計のとおり 77 億 7410 万 4000 円、増減額 8 億 2838 万 7000 円、11.9%の増でございます。主なもので申し上げますと、物件費においてはきずな再生事業タブレットの通信運搬費または平成 26 年度補正対応でありました先ほど申し上げました防火帯整備事業等の計上によるもの、補助費等においては、がけ地近接等危険住宅移転補助金の減額、繰出金においては下水道及び農業集落排水施設災害復旧工事にかかる繰出金の計上が主なものでございます。

次に 5 ページにつきましては、4 ページ目的別歳出性質別の構成等についてのグラフ化したものでございます。

次に 6 ページをお開きください。ここからは、一般会計当初予算の主要事業を記載しております。説明につきましては、新規事業のみとさせていただきます。引き続き取り組みます継続事業につきましてはのちほどご確認をお願いしたいと思います。

まず、はじめに「町民同士、町民とふるさとの絆を維持します」におきましては、1 番下、交流・情報発信拠点施設整備事業としまして 2829 万 6000 円を計上しております。

次の「町民の命・健康を守ります」、こちらにつきましては継続事業でございまして、引き続き事業を進めてまいりたいと思います。

次に、8ページに入りまして、「町民の命・健康を守ります」。こちらにつきましても継続事業でございまして。

9ページに入りまして、「町民活動や生活再建を支援します」の中につきましても、継続事業として進めてまいりたいと思います。

10ページに入りまして、「安全・安心なふるさとを取り戻します」。この中では一番上にあります。まず携帯電話不通区域緊急時通報連絡システム整備事業971万1000円、1番下になりますが、ガンマカメラ線量分布測定事業、これはガンマカメラの購入になりますが、2893万3000円を計上しております。

次に、11ページに入りまして、「ふるさとの環境を整え、不自由な環境をつくりません」。この中では上から一体型センター整備事業こちらのほうでは、検討事業でございまして1785万円、次の仮設商業施設整備事業、こちらも検討する事業でございまして2132万円、同じくまちづくり基本構想検討事業においては2707万6000円、復興拠点住環境事業としまして8197万2000円、下から2番目になりますが、地域スポーツセンター改修事業としまして3億7854万6000円を計上しております。

次に、12ページに入りまして「災害に強いまちづくりを進めます」。この中では1番上になります地域防災計画修正事業1033万8000円を計上してございます。

13ページに入りまして、「なみえの豊かな産業を取り戻します」。こちらにつきましてはすべて継続事業ということで平成27年度につきましても事業を推進してまいりたいと考えております。

同じく14ページ、「なみえっ子の健やかな成長を見守ります」、こちらについても継続事業4事業となっております。

15ページに入りまして、「その他の主要事業」の中では2つ目、大平山霊園内トイレ建設管理運営事業4504万3000円、次の震災アーカイブ事業3680万円、下から3つ目になりますが帰町に向けた環境検討事業1483万6000円、次の帰町に向けた住民意見交換会事業410万3000円、総合戦略策定事業1912万3000円。

以上、平成27年度の主な事業でございまして。

次に、19ページをお開きください。一般会計における町債及び債務負担行為の状況であります。平成26年度末の地方債の現在高見込額が47億9367万5000円でございます。臨時財政対策債平成27年度中起債見込額2億2102万8000円、更に平成27年度償還見込額5億3868万1000円を増減しました平成27年度末現在見込額は44億7602万

2000円であります。

次に下段、債務負担行為の状況でございますが、債務負担行為の限度額が9億4906万8000円でございます。請戸川土地改良区事業でありまして、平成26年度末現在高見込額が2億9555万4000円で、平成27年度中支払予定額が3786万円、平成28年度以降支払予定額は2億5769万4000円であります。

以上、平成27年度の一般会計でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第35、議案第47号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第47号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を207万3000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金の206万円で、歳出の主なものは、助成費の200万円であります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第36、議案第48号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第48号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算の総額を41億7288万1000円と定めるものであります。

この予算額は、前年度に対し7521万9000円の減額となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税が36.7%減の209万円、国庫支出金が1.6%増の28億662万7000円、療養給付費等交付金が4.2%増の1億1488万9000円、前期高齢者交付金が0.1%減の4億314万4000円、県支出金が2.7%減の2億3749万1000円、共同事業交付金が7.0%減の4億1053万8000円であります。

歳出の主なものは、保健給付費が2.2%減の29億8337万4000円、後期高齢者支援金が0.03%増の5億1036万3000円、介護納付金が0.9%減の2億4665万6000円、共同事業拠出金が5.9%減の3億2639万6000円であります。

なお、詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、ご説明を申し上げます。

予算資料の16ページをご覧ください。

それでは、歳入についてご説明を申し上げます。はじめに国民健康保険税209万円、前年対比では121万円の減でございます。当初より保険税の減免を考慮した過年度滞納繰越分のみを計上したものでございます。

次に国庫支出金28億662万7000円、平成26年度と比較しますと4398万7000円の増でございます。これの主なものにつきましては、税医療費一部負担金等の補てん分でございます。

次に、療養給付費等交付金1億1488万9000円、前年度と比較しますと463万円の増となっております。これにつきましては、療養給付費等に対する支払基金からの交付金でございます。

次に、前期高齢者交付金4億335万円、前年度と比較しますと40万6000円の減額となっております。これは、前期高齢者の医療費に対する支払基金からの交付金でございます。

次に、県支出金2億3749万1000円、平成26年度と比較しますと666万9000円の減、これは国保運営に対する交付金が主なものでございます。

次に、共同事業交付金4億1053万8000円、前年度との比較では、3099万7000円の減、これは高額医療共同事業保険財政共同安定化事業費として国保連合会からの交付金でございます。

次に、繰入金1億8762万4000円、前年度との比較では、1455万4000円の減、これは一般会計からの繰入れでございます。

次に、繰越金1000万1000円、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。はじめに、総務費6360万5000円、前年度と比較しますと228万3000円の減でございます。内訳の主なものとして、人件費等々でございます。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議答弁調整します。

（午前11時21分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前11時21分）

○議長（小黒敬三君） 間違いの調整です。数字の間違い。

○健康保険課長（紺野則夫君） 228万3000円の減と申しあげましたけれども、増でございます。内訳の主なものにつきましては、人件費等

々でございます。

次に、保健給付費29億8337万4000円、前年度と比較しますと6629万6000円の減。

次に、後期高齢者支援金5億1036万3000円、前年度の比較では、16万8000円の増額でございます。

続きまして、介護納付金2億4665万6000円、前年度と比較しますと229万3000円の減。

次に、共同事業拠出金3億2639万6000円、前年度と比較しますと2052万円の減、これは国保連合会への拠出金でございます。

次に、保健事業費1650万2000円、前年度と同額でございます。これにつきましては、検診事業費等でございます。

次に、消費税支出金730万3000円、前年度より100万円の増額予算でございます。

○議長（小黒敬三君） 訂正をお願いします。

○健康保険課長（紺野則夫君） すみません、申しあげました減額予算でございます。

次に、予備費に前年度より1241万6000円を増額いたしまして、1774万8000円を計上してございます。

歳入歳出とも前年度と比較しますと7521万9000円減の41億7288万1000円の予算でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第37、議案第49号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第49号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算の総額を2億6631万4000円と定めるものであります。

この予算額は、前年度に対し2093万2000円の増額となっております。

歳入の主なものは、診療収入が0.6%増の1億1555万3000円、県支出金が11.6%増の2254万4000円、繰入金が15.2%減の8766万3000円であります。

歳出の主なものは、総務費が12.4%増の1億8689万7000円、医業費が1.5%減の7641万7000円であります。

なお、詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 仮設津島診療所事務長。

○**仮設津島診療所事務長（紺野則夫君）** それでは、予算資料16ページでご説明を申し上げます。

歳入についてご説明を申し上げます。はじめに、診療収入でございますが、1億1555万3000円、前年度と比較しますと63万8000円の増でございます。内訳につきましては、国保診療報酬、社会診療報酬、後期高齢者医療報酬収入、個人負担分が主なものでございます。

次に、使用料及び手数料173万1000円、前年度対比では100万9000円の増、これは診断書等の文書料の増額でございます。

次に、県支出金2254万4000円、前年対比では233万5000円の増、これは医師委託料並びに医療センター設計委託料に対する県からの地域医療復興事業補助金でございます。

続きまして、繰入金でございます。8766万3000円、平成26年度と比較しますと1556万円の減でございます。内訳につきましては、一般会計及び事業勘定繰入金の減でございます。

次に、繰越金3861万円、前年度と比較しますと3261万円の増でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。はじめに、総務費1億8689万7000円、前年度と比較しますと2057万2000円の増、主なものにつきましては医師委託料等々の人件費でございます。

次に、医業費7641万7000円、前年度と比較しますと114万円の減、主なものにつきましては医療品等の購入費でございます。

次に、予備費に前年度より倍増の300万円を計上してございます。

合計歳入歳出とも平成26年度比較しますと2093万2000円の増でありまして、2億6631万4000円の予算でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**議長（小黑敬三君）** 日程第38、議案第50号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 議案第50号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を12億938万4000円とするものであります。対前年比185.3%の増となっております。

歳入では、繰入金の6億9610万5000円で89.8%の増、国庫支出金の4億5415万9000円であります。

歳出では、公共下水道事業費で9億520万9000円となり698.2%の増、公債費で3億317万5000円となり2%の減となります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第50号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算資料17ページをお開き願います。歳入でございます。国庫支出金4億5415万9000円で、前年度比4億5415万9000円の増でございます。内訳が、災害復旧費国庫補助金、帰還再生加速事業委託金でございます。

繰入金6億9610万5000円で、前年度比3億2939万1000円の増でございます。内訳が、一般会計繰入金、基金繰入金となっております。

諸収入5811万7000円で、前年度比200万1000円の増で、これにつきましては福島第一原発の事故による損害賠償の逸失利益分となっております。

次に、歳出でございます。公共下水道事業費9億520万9000円で、前年度比7億9180万1000円の増でございます。主なものとしまして、下水道災害復旧費8億1492万5000円となっております。

次に、公債費3億317万5000円で、前年度比625万1000円の減でございます。

以上、歳入歳出それぞれ合計が12億938万4000円となり、対前年度比7億8555万円の増でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第39、議案第51号 平成27年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第51号 平成27年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成27年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出予算の総額を603万9000円に定めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第40、議案第52号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第52号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を2億6590万7000円とするものです。対前年度比641.5%の増となっております。

歳入では、繰入金の1億6671万3000円で371.5%の増、国庫支出

金の9669万2000円であります。

歳出では、農業集落排水事業費で2億4293万8000円となり1864.1%の増、公債費で2196万9000円となり、4.4%の減となります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第52号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計についてご説明申し上げます。

予算資料17ページをお開き願います。歳入でございます。

国庫支出金9669万2000円で、前年度比9669万2000円の増でございます。これは、災害復旧費の国庫補助金でございます。

繰入金1億6671万3000円で、前年度比1億3135万6000円の増でございます。主なものとして一般会計繰入金でございます。

次に、諸収入150万円で、前年度比149万9000円の増で、福島第一原発による事故の損害賠償金を予定しております。

次に、歳出でございます。農業集落排水事業費2億4293万8000円で、前年度比2億3056万9000円の増でございます。主なものとして、管渠復旧工事2億1150万円、水道管移設補償1338万5000円でございます。

次に、公債費2196万9000円で、102万3000円の減でございます。

以上、歳入歳出それぞれ合計が2億6590万7000円で、前年度比2億3004万6000円の増であります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第41、議案第53号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第53号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を26億4644万3000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金が8.3%増の12億5932万9000円、支払基金交付金が0.3%増の6億4749万8000円、県支出金が2.5%増の3億4179万6000円、一般会計からの繰入金が3.0%増の3億7805万8000円であります。

歳出の主なものは、総務費が29.8%増の8222万5000円、保健給付費が3.5%増の23億154万6000円、地域支援事業が63.3%増の2510万7000円、諸支出金が5.5%増の2億3044万2000円であります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） それでは、予算資料で説明いたします。

18ページをお開きください。平成27年度歳入歳出総額26億4644万3000円で、平成26年度と比較しますと1億2141万4000円の増です。

はじめに歳入について説明します。1. 国庫支出金、平成27年度12億5932万9000円、平成26年度と比較しますと9652万円の増であります。これは介護サービスの利用増によるものであります。

2. 支払基金交付金、平成27年度6億4749万8000円、平成26年度と比較しますと208万6000円の増であります。これは、2号保険者の保険料の増であります。

3. 県支出金、平成27年度3億4179万6000円、平成26年度と比較しますと821万5000円の増であります。これは、介護サービス利用の増によるものであります。

5. 繰入金、平成27年度3億7805万8000円、平成26年度と比較しますと1990万9000円の増であります。これは、介護サービス利用の増によるものです。

6. 繰入金、平成27年度734万1000円、平成26年度と比較しますと353万4000円の増であります。

7. 諸収入、平成27年度1242万円、平成26年度と比較しますと6万円の増であります。

次に歳出について、ご説明申し上げます。

1. 総務費、平成27年度8222万5000円、平成26年度と比較しますと1889万円の増であります。これは、人件費の増であります。

2. 保険給付費、平成27年度23億154万6000円、平成26年度と比較しますと7704万9000円の増であります。これは、サービス利用の増によるものであります。

4. 地域支援事業費、平成27年度2510万7000円、平成26年度と比較しますと973万3000円の増であります。これは、事業の増によるものであります。

5. 諸支出金、平成27年度2億3044万2000円、平成26年度と比較しますと1200万円の増であります。これは、平成26年度還付等であります。

7. 予備費、平成27年度712万2000円、平成26年度と比較しますと374万3000円の増額であります。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第42、議案第54号 平成27年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第54号 平成27年度浪江町財産区管理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を515万2000円に定めるものであります。

主な事業は、津島及び苧野財産区の管理を行うものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第43、議案第55号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第55号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算の総額を6503万1000円と定めるものであります。

この予算額は、前年度に対し、273万1000円の増額となっております。

歳入の主なものは、繰入金が0.7%増の6254万6000円であります。

歳出の主なものは、総務費が15.2%増の496万2000円、後期高齢者医療広域連合納付金が0.4%減の5758万5000円であります。

なお、詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、18ページの資料でもってご説明を申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明をいたします。繰入金6254万6000円、前年度と比較しますと44万2000円の減、これは一般会計からの繰入でございます。

次に、繰越金247万8000円、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。総務費496万2000円、前年度との対比では65万4000円の増、内訳の主なものにつきましては人件費でございます。

次に、広域連合納付金5758万5000円、前年度と比較しますと21万2000円の減でございます。

次に、予備費といたしまして、前年度より228万9000円増の248万1000円を計上してございます。

歳入歳出とも平成26年度と比較しますと273万1000円増の6503万1000円の予算でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第44、議案第56号 平成27年度浪江町水道事業会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第56号 平成27年度浪江町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、災害復旧業務を主軸とした上水道事業の経営に関わるものであります。

収益的収支で、収入が3799万3000円、支出が2億7582万3000円となります。

また資本的収支では、収入が4771万円、支出が1億9337万1000円となります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第56号 平成27年度浪江町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算資料で説明申し上げます。まず、1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出であります。収入の営業収益で100万円、99万円の増で給水収益によるものです。

次に、営業外収益で1459万3000円の3108万1000円の減で、これにつきましては、災害復旧国庫補助金及び他会計補助金となっております。

次に、特別利益で2240万円で、4849万円の減でございます。

次に、2ページでございます。支出の営業費用であります。原水及び浄水費が3095万9000円で2815万円の減でございます。

次に、目であります。配水及び給水費が9738万6000円で4218万2000円の増であります。主なものとしまして、漏水調査委託料及び給配水施設の修繕によるものであります。

次に、総係費3175万2000円で、137万3000円の増でございます。

次に、減価償却費8203万6000円で、2733万3000円の減となっております。

次に、営業外費用で支払利息が2787万円で304万3000円の減となっております。

次に、特別損失では、300万円となっております。4700万円の減となっております。

従いまして、収益的支出合計が2億7582万3000円となり9077万1000円の減でございます。

次に、3ページをお願いします。資本的収支及び支出でございます。収入は、工事負担金が4771万円で、下水道復旧工事に伴う水道

管移設補償でございます。

次に、4ページをご覧ください。支出は、1億9337万1000円で、1億164万2000円の増で建設改良費の下水道復旧工事に伴う敷設外工事及び企業債償還でございます。

次に、予算書をお開き願います。4ページになります。

第4条の資本的収入額が資本的支出に対して不足する額1億4566万1000円は、減債積立金1億4566万1000円で補填するものであります。

続きまして、第5条の継続費であります。項1、建設改良費で事業名上水道台帳データ整備事業で、総額3246万9000円を設定するものであります。年割額が平成27年度1808万2000円、平成28年度2億1438万7000円。

○議長（**小黑敬三君**） 訂正願います。

○復旧事業課長（**中田喜久君**） 失礼しました。1438万7000円とするものであります。

よろしく願います。

○議長（**小黑敬三君**） 以上で提案理由の説明及び内容の説明が終わりました。質疑については17日から行います。

◎次回日程の報告

○議長（**小黑敬三君**） 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は、本日本会議終了後、9日、10日で、総務常任委員会を、中会議室2。産業建設常任委員会を、小会議室A、B。文教厚生常任委員会を、中会議室3で開催いたします。時間は、本日は午後1時半から、9日、10日は9時30分からです。関係課長等につきましても、委員会への出席要求があったときは、よろしく願います。

◎散会の宣告

○議長（**小黑敬三君**） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

17日午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

（午前11時51分）

平成 2 7 年 3 月 7 日 (土曜日)	休 日
平成 2 7 年 3 月 8 日 (日曜日)	休 日
平成 2 7 年 3 月 9 日 (月曜日)	委員会
平成 2 7 年 3 月 1 0 日 (火曜日)	休 会
平成 2 7 年 3 月 1 1 日 (水曜日)	休 会
平成 2 7 年 3 月 1 2 日 (木曜日)	全員協議会
平成 2 7 年 3 月 1 3 日 (金曜日)	休 会
平成 2 7 年 3 月 1 4 日 (土曜日)	休 日
平成 2 7 年 3 月 1 5 日 (日曜日)	休 日
平成 2 7 年 3 月 1 6 日 (月曜日)	全員協議会

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成27年浪江町議会3月定例会

議事日程(第3号)

平成27年3月17日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 議案第42号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の訂正について
- 日程第2 議案第14号 土地の取得について
議案第15号 土地の取得について
議案第16号 土地の取得について
議案第17号 土地の取得について
議案第18号 浪江町消防団基金条例の制定について
議案第19号 東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例の制定について
議案第20号 浪江町行政手続条例の一部改正について
議案第21号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
議案第22号 浪江町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
議案第23号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第24号 町長及び副町長の諸給与支給に関する条例の一部改正について
議案第25号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第26号 浪江町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止について
議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第28号 浪江町ふるさと創生基金条例の廃止について
議案第29号 物品調達基金の設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第30号 浪江町高齢者等に対する肉用牛貸付基金条例の廃止について
議案第31号 浪江町社会体育施設整備基金条例の廃止について
議案第32号 浪江町税特別措置条例の一部改正について

- 議案第 3 3 号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 4 号 浪江町介護保険条例の一部改正について
- 議案第 3 5 号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第 3 6 号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 浪江町教育委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 8 号 町営土地改良事業に要する経費の賦課の免除について
- 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度浪江町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 4 0 号 平成 2 6 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 4 6 号 平成 2 7 年度浪江町一般会計予算
- 議案第 4 7 号 平成 2 7 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
- 議案第 4 8 号 平成 2 7 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
- 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
- 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度浪江町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
- 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度浪江町水道事業会計予算

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君
復興推進課長	宮口勝美君	町民税務課長	宮田良二君
産業・賠償対策課長	吉田公明君	ふるさと再生課長	岩野寿長君
復旧事業課長	中田喜久君	健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君
介護福祉課長	佐藤尚弘君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第42号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の訂正について

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第42号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の訂正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） 議案第42号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の訂正についてご説明いたします。

平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の表紙中9行目以降に、「繰越明許費の補正」、「第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しして使用することができる経費は第2表繰越明許費による」を追加するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） お諮りいたします。議案第42号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の訂正についてを許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の訂正についてを許可することに決定いたしました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第14号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 土地の取得については随時上程されている案件であります。全体に共通する問題ですので、2点ほど確認をしておきたいと思います。土地の取得の同意業務にあたって、未同意の土地というものは発生していないのか。

それから、今回提案される案件も含めて進捗状況はどのようなのかということについてまずお尋ねしておきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではお答え申し上げます。

まず、土地の取得に関して未同意というようなご質問でしたが、いま数名の方まだ同意といいますか、ちょっとしばらく考慮、時間をいただきたいというような回答いただいている方もいらっしゃいます。ただ、はっきり未同意というような方はまだいらっしゃいません。

それから、進捗状況でございますが、行政報告でも申し上げましたが、契約手続き中を含めまして390件、率にして55%ほどの進捗状況でございます。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第14号 土地の取得についてを採決いたします。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第15号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第15号 土地の取得についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第16号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第16号 土地の取得についてを
議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第16号 土地の取得についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第17号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第17号 土地の取得についてを
議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第17号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第18号 浪江町消防団基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第18号 浪江町消防団基金条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第19号 東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 議案第19号については、毎年地方税法ではなくて毎年提出される議案でありますけれども、3点ほどお尋ねいたします。

この条例改正の中にも第4条固定資産税の減免について条例改正が提案されています。損害の程度が書いてあって減免の割合を10分の10だと。これは議会でも議論になったところでありましてけれども、浪江町に建設されていた建物、被災あるいは陳腐化等の理由で解体処分すると。そういう現地建物を解体処分した場合、底地の固定資

産税の課税の減免措置が適用されなくなるという問題なんですけれども、この条例改正との関係で建物解体したあとの底地の課税については減免措置が適用されないのかどうなのか。本来ならば、6分の1の減免になるという規定があるわけなんですけれども、建物解体の場合にはその規定が適用されないという問題であります。今回の条例改正との関係でその問題についての取り扱いはどうなるのか。

それから第2点は、被災等による建物を解体したという場合には、税金の申告上、雑損控除の対象になると思うんですけれども、町税等の減免措置との関係で、当然全町民が避難しているわけですから建物等の雑損控除あるいは流失放置してある軽自動車等についての雑損控除についても減免規定との関係で取り扱いを明確にすべきではないかと考えるんですけれども、担当課としてはどういう判断をされるかお尋ねをいたします。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 先に申しました建物の解体の処分に関して、底地の部分の減免ですけども、本来土地につきましては6分の1及び200平方メートル超える部分は3分の1ということで減免を通常はしている部分でございます。今回このような状態の中で、いま現在固定資産税については全部の減免をしておりますが、また今この中で解体して、まだ帰町の部分もできておりませんので、その判断についてその後どうなるのかということでございますけども、まだあくまでも解体しても現在の部分につきましては、まだ帰町もされておられませんので、減免等の部分についてはこのような形で毎年の条例改正で現在出しているところでございます。

また、雑損控除どうのこうのという、解体した部分で流出したとか軽自動車どうのこうのという部分についてどう判断するかにつきましては、それぞれの部分で例えば軽自動車につきましては流失した部分については通常の減免等部分ありますし、あとそれにつきましては流失した部分についても、家屋の流失、全壊等の部分については雑損控除等ございます。あと、通常ここに条例定めている部分については、あくまでも町税の部分についての減免でございます。

○議長（小黒敬三君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 解体家屋底地の6分の1の減免についてですけども、帰町されていないので現状のまま、特に日本語というのは大変ややこしいんですけれども、帰町というのは台帳記帳なのか、町に帰っていないということの帰町なのか、ちょっと帰町されていないので現状のまま、いわゆる6分の1減免は適用されないという答弁との関係で、帰町とどういうふうに整理したらいいのか。今の

ところ整理つかないので、いま一度お答えいただきたいと思います。

それから、雑損控除については建物等流失した場合には雑損控除が受けられると。車両等については車両の償却損の減免を受けているので、ここでは雑損控除の対象にはならないという答弁だと思いますけれども、震災被災と、あるいは今回の放射能汚染等も含まれるのではないかと思うんだけど、車両の原価等による雑損処分した場合の税法上の処分については、通常の減免とはまた違うのではないか。そのことについてどういうふうに判断されるかというお尋ねでした。お答えください。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） それでは、先の解体家屋の帰町と、帰町の部分でございますが、帰る町でございます。まだ、帰っておりませんということでございます。町のほうに浪江町のほうにまだ帰る部分も全然できておりませんので、その部分について先の課税する課税しないとかという話の問題ではなく、現在においてはまだまだ減免でこういう形でやりますということでございます。

次に、2番目の申しました車等の車両等の減価償却等の部分につきましては、あくまでも町の部分につきましては現在のところ減免と、流失等の部分については減免という形であくまでも使用の部分については課税という形になりますけれども、それ以外の部分については減免、置いてきた場合にも減免という形をとっておるところでございます。

○議長（小黒敬三君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 底地の減免については、上位法との関係で仮に解体したにしても現行では6分の1の減免措置は適用にならないということですね。そうだとすれば、やっぱり上位法の改正を求めるべきではないかと思います。お尋ねいたします。

それから、車両等の問題についていまいち分からないんだけど、車両等について現地に放置してきたと、あるいは流失してしまったと。賠償との関係も出てくるんだけどそれはさておいて、対税務課との関係で、あるいはここで認められるということになれば所得税の申告でも該当するということだと思うんですけど、雑損ではなくて流失あるいは放置した車両については減価、価値がなくなったということで、資産の所有になっていないので、課税の対象にはなっていない。あるいは、課税の対象になっていないということだけれども、第5条ではそういう車については減免措置をすると。減価ではなくて減免をすることいいんですね。第5条に基づく減免をすると。そうすると、第5条に基づいて減免措置された車両

等資産についても雑損控除の対象になるのではないかという質問なんです。いかがでしょうか。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 先の途中の底地の部分再度申し上げます。通常の部分での解体等された場合につきまして、本来であれば通常更地という形で雑種地ということですので、本来の部分でそれにつきましてには小規模宅地の扱いはなくなると、本来であればそういう形になります。

また、軽自動車につきましても、先ほど軽自の流出等につきましても本来であればもう税金はかかりませんが、雑損控除の対象とはなるということでお答えいたします。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第19号 東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第20号 浪江町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 第33条の3項、ここには第2項に関わる事項の書面提示、33条の3項でそういうふうにかかれてありますが、なお書面で提示するという点についても、この資料を見ると、資料の5ページですけれども、支障のない限りと書いてあります。支障のない限りというのは、非常に抽象的だと思いますので、具体的にはどういうことなのかということについてお尋ねをいたします。

それから、34条の2項、これも資料でいうと6ページですけれども、行政指導の中止の求めについての規定です。行政指導中止の請求を求めるにあたっては33条の3項を行使する際に、行政指導の中止についても請求することができるということを相手方に説明しておく必要があるのではないかと。その取扱いはどうなるのか。

それから、34条の3項の問題です。34条の3項については、「当該町の機関は第1項の規定による申し出があった時は必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認める時は、当該行政指導の中止、その他必要な措置を取らなければならない」と書かれております。これは2つの問題がある。1つは、市民レベルで当該の処分について改善措置を請求することができるという積極的な面があると思うんです。同時に、当該処分の対象者となった側からすれば、市民レベルで改善請求されるということになれば、本人の知らない間に改善請求がされ、場合によっては改善措置の指示がなされるということになってくると、違反の事実の判断も含めて、まずは本人の立場、別な言い方をすれば本人の権利、改善措置を求められる側の権利の問題があるのではないかと。従って、34条の3については、適正な取り扱いのガイドラインが私はあって然るべきかなと思うんですけれども、この新しく設けられる条文の運用についてガイドラインがあるのかどうなのか。無い場合については先ほどの積極面はいいよね。市民レベルでも改善いろんな問題が考えられますけれども、市民レベルでも改善を求めることができるというそういう積極面はあると思う。しかし、一方ではそうでない問題があるということも考えられるので、繰り返しますけれどもガイドラインについてはどうなっているのかということをお尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） まず、1点目でございますが、33条の3項、行政指導に携わるものは、行政上、特別な支障がない限りこれを交付しなければならないということになっておりまして、これは行政指導の方式の中でございまして、このままといいますか支障がない限りはこれを交付するというところでございます。

34条の2項で中止の説明ということですが、例えば中止を本人が求める場合に、その中止ができるかどうか分からないという場合の説明ですが、こちらにつきましては行政指導を当然文書で行うような形になるかと思っております。その際には、指導を行う際に当然そういう方法がありますということは説明しなければならないと考えております。

同じく34条の3項の部分でございますが、対象者は改善の、こちらのほうも34条2項と同じで当然指導を行う際に、中止を求める、もしくはその改善を求める部分については説明を十分して、そういう行為ができるということを説明しなければならないと考えてございます。その部分のガイドラインということでございますが、いまのところそういう部分を十分説明するというところで考えてございます。

○議長（小黒敬三君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第1点目の33条の3項、この資料でいうと6ページに当該行政指導に携わるものは行政上、特別の支障がない限りこれを交付しなければならないとあえて6ページの頭に出ていますけれども、行政上特別の支障がない限りということわり書きをしているんです。だからいろんな問題が発生しているので改善措置を求めていくということは私は必要だとは思いますが、条例で行政上、特別の支障がない限りというと、行政の判断でいかようにでも解釈できるというふうになるのではないのかということです。

それから、33条の3項を行使する際については、相手方についても十分説明するというところだから、それは了解いたしました。説明責任はあると思います。

その上で、3点目の改善措置について説明する必要があるのではないかと聞いたのではなくて、改善措置ができるという一面は、市民レベルでやっぱり生活環境等も含めて改善措置を請求できるということだから、それはある意味では平穏な生活を送るための積極的な意味があるだろうと。同時に、自分の知らない間に本人にしては、自分の知らない間に改善措置が一方の市民から請求されたということになれば、一体どういうことなんだと。もう知らない間にとんとんとんと事が進んでしまうのではないかと。そうすると、請求された本人からすれば、請求の対象となった本人からすればやっぱりその立場、別な言葉を使えばやっぱり基本的人権だよな。そういう問題もあるのではないかと。従って、私はやっぱりなんでもかんでも請求あればそうするというのではなくて、適正な取り扱いのためのガイドラインが必要でしょうと。ガイドラインはあるんですかということなんです。だから3点目については、説明しますということでは、私の質問には答えてはいないと思いますので、いま一度お願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは1点目の6ページに関わる部分ですが、支障がない限り、いま現在この部分を特定はしておりません。

先ほど申し上げたとおり、本人のことがございます。行政指導そのものは、町であれば条例に基づいてやるものがほぼでございます。現在であれば建設関係でそういう部分があるのかなと考えているところですが、いま申し上げたとおり支障がないものというのは、条例に照らし合わせましてそういう部分が出てくるのかなというふうな思いがあります。

次の一方のいわゆる市民からの指導について、相手方に対しての人権は相手が分からないままに行政指導が行われることがあるのではないかと考えてございますが、いまのところそのガイドラインといいますか、先ほど説明したとおり当然訴えられたといいますか、そちらの側に関しましても当然説明責任はあると考えております。いま現在ガイドラインでございますが、できてはございませんので、いま申し上げました、またご指摘のありました中身を十分検討しまして逆の立場からの部分についても十分検案できるような体制を整えていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 行政手続条例の改正については、本当にある意味では諸刃の剣だと、私はこの条例条文を読んでそういうふうな考えました。従って、書面で提示するということについても、あえて支障がない限りということについて条文には書かれているけれども、それはどういう場合だという具体特定はないということですので、これについても行政側の条例に基づく措置だということで行政がある意味では権力的に改善措置をするということにはあってはならないと思うんです。そこはバランスの問題もあると思うんですけども、従って支障のない限りについては文字どおり行政の都合勝手、勝手都合でどうにでも解釈されるということなので、そこはやっぱり整理しておく必要があるのではないかとということで上級機関との関係で確認をお願いしたい。

同じく34条の3項の運用についてもやっぱりガイドラインはないということなんだけど、これについてもやっぱり仮に情報公開請求された場合ありませんということでは私はやっぱり町民は納得しないだろうと思います。従って、こういう条例を作るわけですから町民に納得してもらえる説明ができるものを行政側として当然準備しておく必要があると思います。上級機関との関係で是非整理に着手していただくように求めたいと思います。そういうふうにするかどうかだけお答えください。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思います。

それで行政上、特別の支障がない限りの部分ですけども、これはあくまでも行政指導が口頭でなされた場合に相手から文章でしっかりと示せというふうに求められた。その時には特別の支障がない限りというのは、これ支障がないわけなので通常は、ですから特別の支障がない限りこれを交付しなければならないですから、これは交付しろという意味です。ですから、そのようにとっていただいて大丈夫だと思います。ですから、いま馬場議員が言われているような心配があるのではなくて、行政側がたとえ口頭で行政指導に入ったとしても、相手から求められたらしっかりと支障がない限りというのはそれをしなければならないなので、それは当然しろという意味なので、それは今よりも、今までよりも一歩進んで行政側はやっぱり求められたらそれに対応しろという趣旨ですからご理解いただきたいと思います。

それから、3項の部分についてはこの中にあるとおり相手から行政指導に対して申し出があった場合に必要な調査をまず行う。ですから、調査を行ってその結果やっぱりこの行政指導というのは要件に適合しないから改めてそこで行政指導を止めるべきだというふうに判断した時には行政指導そのものの中止、中止をしながら馬場議員が言われた関係する相手側があるとすればその他必要な処置というのはその必要なものについてしっかりと処置をなささいというふうにここではっきり規定していますのでそれらについても一歩踏み込んで、行政側が一方的にというわけではなくて相手側のそれからここに関連する人達も含めて必要な処置をとるところまではっきりと明記されていますので、そのようにこの規定はまさに馬場議員がいま懸念されているような内容に答える内容になっていますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第20号 浪江町行政手続条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第21号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番。

- 16番（馬場 績君） 2点ほど。1点は、この条例にいう任期付職員の採用、ここにいう任期というのは任期の期間の定めはどうなっているのかというのが第1点です。

それから施行規則、条例議案21号のほうです。施行附則の2項にはうんぬんかんぬん書いてあって、これは給料月額に達しない場合にはというふうに書いてはあるんですけども、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すると。そうすると1点目で聞いたように、任期付職員のその本人というふうに私は解釈したんですけど、任期付職員の任期とはいつまでなのかなど。この附則との関係で考えたということと、仮に任期が定められているとするならば、施行附則の2項についての平成32年3月31日までという取り扱いについては、任期付との関係で整合性がないのではないかと考えました。その問題についてどういうふうになっているのかお答えください。

- 議長（小黒敬三君） 総務課長。

- 総務課長（佐藤良樹君） それではお答え申し上げます。

今の点、含めてでございますが、任期付職員の任期は最長5年と定めてございます。附則2項でいま申し上げたとおり5年間の現給補償ということで規定しているところでございます。よろしく願いいたします。

- 議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第21号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第22号 浪江町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第22号 浪江町特別職報酬等審議会の条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第24号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第24号 町長及び副町長の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第24号 町長及び副町長の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第25号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第25号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
3番、鈴木幸治君。
- 3番（鈴木幸治君） 議案第25号の件ですけれども、この町長等の給与の減額についての理由はどういう理由で減額をする考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。
- 議長（小黒敬三君） 町長。
- 町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

私が町長に就任いたしました平成19年は議員ご承知のように、行財政改革のまっただ中にありまして、平成のデフレ不況といわれる状況でございました。こういうような状況の中で、町財政の弾力性が非常にない。そして一例を挙げれば、大柿ダムの償還金、年に3億程度返還していたわけでありまして、そういうような財政状況でありました。そういう状況の中でやはり襟を正して執行部の三役についてはやはり減額をして町民に対して、職員も給料が上がらない状況でしたので大変苦しんでいると。町民の方々ももちろん

苦しんでおる状況でありました。そういう状況からやはり減額をして町の財政の負担の一助になればということで減額をしてきたわけでありまして、今般このような災害にあいまして、やはり町民の塗炭の苦しみというものが現在続いております。そういう状況の中で、やはり私が町長に就任した時点からの考え方をいま申し上げたように踏襲をして、私の今期の任期期間中は是非減額をしていきたいとそういうことで今回上程をしておるわけでありまして、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） 確かに、いま町長がおっしゃるとおり、町長が初めての選挙戦に出た時の公約の一つとして出されたということは、私も認識はしております。しかし、その間に2期目を迎え、その2期目の時にはこのような災害津波、それから原発事故と大変な時期に町長の2期目の決断がされました。ただ、その時には公約としては、このことはうたっていないかと思っております。

それと、やっぱりいま町民の方が望んでいるのは町長はじめ特別職のそういう給与を下げるということじゃなくて、もらうものはもらってそして町民のためにいっぱい仕事をして欲しいというのが町民の大方の願いそれに近いものだと思っております。そういう町民の思いを町長はどのように受け止めるのかその辺をちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員のほうからはありがたいお話をちょうだいいたしました。しかしながら先ほどのご質問にお答えいたしましたように、やはりいま町民の方塗炭の苦しみをしております。そういう状況の中で、もちろん仕事は全力傾注してやっていかななくてはならないと考えております。そういう意味で、やはり町民の思いを考慮しながら、先ほど申し上げましたように全力傾注で職務に精励をしていきたいという考え方をもちながら減額をやらせていただいて、それで町民の負託に応えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいとこのように考えております。

○議長（小黒敬三君） 鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） いま町長の思いをお聞きしたところなんですが、町長が減額したから士気が下がるということはないと思っております。私はそういうふうに思っておりますけども、やはり町長のいまの決意、思いをやはり町民のほうにも私としても伝えていきたいと思っておりますし、町長の意思を自分なりに理解して解釈したいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第25号 町長等の給与の特例に関する条例の一部
改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第26号 浪江町教育長の給与、
勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止についてを議題と
いたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第26号 浪江町教育長の給与、勤務時間その他の
勤務条件に関する条例の廃止についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第27号 職員の給与に関する条
例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

- 16番（馬場 績君） 議案第27号については、諸手当の上げ下げ等の

条例改正でありますけれども、大きくは2点ほどお尋ねをいたします。

今回の条例改正による職員給与の改定総額はいくらになるのか。

いま一点は、提案理由の説明、担当課長の説明の際に高年者については0.8%引き下げるという説明がありました。高年者とは職員年齢で何歳以上のなのか。対象者の数、引き下げになる額、そして引き下げの理由についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではお答え申し上げます。

まず、減額の理由でございますが、平成27年度いわゆる平成26年度の人事院勧告によりまして世代間の給与配分の関係、地域間配分の見直しということで人事院勧告が出ております。11月時点では、11月に平成26年度の人勧分を議会のほうに上程したところですが、平成27年度の分につきましては県のほうでまだ額的なものが決まっていなかったということで、平成27年度以降の改正につきましては今回上程させていただいたところでございます。

世代間の給与配分の見直しを踏まえまして、高齢層を中心に給料月額を0.8%引き下げるものでございます。現在の職員の平均約40歳でございます。その平均でみますと手当を含めた年間の減額額が約3万2000円ほどになります。なお、現職員の退職号級で見ますと1級、2級の対象職員は増額でございます。最大で2800円、3級から減額となります。減額となりまして、最大で8800円の減額ということになります。また、影響額についてでございますが、5年間の経過措置がございますので減額のほうはございません。1、2級対象職員分でこちらのほうも給料期末手当、勤勉手当及び共済費いわゆる人件費に係る部分で合わせて約190万円の増額となります。増額の対象の人数は44名でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 概略分かりました。こういう場合、高齢者というふうに表現していいのかどうかという疑問があって私はあえて高年者というふうに言ったんですけど、ここで0.8%引き下げの対象になる高年者と規定する年齢は何歳でしょうか。お答えがありませんでしたのでお答えください。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 失礼しました。高齢という言葉使ったのを訂正させていただきまして、現在現職でおります高齢のほうでみますと、いま申し上げたとおり約1・2級の対象者が44名でございます。

すので、それから上、現在150数名おりまして約100名は段階を経て減額ということになります。一般的に高年という形ですと通常であれば今回の給与の上がる方、下がる方の部分ありますが、通常ですと50歳を超えた方というふうに思われますという言い方しかないんですが、申し訳ございませんが、何歳という形で申し上げることができませんで、給与表では44名が上がってそれ以外は段階的に最高8800円まで引き下げになっているということでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 経過措置があつて減額なしだと、総額では190万円の増になるという答弁はありましたけれども、ただいまの質疑でも明らかになつたとおり今回の条例改正で引き上げになるのは44名、それ以外は引き下げこれがやっぱり今回の人勧の内容だと思うんです。一部上がったらいいということではなくて、公務員の場合は特に避難先での業務ということもあるし、民間との比較で人勧が出されるわけですけれども、大手民間については対象外になっているということからすると、この時期、県人勧に基づく条例改正については私は同意するわけにはいかないということをお明らかにして、討論にしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第27号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行ひます。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よつて、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第28号 浪江町ふるさと創生基金条例の廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） のちほどの補正にも計上されておりますけれども、ふるさと創生基金は3484万4000円です。設立の目的からすると使われてもいなかったし、条例廃止という監査からの提案もあって条例廃止の議案が上程されているわけですが、ふるさと創生という概念から考えれば私はやっぱり様々な基金の積み立てが行われておりますけれども、文字通り浪江町のふるさと創生に今後全町一丸で取り組むべきではないかと。だから、しばらく使われていないから廃止というそういう単純な発想ではなくて、置かれている状況からこの基金も活用してふるさと創生の事業に全力傾注すると、様々な事業の取り組みもすると。こういう行政の対応が求められているのではないかと。従って、廃止の理由については、提案理由だけでは私は納得できないので、一体どうなんですかということ、廃止ではなくてこの基金を今後活かすという方向で検討すべきではないかというふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（小黒敬三君） 産業賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） ご質問にお答えいたします。

現在使われていない基金ということでふるさと創生基金条例ということも廃止ということなんですが、これにつきましては一般会計に繰り入れたのちに復旧復興のほうの基金のほうに積み立てて町内の復興に使うというような形での廃止でございます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 復興交付金あるいは基金積み立てもして、今様々な事業展開はしているけれども、ふるさと創生基金がしばらく使われていないと。従って廃止すると。この残金については別な基金に積み立てるとということだけでも、ふるさと創生基金そのものの目的は決して形骸化していないと、本領発揮はこれからでないのかと考えるんですけれども、町長いかがですかこれ。廃止の提案しているんですけれども十分検討されましたか。お答えください。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議、答弁調整。

（午前10時02分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 申し訳ございません。町長のほうなんです

が、私のほうからまず説明させていただきます。

議員ご指摘のとおり、まさにふるさと創生というのがこれからの大きな課題であるかと思えます。ただ、いま現在、浪江町復旧復興基金のほうで主に財源を充当して浪江町の復旧・復興を行っているところでございます。一つ申し上げますと、やはりこの基金でどういう目的を持ってやるのかというのが一つ選択の意味で難しいところがあるということと、いわゆる出口といいますか基金のほう一本化した形で浪江町復旧・復興基金を中心にこれから町のほうの復旧・復興にあたっていく財源は一本化のほうがいいという判断も一つございます。そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今、総務課長が答弁したとおりだと思います。使い道がいいように一本化をして復旧・復興交付金の中にこの基金を取り入れて、それで町の新たな復興に役立てたいという感じでおりますので、是非ご理解をいただきと思えます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 復興再生には全く異議がありません。そういう意味で、出口を一つにして使いやすくするというのも行政の手法でしょう。それはそれでいいと思えます。そこで、要望ですけれども、今、町民の感情は新たなふるさとの復興再生の強い要望からくる現状との対比で極めて不満が高い、強い。それは本当に町長が言うように100人いれば100様ということではあると思えますけど、町民が求めているふるさとの強い思いに、基金を整理統合するという際にあたって、本当にふるさと浪江の復興再生に全町挙げてこの基金も含めて有効活用して町民の期待に応えていただきたいということを強く要望しておきます。

○議長（小黒敬三君） 他に質問ありませんか。
3番。

○3番（鈴木幸治君） 16番の馬場議員と、それから町長のやりとりも理解はいたします。しかしながら、このふるさと創生基金を作った時の本当の意味合いというのは、いまはこういうような災害になっていますけども、全く復旧復興との目的とは違うというふうに解釈されると思えます。ただ、いまこの中で廃止をするというような形になったにしても、のちに浪江町のほうに帰町してある程度の正常な生活に戻った時にまた新たなこのふるさと創生の基金を作った時の原点に戻り、そういうものを作る考えはあるのかどうかお聞きしたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それでは、お答えしたいと思います。

いま議員が言われたように、我々はしかるべきステージというか状況になれば、当然に浪江町のふるさと創生というのは非常に重要なテーマですから、そのように軸足をとる時期がくるかと思えます。当面、今まさに復旧それから復興、それを成し遂げたあとにまさにそうなっていくんだと思えます。ですから、その思いは当然に浪江町を今までの姿にただ戻すだけではなくて、それ以上の魅力ある姿それからみんなで浪江町の良さ、強さ、それからみんなが強そう思うようないろんな歴史的なものとか文化的なものとかいろんなものがあると思えます。それらを使いながら浪江町をしっかりとふるさとそのものを作り変えていく、創生していくというのは今後我々が常に目指していく方向でありますので、その時期にきましたらば間違いなくそのような方向に向かって進むことそのようにしたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） そのふるさと創生というような文字と意味合いを大事にしていきたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 他に質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質問なしと認めます。質問を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第28号 浪江町ふるさと創生基金条例の廃止についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第29号 部品調達基金の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第29号 部品調達基金の設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第30号 浪江町高齢者等に対する肉用牛貸付基金条例の廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第30号 浪江町高齢者等に対する肉用牛貸付基金条例の廃止についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第31号 浪江町社会体育施設整備基金条例の廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第31号 浪江町社会体育施設整備基金条例の廃止

についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第32号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第32号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第33号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 提案理由にもありますように、福島復興再生特措法の一部法改正に基づく条例改正の提案ということでもありますけれども、まず特措法に基づく復興産業集積区域における課税免除に該当する企業、事業所は存在するのでしょうか。

いま一つは、課税免除との関係で産業集積を図るという取り組みなどはどうなっているのか。

以上2点お尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） お答えします。

現在、復興産業の集積区域につきましては2カ所ございまして、北部工業団地、南部工業団地ということでございます。企業については、現在、北部のエスエス製薬ということでございます。

また、取り組み等の部分につきましては、現在このような状況下の中では新規等部分についてはございませんけども、現在のところ以上でございます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） エスエス製薬のみということによろしいんでしょうか。北部と南部工業団地が対象になっていると。しかし該当する事業所についてはエスエスだけというお答えでしたけれども、そこは確認しておきたいと思います。

それから、原発事故で企業が丸ごと避難をしているわけですので、一方ではこの特例措置に基づく産業集積を図るということは、中々これ矛盾するというか難しい問題だと思いますけれども、どうしても帰りたいという人もいます。どうしても帰りたい。だけれども働く場所がないというのも、また現実なんだ。だから、産業集積のこの措置だけで産業誘致図れるかというのと、これまたそんな簡単ではないと思うんだけど、どうしても帰りたいと、働き場が欲しいと、雇用の場も欲しいという町民が現にいることも町長もお分かりのとおりなんです。従って、福島特措法、一部改正はこういうことなんだけれども、先ほどの復興再生の話ではないけれども、非常に町民の感情は2つにも3つにも4つにも揺れて分かれているから単純ではないと思いますけれども、一方ではやっぱり雇用の場を確保すると。福島特措法との関係で産業集積もまた具体的に検討していくということも求められると。我々も町民から帰ってどうするんだというふう言われると、いやこういう取り組みをしているというそういう説明もできないのが現状。従って、条例の一部改正に留めないで新たな再生復興のための具体的な取り組みが求められているというふうに私はこの条例改正の背景にはあるというふうに理解するんですけど、町長はどういうふうに認識して今後どう対応されるかお答えいただきたい。町長でなくてもいいですよ答弁。

○議長（小黒敬三君） 今回、税条例の改正ですが、集積に関するとそちらの町の復興の絡みのほうに議題がいきまされたけども、大丈夫ですか。

答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 今、議員お質しのとおり帰町する方々にとってはやっぱり働く場所が無いんじゃないかというようなことで私ども

大変心配しております。そういうことで、今回のこの原発事故については国の責任、それから東京電力の責任、これは自ら私どもの責任だということを認めています。特に国に対しては、やっぱりそういうことを政策なり指針として表していかなくちゃだめだということ強く今まで訴えてきました。そういうことで、それが反映したかどうかちょっと分かりませんが、経済産業省の副大臣の下、高木副大臣の下に双葉郡に対する企業誘致、浜通り全体を含んでいるのかどうかちょっと分かりませんが、高木副大臣は企業誘致の担当副大臣として責任を持って企業の誘致を図っていきたいという答弁がございました、この間。そういうことで、私どもはイノベーション・コースト構想に乗っかって、それと融合する町づくりを進めていききたいということで、1つは産業誘致を掲げています。そういうことで、是非この産業集積をする場所以外にもやっぱりこれから町としての産業集積の地区を作って、団地を作って、そして企業誘致の促進を図っていききたいということを考えておりますので、是非今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第33号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第34号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番。

○16番（馬場 續君） 介護保険条例の一部改正について、国政との大きな問題を抱えざるを得ないということなんですけれども、町民の立場で反対の討論をさせていただきます。

全町避難で、家族ばらばらで仮設暮らしも含めて介護認定者が急増している。その方々に大変な思いで担当課が対応されていると。そのご苦労についてはよく分かりますし、敬意も表しておきたいと思います。いかんせん、今回の条例の一部改正の背景には、昨年6月、自民党、公明党の政権で強行された医療介護総合法が大きな問題として今回の条例改正にしわ寄せされてきている。あるいは今後新たな問題が発生するとそういう大きな問題が内在しているという理由で反対を明らかにするものでありますけれども、簡潔にお話をいたします。

反対の理由については、一般質問やこれまでの委員会質疑等でも議論してきましたけれども、最も必要とする、最も介護サービスが必要とする要支援1、2あるいは増えているこのランクの人達が大幅でサービス提供から外されるという問題があるということです。

それから第2の理由については、今の問題とも関係するんだけど、今回の法改正で特別養護老人ホームに入所できる人は原則要介護3以上に限定される。今でさえも待機者が増えていると、避難先で入所に苦労しているというのが現状なわけなんですけれども、要支援1、2の人は待機人口にすらカウントされないと。待機者の枠からも外されるという問題がこの法律の中身にはあるし、今後3年間施行される計画が組まれる浪江町の介護保険事業計画についても、当然国との関係でそういう問題が具体化してくると、表面化してくるといって高齢者の立場、入所を心待ちにしている人達の期待に答えられないという問題からも反対の態度を明らかにする。

それから、最後はやっぱりこれは今の政治姿勢そのものなんですけれども、福祉のために、高齢者のためにということで5%から8%に消費税を増税しました。しかし自然増、社会保障の自然増については1700億円削られております。しかも、今度の介護条例の一部改正でも明らかなおおりに、保険料についても基準額も含めてこれまで6段階であったものが9段階に、これまでの基準額は浪江町では7万8000円でした。これが8万4000円に引き上げられると。もちろん低所得者に対する軽減措置はありますけれども、実態としては高齢者福祉が、今ざくっと言うと切り捨てられると。政策として後退しているという問題が背景にはあるということからしても、この条例改正には残念ながら職員の頑張りとは別の問題として、反対の態度を明らかにさせていただきたいということでもあります。

○議長（小黒敬三君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第34号 浪江町介護保険条例の一部改正について
を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（小黒敬三君） ここで10時40分まで休憩します。

（午前10時26分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前10時40分）

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第35号 浪江町道路占用料徴収
条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第35号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正に
ついてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第36号 浪江町消防団設置等に
関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第36号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第37号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第37号 浪江町教育委員会の委員の定数に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第37号 浪江町教育委員会の委員の定数に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第38号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第38号 町営土地改良事業に要する費用の賦課の免除についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第38号 町営土地改良に要する経費の賦課の免除についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第39号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 續君） 一般会計補正予算について何点かお尋ねいたします。

まず、歳入では10ページ、歳出では20ページに関わる補正の問題です。総務費国庫補助金が10ページに計上されておりまして、東日本大震災復興交付金13億9746万3000円これが基金積立てこれ20ページですけれども基金積立てです。基金は交付額よりも1000円多い13億9746万4000円です。それで、全額基金積立てですけれども、先ほどの議案でもありましたが、防集事業の必要予算額はもうすでに試算されていると思うんですけれども、いくらになるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、同じく歳入では10ページ、歳出では20ページですけれども、歳入の地域住民生活緊急支援交付金5463万4000円、歳出の20ページに、今、説明欄も含めて詳細ありますけれども、この内容について、内容というか総合戦略策定委託事業も含めて事業内容と予算付けについてお尋ねしたいと思います。

それから、歳入の11ページです。総務費委託金です。これが3億4023万5000円の減額ですが、節の欄にもありますように帰還再生加速事業委託金が3億1886万7000円の減額補正です。この事業の減額理由はどういうことなのかご説明いただきたい。

それから、歳入で12ページです。県支出金で、目の衛生費県補助金、環境放射線モニタリング事業交付金2100万円ほど減額補正になっております。モニタリングポストとは書いてはおりませんが、この場でも環境放射線の線量を仮設の人達は大いに気にしている。モニタリングポストを設置すべきではないかと。故障している

箇所については修理をすべきではないかというふうにお尋ねしましたけれども、モニタリング事業交付金で2100万円の減額です。減額の理由と、それからモニタリングポストの設置について県補助金との関係でどのように検討されているのかお答えいただきたいと思います。

それから、25ページです。歳出のほうにいきます。25ページで復興支援事業、裏のページに委託料で1800万円それから25ページに戻って復興支援員の報酬で754万円、復興支援員の活動は全くご苦勞な訳ですけれども、それでもやっぱり借り上げ住宅の方々の訪問はできないでいるということから考えると全体として大幅減額についてはどういう理由なのか。しかも、復興支援員の体制はどういうふうになっているのかということについてお尋ねをいたします。

話前後しましたけれども、26ページの委託料の1800万円の減額は、復興支援員中間支援組織の委託事業で1800万円の減額です。中間支援組織の活動の現状について減額補正との関係でお答えをいただきたい。

それから29ページ、款の衛生費、目の清掃総務費で双葉地方広域圏組合の負担金1億1587万1000円これは提案理由の説明の際に、北部衛生センターの修改善という説明があったかと思います。事業計画についてご説明をいただきたい。

それから33ページ、33ページの消防費、款、消防費、目で防災対策ですけれども、その中で説明欄にも書いてありますが、浪江町防犯業務委託料について、これ2本の事業ですけれども、防火帯整備事業合わせて1億8200万円の減額補正です。防犯業務については、パトロールも含めて新たな体制がとられております。しかし、参加している人の意見では、浪江に行って現状見てくるという点については、大いに勉強になると、必要なことだと思っていると、自分も協力したいということなんだけど、週1ではきついなということなんです。だから、体制を強化できないかということと、あとこの防火帯整備事業も含めての減額補正、精算ということかもしれませんけれども、この防火帯整備事業平成26年度においてはじめて取り組んだわけですが、実績について改めてお示しをいただきたい。

以上何点かお尋ねをしましたので、お答えをお願いします。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではご質問にお答えします。

10ページ国庫支出金、節2の東日本大震災復興交付金13億9700万円でございますが、これにつきましては防集の来年平成27年度の事業費の財源でございます、内訳といたしましてはまず平成27年度

の用地買収費こちらにつきまして11億8000万円ほどの財源でございます。

それから、残りの2億1600万円ほどありますが、来年当初予算のほうにも計上してございますが、大平山霊園の東側のコミュニティ広場、更にトイレ整備等の財源でございます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、同じく10ページ地域住民生活等緊急支援のための交付金の事業でございますが、歳出のほうでは20ページのほうに記載のとおりでございます。それで、6ページのほうをご覧いただきたいと思うんですが、今回繰越明許費のほうにその2事業をあげてございます。私のほうからは下のほうの事業でございます。いわゆる消費喚起型の部分でございます。こちらのほうで4463万2000円を計上しているところでございます。こちらにつきましては、考えられるものというのが町民が購入する商品等について一部を補助するというものでございます。当町いま現在全町避難の状況にございまして、例えば町内で利用できるようなプレミアム付きの商品券とかそういうものに対する補助という事業ができない状況にございます。こちらの今回の交付金の活用につきましては、今のところふるさと産品等の購入等に対する一部補助を現在検討中でございます。同じ郡内8町村すべて全町避難の時期がございまして、いまも現在全町避難の町村がございまして、そういうところとも検討はしているところではございますが、いま現在そういうことができるように検討しているところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 同じくただいまの地域住民生活等緊急支援のための交付金の中の総合戦略についてご説明申し上げます。こちらにつきましては、予算的には1000万円を歳入としてはみており、上限額をみております。内容的には平成27年度中に地方版の総合戦略を策定し、5年間の計画を策定しろという中身になっております。

いま、復興予算等含めて財源措置はされておりますが、今後5年というスパンをみた時に、それだけではちょっとおぼつかないというところもありますので、今国が進めているこの町、人、仕事の中身にのってできないかということで正直おります。実際のところいま誰も帰っていない中で、人口減少の歯止めをかけるとか、首都圏からの人口増をどう図るかなんてということが一応目的となっておりますけれども、とてもそういった中身ではできないということは十

分承知をしておりますけれども、今後の町の復興に向けてこの財源がうまく使えないかというところ含めてこの策定を図っていきたいというふうに考えております。内容的には、審議会といいますか、委員の方々の議論を深めながら総合戦略を策定していききたいということでいま検討しているところでございます。

次の11ページの総務費委託金の中の原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金の減額の理由ということでございますが、これにつきましては、14事業ほどございますが、いずれも請差といいますか、事業の精査によるものでございます。大きなものでは、先ほど質問にもありました浪江町防犯管理業務委託これが1億4900万円ほどになります。それから、大きなものではあと浪江町絆再生強化事業いわゆるタブレットの通信運用経費の中で1億90万円程度、ほかには防犯カメラシステム等の防犯対策事業で2300万円といった事業そういったものの精算事業になっております。

続いて、その下の避難解除等区域生活環境整備事業委託金の関係であります。これにつきましては「いこいの村」の機能回復事業これをあてておりましたけれども、耐震の問題等々含めて今年度できないということになったものですから、この事業取り下げているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それで、12ページの環境放射線モニタリング事業交付金の減額についてご説明申し上げます。

2つほど事業がございまして、1つ目が放射線測定及び井戸水の検査業務これにつきましては、契約額の確定によりまして1198万8000円ほど減額しております。

もう1点につきましては、復興推進課のほうの事業でございますので、復興推進課長のほうで答弁いたします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） もう1点の環境放射線モニタリング事業交付金の中で、900万円減額をしておりますが、これは当初今回事業として取り組んでいますタブレット事業の一環として通信機能のついた放射線測定機を購入して、町内に入る方々にそれを使っていただいて町内での道路を走った際の線量をつぶさに見られるようにしようということで始まった中身だったんですが、実際的には持っている高さであったりそういったところで誤差がかなり出るというところもあったものですから、ここでの台数を減らしました。その代わりとしてあれなんです、要は車載型の今町で持っている線量計を使ってできるということもありまして、そういったところを

活用しながら町の中におけるリアルタイムでの線量の分布状況確認できるようなシステムにしたいということで今回減額をしているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 25ページの生活支援事業費1の報酬の754万円の減額でございますが、これにつきましては、復興支援員委嘱開始の遅れによる復興支援員の報酬の減額でございます。

続きまして、26ページの13の委託料1800万円の減額でございますが、復興支援員中間支援組織委託料の減額でございます。内訳といたしましては、委託先の従事者間の役割分担変更による人件費の減額203万円、旧中間支援組織中3組織が消費税免除事業者であったことによる減額650万2000円、更には新規支援員配置拠点において配置が遅れたことによる活動経費の減額946万8000円となります。活動につきましては、1府9県支援員を配置してございます。それで、全国をカバーするというところでございます。活動内容につきましては、浪江町民の避難先への訪問、また浪江町民を集めた交流会活動などの事業を行ってございます。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 補正予算書29ページ、目の1清掃総務費、節の19負担金補助費交付金1億1587万1000円の補正増でありますけども、これは双葉地方広域市町村圏組合負担金になります。

補正増の理由といたしましては、北部衛生センター災害復旧事業について国の平成27年度交付金事業から平成26年度交付金事業への変更に伴うものであります。その災害復旧事業の町負担金が1億2371万2000円であります。また、平成26年度汚泥再生処理センター復旧工事の計画額確定により町負担金784万1000円が減額となり、その差額を今回補正増としたものであります。

事業計画といたしましては、平成26年度の広域圏組合2月補正予算書のとおりでございます。繰越明許にて平成27年度に実施することになります。それで、平成27年度に復旧工事を進めまして平成28年度から稼働予定としてございます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 33ページの防犯対策費の委託料、浪江町防犯業務委託料及び防火帯整備業務委託料の内容についてご説明します。防犯業務委託料につきましては、諸々の防犯体制の見直しによりゲートの管理とか、防犯パトロールの台数の増等に対応して契約したわけでございますが、その契約の確定に伴う減額で1億4934万1000円ほど減額しております。それで、先ほどご質問のあつ

た見守り隊のほうの体制強化のご質問だと思いますが、この予算ではございませんが、過日見守り隊の役員会を開催しましてある程度また新年度に体制を強化するべく募集もしたいと考えているところでございます。更には現在見守り隊の車両2台でパトロールしておりますが、それも3台に増やしたいというような意向でございます。

続きまして、防火帯整備業務委託料の実績はというご質問でございますが、工期がまだありますので現時点で設計面積上は約190ヘクタール見込んでおりました。現在の刈払い実施の実測面積では約177ヘクタール、進捗率で約93%程度でございます。

○議長（小黒敬三君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 再度の答弁のほうから再質問をしていきます。

まず、防火帯整備事業、雪も降りまして事業者の方も町のほうも苦勞されたとは思いますが、93%の進捗率だと、これは町道、県道、国道の防火帯の除草ということで、是非場合によっては刈り幅を広げるとか、今年の実績を踏まえて環境省にいま事業の拡充を求めていく必要があるのではないかと。継続事業になるということは間違いないと思うんですけども、そのことも合わせて計画の拡充についてどういうふうに取り組まれるのかお答えをいただきたい。

それから、パトロール隊については新年度においては体制を強化するということですから、よろしくお願ひしたい。いずれにしても週1ではやっぱりきついつて言うんです。従って、月3回ぐらいに減らせるように十日に一遍ということでしょうね。そういうことで体制についてご検討いただきたい。車3台に増やしても人がいなければどうしようもないので、まずハードな体制を改善するということが求められていると思います。募集計画は何名ほどなのか、増員募集について何名ほど計画をされるのか、今年の結果を踏まえて検討しているとすればお答えいただきたい。

それから、広域圏組合事業について平成27年に修改善、平成28年度稼働、私はあそこが稼働すればそれは基準値以下の焼却が可能になるわけだから良いとは思いますが、元々あそこは帰還困難区域です。

従って、作業員の放射線被ばく、安全管理あるいは持ち込まれる焼却ゴミの線量測定等改めて普通の状況ではないのでその辺のことも十分広域圏組合と協議をしながら取り組んでいただきたい。平成27年に事業修改善の事業やって、平成28年稼働だから平成28年稼働ありきということではなくて十分吟味する必要があるのではないかと。ということで担当課のほうとしてはどういうふうに関域圏と協議されているのかお答えいただきたい。

それから、復興支援事業に関わる中間組織の問題ですが、いま人件費等の減額によるものと、あるいは消費税が免除されているNPO団体等があって今回減額補正だということですからそれは分かりました。

一方では、1府9県に中間支援組織が配置されて浪江町民との交流も図られているとは思いますが、中々そのことが残っている町民には伝わってこない。あるいはどの程度交流されているのかということについても正直十分な説明も議会に対しても無いということですので、中間支援組織については全国47都道府県1県を除いて避難しているということからすると、今年度の経験を踏まえて様々な事業の導入や活動内容の見直しが求められると思うんですけども、減額補正だけではなくて事業内容の見直しについてどういうふうに検討されているのかお尋ねをします。

それから、復興支援の750万円は遅れによるものだという事ですから分かりました。

それから、県支出金に関わる問題で大筋は了解をいたしました。井戸水測定これは全員協議会等でも報告がありましたけれども、今度はタブレット端末等の利活用もできるということですから、情報の開示についてどういうふうに取り組むのかということと、あとちょっとこの事業とは直結しなかったようですけども、モニタリングポストの設置について線量測定と車載式の線量計も使っているという話がありましたけれども、そうではなくてやっぱり放射線の汚染によって被ばくをして十分な情報もないという中ではやっぱり仮設にもモニタリングポストが欲しい。あるいは、一部仮設住宅で壊れたままになっているということについてもきちんと修理をする必要があると思うんです。

もし、この県支出金で賄えないということであれば、たまたまですけども核燃税交付金が1億5100万円ほど交付されております。これの活用も含めて、モニタリングポストの設置について検討すべきではないかと思えます。お答えをください。

それから、総務委託金については分かりましたけれども、ただ総合戦略策定委託事業など平成27年から5年間の新たな計画を作成するという事です。国との計画ではちょっとミスマッチだと人口減少対策をどうするんだと、首都圏からの人口流入をどうするんだという問題等については、事業メニューとの関係ではミスマッチだということなので、これも一言で言えば総合戦略必要だとすれば作る必要があるでしょう。しかし、現状に合致した計画でなければ、1000万円、2000万円かけても意味がない。全く絵に描いた餅という

ことだけでは、我々もそうだし町民も決して納得もできないし、理解もできないだろう。だから、具体的に足が一步踏み出せるそういうものにしていく必要がある。ついては、審議会ということだけでも、町民の思いをよく聞くことだというふうに思います。形を作ったからそれでいいと、お金をかけたからそれでいいと、さっきもちょっと言いましたけれども、やっぱり町民感情荒れてきています、本当に。仮設なんかに行くともう言葉が悪いですけど、非常に厳しいです。だから、それはそれで私は当然な感情だと思うからこういう総合戦略を作るとすれば現場の声も聞いて、やっぱり現場に役立つものにしていく必要があると思います。そのことについてお答えをいただきたいと思います。

それから、地域住民生活緊急支援交付金については総務課長答弁がありました。プレミアム商品券など町内で利用できる人に一部補助できないかと、これ素直に聞きます。そうじゃなかったの。繰越明許にして、それについては消費喚起のためにそういう中身で使うという答弁されましたよね。私のメモ違ったのかな。じゃあ改めて、改めてそのことをいま一度お答えいただいて、プレミアム付商品券町内利用一部補助ということについては、いま一度お答えをしてください。

それから、防集事業については総額で前200億円という説明あったかな、総額で必要予算はいくらぐらいかというお尋ねをしました。そのことについてお答えをいただきたい。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 私のほうからは復興支援員の質問の件と、それから広域圏組合の北部衛生センターの件の2件についてお答えをいたします。

まず、復興支援員の事業内容でありますけれども、私も支援員の全体会ですね、全国からの1府9県での何と言いますか、会議年2回ほどやっておりますけれども、その2回の会議出まして支援員の活動状況について報告を受けました。それぞれ担当の府県によってはいろんな問題がありまして、特に現在こちらでやっている賠償の問題とか、あるいは復興計画の関係とかいろんなこと聞かれると、それに対してちょっと専門的なものが出てくるので中々避難している住民の方に説明がつかない。従ってその場合には、すぐにこの二本松あるいは浪江の本庁の原課のほうに問い合わせをしてすぐに答えるようにやっているというのが共通の支援員の話でした。しかし、残念なのは、やっぱり中々将来に対する不安というのが払拭できないということで、できるだけビジョンの見えるものを説明したいん

だけれども、中々現在そういう状況であるので理解できないところがあるということで大変戸惑っておることはもちろんです。私大変感心したのは、その復興支援員の方すべての避難町民のところを全部回りました、担当の区域ですね。それで私感心したのは、もう浪江とは断ち切りたいと、だから来ないでくれというようなことを言われてそれでもやっぱりいろんな連絡したいことがあるのでということで、訪問しに行ったらドア開けないんだそうです。ところがしつこくチャイムを鳴らしてどうしても入りたいということで、それで避難している方がだいぶしつこい人だなということでドアをちょこっと開けたら、足をドアに挟んでそしたら今度閉まらないですよ、危ないから早く足どけなさいというと今度大きくドア開けると今度は肩を入れるんだそうです。そして、どうしても入って話をしたい。いろいろ話をしていたら浪江のことが恋しいということで話が始まるそうです。それで、次はいつ来るというような期待感が出てきて本当に打ち解けた状況になったという話も聞いております。そういうことで一生懸命支援員の人やっています。ただ、残念なのは一人あるいは二人、三人そういう体制でやっていますけれども、多くの県をまたがって支援するという形になっていきますので、できればなんと言いますか今度福島県でも支援員を作るということで人増やしたそうですので、その辺ともタイアップしながら業務の改善につなげていきたいということで、いずれにしても一生懸命やっています。あとは、議会のほうにやっぱりどういう活動しているのか報告はしたいと考えています。

それから北部衛生センターの件、議員お質しのとおり帰還困難区域で線量の高いところですので、これは作業員に対しても十分線量を勘案しながら作業をやっていただく。それから、ゴミの搬送とかそういうものをやる作業員に対しても線量管理をきっちりやるような体制でいきたいと考えています。非常にいま心配なのは双葉郡の出た焼却のゴミそれをいわきとかあるいは南相馬とか石川地方そういうところに持って行きまして、特にいわきの南部衛生センターこれちょっと名前が同じなんですけれども、南部衛生センターがもうパンクしているような状況で、もう炉が使えないような状況になってきています。そういう意味で私ども双葉郡のゴミを北部衛生センターもできればそれだけ緩和できますので、目標としては平成28年度をこれ限界だと思っております。平成28年度まで設置して供用開始していかないと、いま言った他の避難先で世話になっている地域の方々に迷惑をかけるというようなこともありますので、ここは是非十分作業環境には留意しながら、平成28年度竣工に向けてやっていた

だきたいということを強くいま要請しているところであります。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それでは、再質問にお答えします。

防火帯事業の計画の拡充についてというご質問でございますが、今年度につきまして初めて取り組んだわけでございますが、補正で取ってその後復興庁との協議という形でだいぶ契約実態が遅くなってしまうました。その反省点も踏まえまして、次年度につきましては当初予算に計上して早い段階で復興庁と協議して事業の実施に入りたいと考えております。

更には今回積雪等により一部施工が不能となっている地点もございますので、そういうことがないように計画的に事業を執行していきたいと考えております。

それから、見守り隊で週1回の勤務頻度が多いというご意見かと思っておりますが、隊員の中には週1回は少ないという方がかなりいらっしゃいます。それにつきましては、各班ごとに班長さんがおります。更にはその上の組織として理事会も設けてあります。理事会の中でそういう班編成、回数等についていろいろ審議していきたいと思っております。また、やはりなんと言うか、都合が悪い場合とかそういう場合もございますので、日によって弾力的に運用できるように方法について検討していきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは、総合戦略の関係についてお答えいたします。

議員お質しのとおり絵に描いた餅ではどうにもならないということは十分承知をしております。ただ、先ほど申し上げましたとおりいま国が想定しているものとはかなり差異があるのも事実です。その中で、町としましては町のいまある町づくり計画であったり、あと子育ての計画等もいま今年度で策定されておりますので、そういったところも含めまして今後5年間で町づくり、いわゆる復興に向けた事業の中でこの総合戦略の課題の中に当てはまるものは今の復興予算ばかりでなく、こちらからも取っていくというスタンスでいま検討しているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、今回の交付金のもう一つの事業でございますが、先ほどの説明が不十分で申し訳ございません。町内で利用できるプレミアの商品券と申しましたのは、現在避難中でございますのでその対応ができない状況にあるということでございます。その中で何かできないかということをお考えのところでございます。

すが、いま現在につきましては先ほど申し上げましたとおりふるさと製品の購入等に対して一部補助ができるようなことができないかということではいま現在検討しております。決定した形ではございませんで、今後も検討して平成27年度の事業となりますので、十分検討の上実施していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは防集事業の全体事業費というご質問でございます。今回補正予算書の32ページのほうに防集の今年度の最終予算額38億円ほど、補正後は38億円ほどになってございます。更に来年度平成27年度当初予算これから審議になりますが、約27億円ほど予算を計上してございます。合わせて約60億円でございますが、その中に移転先団地の用地買収費それから造成工事費等はまだ計上してございません。そちらについては、これから実施設計なり用地取得については不動産鑑定なり入れて事業費確定になると思いますが、全体事業費としては防集団地3カ所移転先が3カ所から2カ所に減ることもございまして、当初の事業計画よりは減額になる予定、見込みでございます。

○議長（小黒敬三君） 12ページ、核燃税は広域圏にやるお金で浪江町では使えないという説明でしたけども。

○議長（小黒敬三君） 答弁調整暫時休議します。

（午前11時31分）

○議長（小黒敬三君） 再開します。

（午前11時31分）

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それでは、モニタリングポストの設置について今回の議案とは関係は直接ありませんが、それについては我々も必要などころには設置してもらおうということで、いま環境省それから復興庁と機会あるごとに打ち合わせをしております。これから仮置き場等の設置等もありますので、住民から仮置き場設置した時にモニタリングポストを増設して欲しいとか、それからいまあるところよりも例えば戻ること考えればこっちのほうに設置して欲しいとかいろいろな要望もありますので、それらについてはいま環境省と調整しています。現実的には我々が設置するというよりも国が設置するというようになっていきますので、浪江のエリアについてはすべてモニタリングポストも含めて除染も含めて国のほうでやるというこ

となので、それじゃ我々の住民の求めていることについてはやっぱりしっかりと応えて欲しいという話を今やっています。中々我々の思いどおりに進まないのは、現実的にはモニタリングポストの設置自体は実は環境省でも復興庁でもないんです。国はいろいろ縦割りに分かれています、モニタリングポスト自体は規制庁にいま移って規制庁が管理している、当初設置したのは文部科学省ということもありますけども、そんなこともありますけども、我々は国の縦割りがどうのこうのということではなくて、我々がこれから戻りするための安全性の確認であり、住民の不安を払拭する上では必要だということありますので、いま声を大にしてそれぞれ設置求めるようにいま対応していますので、これからもそのように対応していきたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 最後です。モニタリングポストについては、一つは所管は環境庁だというお答えがありました。これも、別件でいろいろ議会事務局のほうで調べていただいたんですが、環境省の外局になっているんです。だから、環境省とは決して無関係ではない。むしろ、環境省の管轄下にあるということによろしいと思うんですが、いずれにしてもモニタリングポストが必要だということです。いま副町長も言われた仮置き場も含めて、増設を検討していく必要がある。

それから、これで最後、それは答弁いらないです。最後になりますけど、先ほど核燃税交付金1億5131万9000円12ページ県支出金のところで計上されているんですが、全額広域圏にいくと、広域圏の歳出計画によって支出されるということで末端町村というか関係町村としてはトンネル交付金ということになってしまうというのは今の答弁だと受け止めたんですが、核燃税交付金については様々な問題があって、立地町についても応分の交付をするということになってようやく浪江町経由でこれだけの交付金が示されました。

従って、広域圏でまるまる使うということになってしまうのか、浪江町としても必要な計画の下に広域圏と調整できるそういう交付金なのかどうなのか、そこのところ1点だけお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） この件につきましては、予算の説明の際にお話ししたとおりでございます、いま現在広域圏のほうで基金を造成、各町村からの支出により基金を造成する予定となっております。当然用途といいますか、使う場合には広域圏の議会等々で審議

された上での使い道が決定されるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 以上終わりました。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第39号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第40号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第40号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第41号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第5号）を議題とい

たします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第41号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第42号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第42号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第43号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第43号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第44号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第44号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第45号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第45号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎延会について

○議長（小黒敬三君） お諮りします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（小黒敬三君） よって、本日はこれをもって延会とすることに決定しました。

あすは午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

(午前11時42分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成27年浪江町議会3月定例会

議事日程(第4号)

平成27年3月18日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|------|----------------------|-----------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第46号 | 平成27年度浪江町一般会計予算 |
| | 議案第47号 | 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算 |
| | 議案第48号 | 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 議案第49号 | 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算 |
| | 議案第50号 | 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計予算 |
| | 議案第51号 | 平成27年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算 |
| | 議案第52号 | 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算 |
| | 議案第53号 | 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計予算 |
| | 議案第54号 | 平成27年度浪江町財産区管理事業特別会計予算 |
| | 議案第55号 | 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第56号 | 平成27年度浪江町水道事業会計予算 |
| 日程第2 | 発委第1号 | 浪江町議会政治倫理条例の制定について |
| 日程第3 | 発委第2号 | 浪江町議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第4 | 発委第3号 | 営業損害及び就労不能損害の完全賠償を求める決議(案) |
| 日程第5 | 発委第4号 | 営業損害及び就労不能損害の完全賠償を求める意見書(案) |
| 日程第6 | 発委第5号 | 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出と情報公開の遅延に抗議する決議(案) |
| 日程第7 | 発委第6号 | 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出と情報公開の遅延に抗議する意見書(案) |
| 日程第8 | 委員会の閉会中の継続審査又は調査について | |

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君
復興推進課長	宮口勝美君	町民税務課長	宮田良二君
産業・賠償対策課長	吉田公明君	ふるさと再生課長	岩野寿長君
復旧事業課長	中田喜久君	健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君
介護福祉課長	佐藤尚弘君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	岩野善一	次長	清水佳宗
-------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第46号 平成27年度浪江町一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番。

○15番（三瓶宝次君） 103ページについてお尋ねいたします。賠償支援事業費の3600万9000円という計上になっております。ご承知のように、この内容については細かく記載されております。

この中で節8報償費については105万円、弁護士報酬という形で計上されておりますが、これについては顧問弁護士料ということだと思いますが、そのほか賠償支援事業の中でADR集団申立てについて、原子力賠償紛争審査会いわゆるADRで示した和解案、精神的苦痛に対する増額についてであります。1年程度の時間を経過して現在も、なお継続中ということでもあります。これについては、新聞報道によりますと、ADRの申し出、仲介案に対して4回重ねて年を続けているわけですが、この件についての今後の町としての対応、それから最終的には解決策を含めた形でどのように考え認識しているのか。また、このままの状態ですと、際限なくその時間だけ過ぎまして結論に持ち込むことができないという危惧さえされるわけでもあります。

そういう中で、最近、国もそうですが東電は商工業に対する賠償の打ち切りなどを示唆し、大きな問題となっております。就労不能損害について賠償についても同様であります。そのような情勢の中で、ちょうど福島民報社の新聞にも出ておりますが、政府と東電は賠償を止めようとしていると、それを食い止めなければならないと論説まで出ております。そういう状況の中で、予算として計上しておりますが、その中身についてご説明いただくと同時に今後のその辺の対応について説明していただきたい。

それと、弁護士あるいはコメントに対する予算の内訳について明示いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） 2点ほど大きい質問がありましたが、1点は今後の対応等についてということでありまして。それと予算の中身についてという2点でありまして、1点目について私のほうからお答えというよりは、今の質問そのものが一般質問の中で質問されて、私ども方針等、今後の対応等についても説明をしておりますので一般質問でお答えしたとおりであります。

それから、予算の中身については担当課長のほうから説明させます。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 予算の中身ということですので、ご説明いたします。104ページの8の報償費105万円でございますが、これにつきましては弁護団の日当になっております。東京で行われますADRの進行協議関係、それからあと福島で行われます事務協議弁護団の日当関係等になってございます。

それから旅費の中で一部実費、9旅費234万5000円の中で、費用弁償として105万2000円ほど計上されておりますが、これにつきましては、弁護士の県内への旅費及び東京都内での旅費関係の実費弁償となっております。

○議長（小黒敬三君） 15番。

○15番（三瓶宝次君） 第1点の今後の対応についてということで、現状の分析も含めて求めたわけでありまして、副町長の答弁ですと一般質問で説明、答弁しているのですからその必要ないと。とんでもない話でありまして、私は予算審議の中で改めてその内容について求めていることですから答弁ください。

あと、今課長の説明ですと104ページの報償費105万円に関する件であります。これは我々委員会で説明を受けておりますが、これは顧問弁護士料だということで賠償とは関係ないという認識しておりますが、改めてその辺の確認をお願いします。

それと、第1点に戻りますが、実質5回になるかと思いますが、公式には4回ということでありまして。この件については、最近東電は非常に一貫して拒否を続けておりまして、ADRの存在そのものが問われているということでありまして。そういう中で最終的にADRがそれを判断して東電に条件を承諾させるということについて、権限があるわけではないのでその辺についての読みが非常に難しいと我々は考えております。町として、今後このような予算を計上し

ながらも、現在までの延長線で続けていくのか。あるいはどこで必ずどういう方向に決着するにしても線引き、終わる時期が必ずくるわけです。その辺の見通しも含めて今後の対応について改めて説明願いたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それでは改めてお答えしたいと思います。

1点目は対応、それから見通し、3点目にADRの今の情勢に対する判断、読み。それに対する総合的に町はどうするのか、予算まで計上してどうするのかという、1番と3番の点について私のほうからお答えしたいと思います。

まず、ADRの状況が楽観できるような状況でないということは、皆さんもご承知のとおりだと思います。それとADRというADRの場自体は和解という場ですから、和解ですから当然仲介員という立場の人がいて、東電と私ども訴える側がいて、両者がある意味では合意に達したものについて和解が成立するという宿命的なものもあります。

ただし、今年も予算も上げながら町が望んでいるというのは、今、ADRの場で和解仲介作業を進めておりますが、ADR自体も今東電に対して、しっかりと和解に応じるようにという努力を続けております。

それから、それは一般質問の時も説明しましたが、いわゆる国自体も公の場の中で我々の今やっている内容について浪江町に対する出されている和解案そのものについても言及して、公の場でしっかりと表明、国も考え方を述べています。

それから、現実的には仲介にあたっているADRそのものも、実際は原賠審の中で、第40回の原賠審の中ですが、原賠審の中に資料も出しながらいわゆる考え方、それから東電に対する考え方を改めろという姿の審議もなされております。今現在も議員が質問されたとおり楽観できる状況ではない。簡単な道ではありませんが、今なお、折衝というか交渉をやっている最中ですので、我々としては何としてもそれを継続する中で、東電に受け入れていただくということを目指して、新年度も継続してあたりたいと考えて予算も計上したということであります。よろしく願いたいと思います。

なお、予算の中身については、担当課長のほうから説明をいたしますのでよろしくお願いします。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） ご説明申し上げます。

報償費の弁護士費用105万円の件でございますが、これにつきま

しては町の顧問弁護士費用でなく、あくまでもADRのための協力
いただいている弁護士の日当でございます。

それから、先ほど費用弁償の件で105万2000円と申し上げました
が、150万2000円に訂正お願いしたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 15番。

○15番（三瓶宝次君） 今課長の答弁の中で食い違いですか、認識の違
いがあるのかと思うのですが、104ページの節8補償費について105
万円の計上がありますが、これは顧問弁護士料で賠償とは関係ない
という認識でいたのですが、これがADRの活動に対する弁護士の
報償費ということであるとすれば、105万円であって105万2000円で
はないのではないかと。もう一度確認したいと思えます。

それと、町の対応について非常に難しい判断が迫られていると。
ADRの立場と同様にそういうことは認識しておりますが、町民は
久しく待っているわけです。どうなっているのかと。だめなのでは
ないかという質問すら聞こえてきます。でもADRあるいは町とし
ては、あくまでも東電に仲介案をのませるといふことの姿勢で今後
続けていくということについては、その通りやむを得ないのかなと
考えておりますが、現在ご承知のように、最近避難地域をはじめ多
くの地域からいわゆるADRに対する申し出、それから裁判等がぞ
くぞくと出ております。そういう情勢の中で、過去1年以上経って
も申し出以来、まだ結論が出ていないということについては非常に
町民は不安に思っていますし、また反面期待もしておるところであ
ります。ひとつそういう意味で十分認識して取り組んでいただきた
いと思うところであります。答弁は結構です。

あと、予算の8番についての質問を内訳を質問いたしましたが、
この辺についてももう一度課長のほうから。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議、答弁調整します。

（午前 9時16分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前 9時17分）

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） 失礼しました。誤解のないよう再度説明した
いと思えます。節8報償費ですが、これはADRを担当してもらっ
ている弁護団の弁護士に対する日当です。

それから、節9旅費はその弁護士の移動の旅費であります。です

から現在弁護士に実際払っているのは、活動してもらったときの実際の日当と旅費だけ現時点では払っています。予算の計上上、報償費という名称ですが、報償費の中の日当いわゆる実費支弁分だけで今支払っているというのが現状であります。よろしいでしょうか。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

8番。

○8番（若月芳則君） 1点だけちょっと考え方も含めてですがご質問申し上げます。この予算書の106ページ、その中で節20扶助費で災害弔慰金2億円、災害障害見舞金250万円となっています。そして去年の資料でいくと、補正でみると1400万円ほど減額しているわけです。当初予算では三千数百万円とってそれが現実的には1400万円ぐらい減額になっている。今回は、当初予算から2000万円で組んでいます。私も町民から耳に入って。2億円ね。間違ったところは皆さん指摘してください。最初から2億円で計上しているわけですが、町民の声として最近災害関連死も含めて非常に何か認めてくれないとか、窓口対応も冷たいと、これはだめだよという雰囲気があるということが非常に耳に入ってきます。私は、まだ4年ですから例えばこういうことを申し上げると役場職員の皆さん方なんかに失礼といいますか、やはりあの混乱の時期のストレスとかいろいろあったわけです。そういうものが起因するところでやはりここ5年、6年経ってきたときに、やはりそういう要因というのは私は当然我々の立場からすればあるという認識で進んでいかなければならないと思っています。こういう震災前わかればですが、1年間に浪江町の平均亡くなられる人の数、それがどのぐらい変化してここまで毎年変わってきているのか。

それから、今後関連死について、町当局、立地町でもなくて2万1000人全員避難して最大の人的、経済的な被害を受けた町として、災害関連死を含めて今後どういう態度で、どういう判断基準を、それを決めるのは判定委員会だと言われればそれまでですが、やはり行政として最初から去年の実績だからこのぐらいだから、減額すればいいだろうというような安易な発想で予算組みがされていないのか。やはり何回も言うようですが、立地町でもなくても2万1000人避難して最大の人的被害、それからどこへ逃げたらいいかわからない。思いはそこで抑えますが、そこに対する考え方をひとつ述べて教えていただきたい。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） それではお答えします。平成26年度の予算は100人、平成27年度60人を考えております。それで平成25年

度該当者が大体58名でした。平成26年度が31名でした。それで予算としましては倍の人数を少しでも該当させるということで、誠心誠意をもって事務処理をしながら、聞き取りをしながらということで審査会にかけておりますので、予算的には倍の人間を考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小黒敬三君） 8番。

○8番（若月芳則君） 事務当局からすればそのぐらいの数字があるから、十分これ大丈夫だという考え方で組んであるということだと思います。今すぐ回答できるかどうか分かりませんが、発災前の1年間の浪江町民の亡くなられた数、それからここ4年間の数字の変化について教えていただきたい。

○議長（小黒敬三君） 関連になりますけど、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 行政報告で報告しましたが、現在353名です。それで平成23年度91名、平成24年度173名、平成25年度58名、平成26年度31名。以上であります。

○議長（小黒敬三君） 8番、若月芳則君。

○8番（若月芳則君） 関連死も含めて、亡くなった方と言っている。

○議長（小黒敬三君） 関連死と全体の死ということで、分けて解りやすくお願いいたします。

副町長。

○副町長（檜野照行君） それでは、年間浪江町が通常どのぐらい方がお亡くなりになっているとかという質問だと思います。これは今突然の質問なので、正確なあれですが、私自身もいつも気になって思っていた数字なので、いわゆる浪江町自身は大体震災前、200人から300人の間、200人ぐらいが1年間に老衰等でいろんな関係で亡くなっているというのが通常の数です。

ですから、あとは関連死自体の数字については、もう一度担当課長のほうから説明申し上げたいと思います。いいですね。200人ちょっとぐらいが大体浪江町の1年間の通常の死亡です。

○議長（小黒敬三君） 8番、若月芳則君。

○8番（若月芳則君） 私が聞きたいのは、200人というのは農協で葬祭事業なんかもやっていたから大体数はわかっています。だから平準の数が今回の発災によってどういう数字の変化になっているのか、それを私は聞きたいわけです。それはやはり皆さん方も議員もみんな共通認識としてどういう数値の災害、津波被害の人もいますが、それを抑えたいから聞いているわけですから、今答弁できないとすればあと文書をもって教えていただきたい。

○議長（小黒敬三君） 質問者から今答弁できなければあとで文書とい

う話がありましたが、そのの部分に関してだけお願いします。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 分かりました。

○議長（小黒敬三君） あとで文書のほうで流したいということです。

他に質問ありますか。

10番。

○10番（山本幸一郎君） 113ページ、節18備品購入費のガンマカメラでお聞きします。予算で2213万円とっていますが、この使い道というのは、もちろん放射能を測るのはわかるのですが、今除染作業がたくさんやられています。これを買って除染後の管理でここは下がっているのか、そういうもので使うのか。それとも今除染前にここは高いから重点的に除染をしてくださいと使うのか、この使い道はいろいろあると思いますが、どういう目的で買われるのか、一つ。また、特殊な人でないと使えないのかどうかも、その上でお聞きします。

次になります。132ページ。節15工事請負費、大平山霊園トイレ建設工事とコミュニティ広場造成工事と2つあります。上の大平山霊園トイレ建設工事は文章のとおりよくわかるんですが、このコミュニティ広場造成工事についてお伺いします。多分、大平山霊園のところに造られると私は思うのですが、請戸地区の人のためにコミュニティ広場は必要とは思いますが、霊園の中につくる広場であると、お墓参りに来たときにしか使えないような気が私はします。もしコミュニティ広場という名であれば、ちょっと離れたところにいつでも行って使えるような施設というか場所がよろしいと思うのですが、この辺はどう議論されて、大平山霊園に多分造るんですよね。そこから確認したいんですが。それをちょっとお聞きします。

あと、その下の19番、浪江町がけ地近接地等危険住宅移転事業とその下の災害住宅再建補助金、平成26年の補正では一つも使われていなかったのですが、該当者いないのかなと私は平成26年の補正のときに思ったのですが、ここでまた大きな金額出てきたんですが、実際的に該当者はいるのかどうか。それとも、平成26年度と平成27年度の予算のやり取りの中で金額も違うのですが、その辺説明願います。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

まず、当初予算書の113ページ、節18備品購入費2213万円でございますが、これはガンマカメラ1台の購入費になります。一般質問の中でもカメラの購入につきましてお質し等がございましたが、除

染が終わった行政区からも町独自の取り組みとしてのご要望もかなり増えている状況でございます。やはり自分達の手で除染を終えるの線量を確認したいということでもあります。このカメラの特徴は、いわゆる離れた場所から点の線量ではなく面的に線量を色で確認できるものであります。また、平成27年におきましては除染検証委員会などの設置も計画してございます。このカメラによる線量データについてその委員会の中で検証していただき、いわゆるホットスポット的な箇所については、環境省に再除染を求めていきたいと考えてございます。

なお、ガンマカメラ購入にあたっては、福島再生加速化交付金事業にて対応するものであります。その操作の関係でございますが、この節7賃金578万5000円ほど計上してございますが、これはガンマカメラの操作員、いわゆる臨時職員2名の対応の関係での予算でございます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは当初予算書132ページ、工事請負費の中のコミュニティ広場についてでございます。整備する予定地については、大平山霊園の東側の斜面というところでございます。こういった経緯といたしますか、大平山は今のところ防集の移転先候補地、それから津波によって流された霊園の移転地ということで、津波被災地の方の移転先として総合的な整備をする中で住宅団地、それから墓地、それからコミュニティ広場という名称を使っていますが、ある程度公園的な要素の整備の中で一体的な整備を行うということで計画されたものだというところでございます。そこでトイレのほうもコミュニティ広場と併設して来年度建設する予定としてございます。

さらには、がけ近の住宅移転事業補助金、それから住宅再建補助金でございますが、平成26年度については今回の補正予算で予算の整理もさせていただきましたが、実績で申しますとがけ近については約10件弱、それから被災住宅再建事業補助金については約100件ほどの実績見込みとしてございます。

さらに、来年度の平成27年度の予算でございますが、がけ近では約20件、それから被災住宅再建事業については270件以上の予算計上をしてございます。実質見込みでございますが、津波再建者の方は住宅再建されているケースでございますので、今後これから住宅再建が進むかどうかはある程度進んだとしても、この予算で対応できるということで予算計上してございます。

○議長（小黒敬三君） 10番、山本幸一郎君。

○10番（山本幸一郎君） 一つだけ確認させてください。132ページの節15工事請負費のコミュニティ広場の造成工事なのですが、今の話によると、大平山霊園の東側それで後々大平山のところに住宅等できるのでということは私も認識しております。その上で、コミュニティ広場の内容ちょっと聞いたときに、トイレの脇に公園等みたいな話も出たのです。後々そのところに住宅団地みたいのができる予定で町でしているのであれば、コミュニティ広場というのは、その中で立派な施設を造れば良いのかと私は思います。この名称の違いと言いますか、公園等ができるのであれば一時集まり所みたいな、墓地にお墓参りにきたときのほうの名称のほうがなぜかいいように聞こえるのですが、後々住宅再建したときに、次こちらにもコミュニティセンターつくりますよということだと、以前につくっているでしょうとなるように私は考えるのですが、この言葉の使い方なんですけど、この辺をこう使ってしまうと次に使えなくなると思われるので、再質問というかもし公園と集会所が何坪ぐらいのとか、もう一度軽い説明と名称はどうだったのかということは再確認してもらって良いですか。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） ご質問にお答えしたいと思います。たぶん今議員が言われたとおり名称の使い方とイメージが中々ぴたり合わないというのはそのとおりだと思います。というのは、実は議会の場ですからあれですが、我々今国からいろんな予算を有利なものを使おうという戦略で基本的に臨んでいます。そうすると、国のほうはメニューが全部交付金にしても、この部分に該当しないと使えないとかいろんな制約が実はあるんです。ですからそういう意味で、折り合いをつけた名称を実は使わざるを得ないということがありますので、その辺で今言われるような誤解があるのかも分かりませんが、現実的にはこの場所についてはお墓自体は高い後ろのほうにあるのですが、南斜面のところで請戸、中浜含めて被災した全体を見下ろせるちょうど小高い丘ような場所になるので、その部分からいわゆる自分達の津波でやられたふるさとを臨める場所ということもあって、そういう広場の整備も必要だというのがいわゆる我々の復興計画の中でもうたわれていますので、その実現を図るというであります。ですから、現実的にここに整備したから今度は住宅のほうで必要なものがないという意味ではありませんので、そういう意味でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。16番。

○16番（馬場 績君） 当初予算について何点か質問したいと思います。

今年の予算これまでと継続している部分も相当あるわけですが、改めて予算資料を検討させていただきました。予算編成の基本とも言えるそれぞれの事業について大きなテーマをつくっております、町では。一つは町民同士、町民ふるさとの絆を維持しますということから、8番目のなみえっこの健やかな成長を見守りますと。その他事業は9番目にあるわけですが、大きな予算編成のテーマ、予算方針の基本を見据えたうえで事業に取り組もうとされているということでもあります。そうした立場から、主に予算資料をもとにお尋ねしたいと思います。

最初に、平成27年度の一般会計予算の特徴について私なりに見てみました。予算資料の1ページに書いてありますが、今年度予算は前年度と比べての伸び率3%です。137億7000万円。歳入については依存財源の地方交付税が35%、48億1400万円。それから自主財源ということになります。繰入金35億1300円、予算構成比は25.5%、この2つ合わせると60.5%、しかも依存財源、自主財源を分けるとそういうことにはなりますが、自主財源である繰入金の原資も復興再生交付金、震災復興特別交付税ということですから、内容的にはまったく依存財源での行政財政運営、これも基本的な問題としては、原発避難で全ての足場を奪われたということによる原発避難、もちろん東日本大震災という問題もあるわけですが、そこから来る財政問題と大きな問題と特徴があると見たわけであります。

その上で、こうした足場を奪われた財政構造の上で、我々としてはしばらくの間、震災復興特別交付税に依存せざるを得ないということは、町長以下執行者の皆さんも同じ思いだと思います。そこで新聞にも報道されておりましたが、町長は双葉町村会の代表として復興大臣に復興再生事業と集中復興帰還後の全額国庫負担の継続について強く要望されたということが新聞報道されております。改めて、平成27年度財政構造の現状と問題を考えた上からも復興事業に対する言われているところの市町村一部負担ということは決してあってはならないというか、認めるわけにはいかないと思うのです。改めて、置かれている浪江町の財政状況からして、国に対して財源確保のために、あるいは市町村負担なしで復興再生が成し遂げられるように強く求めていくべきだと私は思います。一部言われている国の市町村への一部負担に対する考え方に対する見解も含めて、今年度の予算との関係で町長の基本的な考えをお聞きしておきたいと、これが大きな問題の一つです。

あと、大きな問題のいま一つは、このあと具体、個別の問題に入りますが、予算資料を見て改めて感じたことは、長期避難と予算の

執行体制の問題について注目をしました。そうはいっても中々ピンと来ないと思いますが、あらゆる事業が復興推進課に集中しているということが予算資料の右端のほうに書かれている所管課をずっと目を通して見ればお分かりのとおりです。もちろん復興推進課が、国との関係でそういう立場にあるということは、理解できないわけではないですが、全町避難という立場にあればこそ総合的な所掌事務の見直しが求められているのではないかと私は思いました。予算編成との関係で。予算編成ではなくて予算提案との関係で今後の予算執行するにあたって、そうしたことも踏まえて検討するべきではないかと。それが先ほど私が言った予算の基本テーマを着実に実行していくという具体的な取り組みにもなると私は考えます。

大きな問題2つ追求しましたが、そのことについて町長はどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと、お答えいただきたいと思えます。

具体、個別の問題に入っていきます。予算資料の6ページ、浪江の心プロジェクトで1001万7000円です。それから絆再生事業、タブレットで3億2200万円、それから復興支援員の配置1億7500万円、それから避難生活支援事業1193万9000円、それぞれの所管については上の2つは復興推進課、下の2つは生活支援課です。それぞれこれまでの継続事業でもあるので、それぞれ所管課で執行していくということは十分わかります。その上でなんですが、それぞれ独立した事業ではあるけれども、心プロジェクトあるいはこの予算のテーマである町民同士、町民のふるさと絆を維持すると、守り発展するというこのテーマに応えるということからすれば、全体の事業を一つにしてということは難しいかもしれないですが、説明会や講習会や絆や支援員との研修会やあるいは中間支援組織での交流事業なども含めて連携した取り組みが必要ではないのかと。それぞれの担当課にそれぞれの事業があるからこれをこなすということではなくて、文字通り予算のテーマに応える、連携した取り組みが必要ではないかと。そういう創意工夫。今までにない柔軟な対応が求められているのではないかと考えます。いかがでしょうか、お答えください。

それから、同じく予算資料の6ページに、国道6号沿線の整備計画2829万6000円の予算が計上されております。交流情報発信拠点整備事業です。施設整備の予定場所はどこなのか。それから平成27年度の予算として計上されているわけですが、まさかこの事業のこれだけの予算で実現できるとは思いません。したがって、平成27年度の事業の中身と全体計画についてお示しいただきたい。

それから予算資料の7ページ、食品放射能検査事業2048万5000円が計上されております。このことについて2点ほどお尋ねいたします。持ち込み検査件数の動向についてお示しいただきたい。避難して4年、あるいは一部試験栽培も入っていると。あるいは自由立ち入りも認めているという中で、食品検査件数の動向についてお示しいただきたい。

それから今年度も先ほど言った予算を計上しているわけですが、持ち込み物件の検査だけではなくて、やはり全体としての再生復興ということを考えるならば、町として各地点ごとのサンプル検査をやるべきではないかと。このことがこの計画に入っているのかどうかということについてお尋ねいたします。

それから予算資料の9ページ、まちづくり支援事業で400万円計上されております。これはここにも書いてあるように1団体50万円なんです。だから400万円を割れば8団体もちろん補正も可能だとは思いますが、改めてまだ執行途中ではあると思いますが、平成27年度の400万円という予算を検討するためにも、平成26年度のこの事業の執行状況についてお示しいただきたい。それから、中身を確認すればよかったです、そこまで議案調査できませんでしたので、まちづくり支援事業についてもふるさと絆、浪江の絆を強めていくという点でも生きるというそういうことも含めて非常に大事な事業だと思います。そこで、浪江現地での事業の取り組みあるいは避難先での事業の取り組み、この予算を使った事業の取り組みも考えていくべきではないかと。予算の執行、予算を展開していく運営にあたってどういう考えなのか私提案しましたのでお答えいただきたい。

それから同じく9ページですが、ことしも緊急雇用創出事業大きく計上されております。1億800万円です。もちろん緊急雇用ということですから、短期雇用ということは理解できます。その上で部門によっては雇用の継続の必要性もある分野もあるのではないかと。あるとすればどういう分野かと、雇用継続についてどういう配慮をしているのかということについてお尋ねいたします。それから1億800万円の全体雇用の予定人数はどの程度になるのかお示しいただきたい。

被災住宅再建事業、今ほど10番議員からも質問がありましたが、今年度は6億9000万円です。被災戸数との関係で計画戸数はこれは機械的に当てはめるわけにはいかないと思いますが、先ほど100件という答弁もありましたが、被災戸数との関係で計画戸数は十分な計画なのかということです。そういう意味では、どうしたらいいか

迷っている人もいるということです。家を持とうか、復興住宅に入ろうか。あるいは家族同士で相談してどうしようかと非常に悩んでいます。そういう意味で、この事業をやはり町民の立場、被災者の立場で進めていくということを考えれば、相談会の開催も必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

それとあわせて、現在の制度は新築購入の場合は200万円です。修繕の場合は100万円です。特に岩手県などでは自治体単独の上乗せがあるわけですが、被災住宅再建事業との関係で町独自のの上乗せについて検討すべきではないかとこれは町長ですね、お答えいただきたいと思います。

それから資料の10ページ、除染対策事業で除染そのものは国直轄の事業ですから、必ずしもこの予算だけで全体を見ているわけではありませんが、除染対策事業は79万7000円です。そこで昨日の補正予算質疑でもやりましたけれども、ある意味では町民の健康あるいは除染対策を進めるという点からも、仮置き場にはモニタリングも設置していくと、安心・安全を与えると。数字で町民の健康を管理していくという具体的な取り組みも求められるのではないかと。それから、除染検証委員会についてこれは一般質問でも議論しました。それといまほど10番議員の質疑答弁の中にもありました、除染検証委員会、平成27年度に立ち上げるということですが、私が一般質問で取り上げたのは12月議会ですので、そろそろ3月議会あたりに具体的に提案されるのではないかと期待していたわけですが、現状についてお答えいただきたい。

それから資料10ページで、携帯電話不通区域緊急時通報システム971万1000円の予算計上がされております。携帯電話不通の区域があるということです。この緊急時通報システムの事業内容と整備地区はどこなのかということです。お示しいただきたいと思います。

資料11ページです。一体型整備事業で1785万円の予算が計上されていて、貴布祢の利活用について予算が計上されております。主として福祉分野の事業を進めるということですが、この具体的な内容についてお示しいただければわかるのですが、福祉分野について一体型整備事業を具体的に進めるということになれば高齢者の一時立ち入り、あるいはこういう事業を展開するということになれば専門家の配置も求められると思いますが、それも含めた事業の内容についてお示しいただきたい。

それから、復興拠点住環境整備事業8197万2000円、建設戸数と建設構造、完成時期、この事業の募集、平成27年度整備事業に計上されているわけですが、募集時期についてもお示しいただきたい。

それから、復興拠点住環境あるいは避難者の住環境整備ということでの関連で質問したいと思いますが、復興公営住宅の問題です。平成27年3月時点で、浪江町民の入居済みの件数というか、戸数は何件になっているのでしょうか。それから、つい最近郵送されてきましたが、復興公営住宅の第三期、第四期募集について粗々示されました。第三期募集については1349戸、これは今年の4月から5月にかけて行われると。そのうち浪江町の方は計算しましたら790戸です。完成時期は4月から12月です。これは全体として遅れているわけですが、住環境整備たびたびここでやってきておりますけれども、改めて数字を示される。あるいは募集時期を示される。入居時期を示されるということになると、完成時期を県と協議して早める必要があると私は思います。どのような取り組みをなされるのかお答えいただきたい。

それから、第四期募集についても粗々、点線で囲まれて町民には配布されたわけですが、例えば二本松市については油井200戸、若宮30戸、表44戸、274戸の建設計画がありますが、完成予定が大幅に遅れているということです。一部こういう情報も流れているんです。いまだに地権者の同意がもらえないでいるという話もあるんですが、用地買収の現状はどうなっているか。

それから、平成29年度の第四期については、完成予定が平成29年度末と書かれています。そうなってくると文字通り集中復興期間ぎりぎり、あるいはいわき市については未定ということまで書かれている。そういう意味では集中復興期間、5年かかるというのも私はいかななものかと思うけれども、集中復興事業として、この事業は早期着工、完成すべきだと思います。町長あるいは担当課長において、このことについてどういう判断をされて、どういう取り組みをされるのかお答えいただきたいと思います。

12ページ、地域防災計画見直し1033万8000円計上されております。現状については私が示すまでもなく、原発の廃炉の進行状況についてはある意味では一歩も進んでいないということです。それどころか、原子炉建屋の雨水が高濃度に汚染されて、それが外洋流出しているということです。これは新聞にも報道されましたけれども、浪江町も参加している県の廃炉安全監視協議会、新聞報道でも県の担当課長が、まったく情報把握が後手にまわったと大いに反省しているようですが、私はやはりこれも一般質問で取り上げたことがあります。立地町と同等あるいは立ち入り権限のある協定を結ぶべきだと。改めて、地域防災計画見直しの年にあたっているわけですから、この県の廃炉安全監視協議会を監視委員会に改めると。権限を持つ

と同時に体制も強化するということが必要ではないかと。それは同じく中間貯蔵施設の監視にあたって同じだと思うんです。地域防災との関係でそこまで踏み込んで体制を強化し、見直す考えがあるかお尋ねいたします。

予算資料の15ページ、出張所の運営の問題です。2503万1000円。これは県内5カ所に出張所が設けられているということですが、福島市には交流センターが確保されるという話も聞きましたが、出張所の現状はというと、避難先自治体の部屋の一部を間借りしていると。やはり避難している町民がそこに行くにも中々行きづらいということもあるし、やはり避難しているという状況から考えれば、避難している町民が交流できる機能も持った出張所運営を考えるべきではないかと私は思うのです。だから出張所運営に義務的な経費として2500万円予算計上ではなくて、町民が交流できる機能施設として出張所運営を考えていくべきではないかと私は思います。今後どのように改善されるか、今年度予算の具体的執行の中身との関係でお答えいただきたい。

それから、同じ資料の15ページに仮設住宅の維持管理についても予算が計上されております。一番早い岳下住民センターでも4年にはなっておりませんが、あと2カ月、3カ月足らずでまる4年、一部くちく、後追い後追いで部分的に修繕はしているようですが、仮設住宅の住環境改善については、ある意味では行政が先回りをして修改善を進めると。実は昨日今日は暖かいのですが、2、3日前、朝0度を下回りました。スロープだけではなく風除室から出て平板の出口があるのだけれども、そこも雪が溶けて凍結してそこで転んだと。こういう事故。幸い救急車を呼ぶなどということにはなっておりませんでした。やはり冬場寒い。寒ければ凍結する。凍結すれば滑るということはある意味では発生するのだけれども、住環境整備という点では、夏、冬を通して行政が先回りをして手当てすると。あるいは自治会長とも十分連絡をして対策を取るということが仮設住宅の維持管理に必要なではないかと思えます。

仮設住宅に入っている人達は、大きく言うと2つの意見です。一つは「明日にでもここを出たい」という意見と、「いや、私はここを出ると言われるまでいる」という人、割合は私は分かりませんがこういう人もおります。しかし、人間誰しも落ち着いたところで生活したいということで、住環境の整備は非常に重要です。もともと粗末な応急仮設ですから、本来2年です。今引退しましたが、田尻良作議員が一般質問だったかな、応急仮設住宅は2年だと、2年しかもたないんだらうと、2年先はどうするんだという質問をしたの

を私は鮮明に覚えています。応急仮設の維持管理については十分配慮をお願いしたい。

その上で、今一つ具体的に仮設ではどういう問題が起きているかという、仮設住宅から退去する。退去するにあたって借上げ住宅に移るとか、復興住宅に移る。そういう場合に空調設備だとかガス台、これを無償貸与してもらえないかと。これは県と協議すれば私はできると思うのです。再度誰かが使うということはないと思うのです。仮設住宅で避難生活をしているその人たちが新たな一步を踏み出すという場合に、無償貸与について、空調やガス代などの無償貸与についてどのように検討されているかお答えいただきたい。

それから、最後になりますが、賠償請求の問題です。賠償請求の問題では2つです。1点は、浪江町として賠償請求をして支払われた金額は幾らなのかと。それから予算書、詳細検討はしてありませんでしたが、今年度の賠償額の予算はどのように計上されているのかというのが、賠償に関しての第1点。

それから第2点は、先ほど三瓶議員からも質問がありましたけれども、ここに触れませんでした。予算資料の9ページ、町民活動や生活再建を支援するというテーマのところ、賠償支援事業880万1000円が計上されております。財源構成で、その他の財源構成の中身は何なのかということと、賠償支援事業880万円について、先ほどの予算書との関係で金額的にも違って来るわけですが、そのことについて今一度ご説明いただきたい。

○議長（小黒敬三君） それでは答弁順番をお願いします。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議します。答弁調整。
(午前10時13分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前10時13分)

○議長（小黒敬三君） それでは10時30分まで休憩をいれます。
(午前10時14分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前10時30分)

○議長（小黒敬三君） 執行部からの答弁よろしくお願いたします。
町長。

○町長（馬場 有君） まず集中復興期間関係のご質問であります、去る3月12日に復興大臣のほうに双葉郡の代表として要請活動をしてまいりました。その中で集中復興期間の延長と、その後の財源措置の対応、いわゆる一部負担ですね。自治についての一部負担の件について、だめですということに要望してまいりました。

その復興大臣の回答につきましては、新聞にも出ておりますように集中復興期間の5年というのは、今までの自然災害に対する復興期間の目安であると。この原発災害については特別な事情があるということ、10年ぐらいのスパンで考えないと中々復興できないだろうということ、延長についてはよく理解しているということがありました。それから財源措置の対応につきましては、やはり原発災害の悲惨さというものについて理解しているので、一部負担については自然災害関係については一部負担をしていただきたいということ、私ども原発災害被災地については対応しないのではないかと、いう形をとってまいりました。

なお、強く復興するための財源措置については、しっかりと確保できるようにさらに強く要請してまいりたいと考えております。

それから、住宅再建事業の質問の件ですが、町単独の事業をしたらどうだというご質問がありましたけれども、これは議員、誤解なきっているのかどうか。今回の予算計上は町独自の計上だということでご理解をいただきたいと思っています。

その他の件については、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それではお答えします。

私のほうから、まず2番目に復興の執行について、復興推進課が担当する部分にかなりの集中があるのではないかと。課等の再編いわゆる業務の分担の再編をすべきではないかということと、関連して3番目に、それから資料の6ページのところの浪江の心のプロジェクトから絆再生事業、避難生活支援事業等ずっとありますが、これらは当然にそれぞれの単なるそこに書いてある課だけの担当ではなくて、当然に福島市であり、あの二本松市であり、浪江町であり、それから避難している人、それから浪江町の中で活動する人、いろんな意味で連携が当然必要だということ、そのとおり我々も考えてまして、ただ予算上は、予算の管理をどこでするかということ、決めておかななくてはだめなので、そういう意味で実はここに予算の管理の課名を書いているということでもあります。ただ、今議員が言われたとおり、まさに我々がこれから役場として業務執行にあたっ

ては、まさに連携が当然に求められますし、課は便宜上分けているだけで、現実的に町民のこれからの生活を良くするために我々は全部で当たるといことですので、その辺はまさに議員が言われたとおり、我々も心して連携をとりながら役場全体が力を合わせて執行するつもりで新年度も臨むつもりで今進めておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

その他の質問については担当課長から説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 資料6ページの一番下の交流情報発信拠点基地の関係についてご説明申し上げます。まず、場所ということでございますが、今浪江町内の6号線沿線4カ所ほどを検討しているところでございます。先に12月の一般質問等でもありました道の駅構想等も含めながら、それと関連したそれだけではなくて文化・情報の発信基地としての機能を持たせたものにしたいということしております。平成27年度におきましては、その内容的なものの基本構想そういったものを練るといことでの予算計上でございます。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 食品検査の動向のご質問にお答えいたします。食品検査につきましては、二本松市の上竹倉庫並びに本庁の2カ所で検査を行ってございます。検査項目の主なものは、野菜、果実、水、山菜、その他ということ魚関係、肉関係になろうかと思ひます。平成26年度の2月までの実績でございますが、上竹倉庫が467件、浪江本庁が232件の調査をしてございます。持ち込みだけではなくというお話ですが、定期的に月2回ほど町に立ち入りしましてその時点であるもの、例えば山菜とか果実といったものを調査してございます。なお、調査結果につきましては、定期的に広報等でお示ししてございます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 資料9ページのまちづくり支援事業に関しましてお答え申し上げます。平成26年度の実績ということでございますが、金額的には50万円を上限としておりますが、一般的には20万円を限度として使っております。平成26年度の実績としましては17件、424万7000円の支出をしております。内容的なものでいきますと議員お質しのとおり、ここ二本松市での事業ということではなくて、それぞれ各避難されているところでの団体がそれぞれ事業を行う部分について支出をしております。例えば、つくば市の自治会であったりあるいは福島市の自治会であったりということ、それぞれ今避難されている現場での活動に使用されている件が結構

多くなっております。町内でということでのお話もありましたが、来年度は是非とも町内での事業に活用していただければありがたいと感じているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） それでは、緊急雇用創出事業についてお答えいたします。

緊急雇用事業につきましては、関係各課のほうで職員を採用しまして、継続しまして平成27年度事業も対応するという形で行っております。その業務内容ですが、窓口証明発行業務補助、帰町準備復旧事務補助、一時立入り事務処理業務補助、仮設住宅等入居管理業務、それから支援生活バス運行業務、浪江小中学校児童バス送迎業務、出張所運營業務、それから仮設住宅等健康管理巡回業務、介護保険事務補助、町内巡回パトロール業務、生活支援事業補助という形で11事業39名で実施されます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは、予算資料9ページの被災住宅再建事業についてでございます。これについては国で行っています被災者生活再建支援金とは別に町で単独補助ということで行っている事業でございます。相談会等の実施につきましては、今現在、移転元の宅地等の買取りということでいろいろ皆様とご相談させていただいています。その中で、こういった住宅再建支援事業についてもいろいろご説明させていただいているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 資料10ページの携帯電話不通話区域の関係についてご説明申し上げます。震災以来、特に津島地区あるいは小丸、畑川地区における携帯電話の不通話の解消に向けて各事業者との協議をしましてまいりましたが、中々思うように鉄塔整備も含めてできていないのが現状でございます。今年度、特に114号線を通過される車の方々に対して、緊急時の不通話区域の中の解消を図りたいということでNTT含めて検討してまいりました。その結果、公衆電話の開通については5カ所ようやく開設したところでございますが、それとあわせて県道いわゆる114号線のトンネルの中にある緊急電話についても県との協議を進めて、新年度当初なるべく早くということで使えるようになる予定になっております。

ただ、それでもまだ区間として不通話区間がございますので、尺石地区で2カ所、仲沢地区1カ所の3カ所に町独自で緊急電話の設置をしたいということで上げているところでございます。内容的に

は緊急電話の配置とともに、今、町の警備のほうをお願いしている会社のほうに連絡が行って、そこから各警察だったり、消防であったりという連絡をとるといふところまでの詰めを行っております。箇所としては尺石2カ所と仲沢1カ所でございます。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） それでは、ご質問に対しましてご答弁申し上げます。

10ページの除染対策事業ということで平成27年度、79万7000円ほど計上してございます。これは事業の概要にございますが、除染の同意取り付け、あるいは仮置き場設置の交渉に係る旅費でございます。それから議員お質しの除染の仮置き場へのモニタリングの設置でございますが、これは当初から環境省のほうには強く要望してございます。沿岸部に仮置き場、これは災害廃棄物仮置き場2カ所ございますが、これらについては環境省のほうでモニタリングポストを設置してございます。

それから、除染の検証委員会の設置の時期でございますが、ご案内のとおり酒田行政区、これはすでに除染終了してございます。

それから、立野下、高瀬行政区は今継続でやっていますが、5月には終了見込みという状況でございます。西台、藤橋、幾世橋地区も今除染入っています。これらの除染の状況を踏まえながら、新年度早い時期に設置したいという考えでございます。よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 資料11ページの一番頭、一体型センターの整備事業に関して説明申し上げます。

これにつきましては、こちらのとおりに福祉分野を確保ということで施設の整備を検討しているところでございますが、実際の事業運営者等も含めまして、あるいは中の施設をどういったものが必要かということの検討を始めるという会議の中身でございます。まだ具体的なところはこれからになります。

復興拠点住環境整備に関連しまして、幾世橋地区の防集含めた復興住宅の整備の関係でございますが、これに関しましては公営住宅に関しましては77戸を予定しております。建て方としましては、木造戸建てを基本として整備をしたいということで検討しております。

それから、完成時期につきましては、帰町を目指している平成29年3月を目標として進めていきたいということでございます。

それから、募集時期につきましても、それにあわせた募集をかけ

ていきたいということで準備をしているところでございます。

関連しまして、今、復興公営住宅の整備の関係についてのご質問ございました。これにつきましては、一期募集で行政報告でも申し上げましたが、一期募集で109戸、二期募集で76戸、合わせて185戸が入居あるいは入居予定となっております。その他、本宮市営56戸、桑折町営の35戸、これも抽選が終わっておりまして91戸となりますので、現在のところ276戸の入居あるいは予定となっております。ただ、実際当選した方でも結構移動がありまして、キャンセルされる方もおられますので、今のところこの数字だということを押さえていただければと思います。

それと、遅れの関係で町としてどう対応しているのかということでございますが、何回も議員のご質問に対して答えてきている中身でございますが、一応、私のほうで確認している段階では用地のほうについてはほぼ決まると報告を受けております。いわき市の一部等で、まだ決まっていないという所があるということでございますが、二本松市あるいは南相馬市につきましては用地については確保できていると確認をしているところでございます。

ようやく土地のほうが固まって今工事に入る、あるいは工事に向けての動きが始まっておりますので、なお一層県に対しては一刻も早い完成を目指してやっていただきたいということで、重ねて要望しているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 資料12ページの地域防災計画の修正の関連で、廃炉安全監視協議会の権限の強化等についてのご質問がございましたが、県の廃炉安全監視協議会につきましては、当町も構成委員として現在参加し、廃炉の現場確認並びに監視作業を行っているところでございます。その中で協議会そのものの権限強化及び専門員の増強を求めてきたところでございますが、今般、県及び立地町との安全確保協定の見直しが行われまして、協議会としての立入り調査権限というのも協定に盛り込まれましたので、構成員としてしっかりと監視活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、出張所の運営等に関しまして町民が交流できるスペース等が必要ではないかと、予算の中身はというご質問でございましたが、まず予算につきましては、主に各出張所の電気料と維持経費でございます。

また、交流スペース等が確保できる施設へのお出張所等の設置についてでございますが、当面規模拡大は考えてございません。

なお、お話がありました福島地区の交流施設を今月契約いたします。今後につきましても、いわき交流館を含めまして、地域の避難町民と連携して運営に当たっていきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 住宅支援事業関係でございますが、仮設住宅の不具合につきましては、事前にわかるのであれば自治会と協議しまして修理したいと思います。

さらにはエアコン等の無償譲渡につきましては、県のほうではその一団地をもう入れないと、誰も入居させない、あるいは1棟ごとに人を入れないという宣言してからということになってございますので、例えば、虫食いにはエアコン等は譲渡できないという状況でございます。

復興推進課長のほうからも話が出ました桑折仮設住宅のほうで第一期工事が終了してございます。第二期工事に向けて、仮設住宅を取り壊すという作業が出てきますので、今般県のほうと協議が整いまして、4月以降、桑折仮設住宅のほうからエアコン等の無償譲渡はできるものと考えてございます。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 資料の9ページにお戻りいただきたいと思っております。

賠償支援関係の880万1000円の内訳でございますが、これは人件費を除く経費の合計になります。それからその他の422万6000円の内訳ですが、浪江町復旧・復興基金繰入金になってございます。

それから、町内に入った賠償金の金額という形でございますが、私のほうでつかんでいる数字につきましては、財物関係の金額につきましては報告でございますので、それについては2月末時点で宅地、建物借地権の関係で1452億530万9000円です。

それから、個人の家財関係が334億1819万3000円、墓石修理関係ですが8789万2000円。住居確保損害関係が105億3575万1000円、総計で1892億4714万5000円になってございます。

○議長（小黒敬三君） 町のほう賠償の計上の件、総務課長からお願いします。

総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 町の自治体賠償の件でございますが、主に一般会計等の賠償についてでございますが、平成22年、23年度の抽出が終了しまして額がほぼ固まりました。早急に精算の上、東電に請求してまいります。

なお、平成24年度以降分につきましては、現在抽出と精査をしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 再質問はでき得る限りしないようにしたいということを休憩時間に公言したのですが、若干残りましたのでお願いいたします。

町長答弁で市町村一部負担、原発災害については別扱いするというニュアンスの大臣答弁だったということだけれども、それはそれとして首相記者会見でもこれまでどおり、全額国庫負担ということについて考える必要があるとか。国会の質疑でも原発被災については全額国庫負担、一部市町村負担は考えていないという明解な答弁はしていないんです。我々としては本当に町長も言っているように始まったばかりと、これからだということですので、平成27年度のある意味では最大の事業の一つとして、町長先頭にももちろん議会でもそういう構えでおりますが、是非復興再生を目指して財源、国庫負担、国の負担、国の責任でやるべしということで取り組んでいただきたいと。これは答弁いりません。

それから、町長答弁で私の質問の内容が被災者住宅再建事業ということだったので、これについては10割町の事業だということですので。それは了解しております。

ちょっとここで質問したのが混乱を招いたのかと思いますが、被災者が自力再建をするという場合、岩手県などでは末端市町村、それから県も上乗せをして200万円、100万円に上乗せをして住宅再建を支援しているという取り組みがあるんですよ。福島県はまだそこまでいってないのですが、町としてこれだけの被害と犠牲を被っているんで、被災者の住宅再建いわゆる今回の事業、町単独事業ではない被災者の住宅、自力再建について町単独で支援を考えるべきだという質問でしたのでいま一度お答えをいただきたいと思います。

それから、あと副町長がお答えになった点で1点だけ。復興推進課に事業が集中していると。いろんな事業は各課横断的にあるいは連携をしてやっていくということは確認できましたからそれは結構です。その上で復興推進課で集中しているので、総合的な所掌事務の見直しが必要ではないかというのが私の当初予算計上に当たっての計上でした。4月1日から新年度始まるので事務機構の見直しも中々容易ではないと思いますが、こうしたことを念頭に、ある課にだけ集中しないように副町長においてはやはり見直しという点で取り組んでいただきたいということです。その考えがあるかどうかお答えください。

それから、食品放射能検査については町内立ち入りした際に、2カ所ぐらいサンプルを持ち帰って検査しているというお答えでしたが、もっと幅広く、言ってみれば計画的になると思うのだけれども、請戸から津島までいろんな検査を町が責任をもってやるべきではないかという提案でした。食品放射能検査事業の拡充という意味でいま一度お答えをいただきたい。

それから、まちづくり推進事業については、町内でも是非そういう計画をもっていただきたいということですが、自発的な計画も結構だと思っておりますが、町としても支援事業を推進するという立場から、是非あげてもらいたいということではなくて、町民と二人三脚でこの事業を推進すべきであるという提案でしたので、そういう取り組みをなされるかどうか一度。

それから、緊急雇用について、分野においては継続雇用の必要もあるのではないかとということも質問しております。マイクロバスの運転などは継続事業になっていると。生活支援なども、そういう意味では11カ月を超えた分について連続契約にならないように中断するということはあるけれども継続されていると考えますが、継続性のある事業について、担当課のほうでも経験と能力を特に絆という点からいうと、昨日の町長の話ではないけれども、中々初めて行った人が玄関に足を挟めて、ちょっとした隙間で肩を挟んで体まで中に入るということは中々できないです。だから分野においては継続性が必要なものもあるので、そのことも十分配慮したうえで緊急雇用の事業に当たる必要があるというのが私の意見でしたので、今年度予算執行に当たってそのことも踏まえて取り組まれるかどうか、お答えいただきたい。

それから、モニタリングポスト検証委員会の立ち上げ、前向きに検討しているという答弁だけれども、具体的にはまだ姿は見えないということですので、課長も今期で退職されるわけですが、行政は継続されるわけです。そういう意味では非常に町民からも要望があるし、極めて重要な問題ですので、新年度の早い時期に今一部地域で除染が完了する、完了した、あるいは途中だということで、今少し除染事業が進んでから検討委員会を立ち上げるという考えもあるようですが、検証委員会作ったから「さあ、それでは具体行動」ということにはならないと思うので、要綱を作る。人選をする。どういう中身で検証するか。これは準備段階でも相当かかります。12月議会だったと思うのですが、3月議会でもこういうことですから、できれば今少し見通しをはっきりしていただきたいと思いますが、答弁が前のおりだということであれば再答弁は求めません。

それから、携帯電話不通話地域の緊急通報システムについて、いろいろ手当てをしているということについては極めて大事なことだと思います。その上で114号線については、近々中間貯蔵施設搬入通過路線になることは間違いありません。復興・復旧事業で交通量が増える。その他の車両も含めて交通量が増えるということです。携帯電話、津島は以前、トンネルも含めて携帯電話は電気の回復というか携帯機能が万全だったということです。お金がかかるかもしれませんが、これはある意味では特別再生ではなくて特別交付金、特交事業でやれるように、大いに事業の具体化と財源等についても検討していただきたい。いま一步前に踏み出すかどうかお答えいただきたい。

一体型については分かりました。それから復興拠点についても分かりました。建設計画についても分かりました。復興公営住宅についても分かりました。

ただ、復興住宅について第4期については、平成29年度末でも完成未定という地区もあるんです。したがって、遅れば遅れるほどオリンピック事業とも競合するし、何よりも被災者の疲弊が加速すると。先ほど言ったように明日にも出たいと。言葉が悪いから本当は使いたくないんだけど、仮設にいてイライラして、言わないほうがいい。本当に過激な発言まで出ているということです。復興住宅の早期完成に本当に全力傾注をしてあらゆる可能性を模索するというので取り組んでもらいたいと。これも要望ということです。結構です。

地域防災については、安全協定を一部見直して立ち入り権限ができるように、協定に入れたということですが、協議会でもそれができるというのものなきなものだと思うけど、立ち入り権限を認めるのであれば、協議会でなくて監視委員会ですよ、これ。県も少しゆるたいんだよね。だからもっと被災自治体、被災町民の立場で廃炉の安全監視あるいは汚染水の情報流出の問題について、監視強化あるいは権限、そして情報公開が求められるようにすべきではないかと。構成員の一人としてこれまでも監視活動に参加してきたということですが、地域防災の見直しとの関係で私はこの位置づけが大事だと。しかも答弁には無かったけれども、中間貯蔵施設についても、立地2町と県と東電、国との間で協定結ぶ別個に。あとは周辺町村も入って協定を結ぶと二重、三重の数式にしてなんか後回しにされるということも考えられるわけです。

そうではなくて、今、原発事故を受けて県も新たな地域防災の見直しをしようと言っているわけですから、地域防災計画の中身、廃炉

監視委員、安全協議会の見直し、あるいは中間貯蔵施設の安全管理の協定等についても監視、情報公開の問題できちっと見直しをすると、少なくとも町の判断でできると思うのです。地域防災見直し。原発が収束しないので中々帰町の判断がつかないという問題もありますのでご検討いただきたい。

それから、出張所運営については規模拡大は考えていないという質問の趣旨ではなかったんです。福島市に交流センターを確保したということはいいと思うのですが、出張所そのものが市役所の3階だとか5階だとか間借りで出張所運営をしていると。そういう意味では、交流センターの一角に出張所機能を併設をして町民と交流できる、町民がより使いやすいものとして出張所運営の見直しを図るべきではないかというのが私のお尋ねの趣旨でした。お答えをいただきたいと思います。

それから、桑折町については一部復興住宅を解体して、そこにまた復興住宅を建てるということなので、桑折町の仮設については4月以降、無償譲渡が可能だというお答えでした。これは大いに一歩前進だと思います。ただし、今のお答えを考えれば、桑折町の仮設住宅を解体するということによる無償譲渡は、そういう意味ではそこに入っていた人に限定されるのではないかと。それはそれで大いに活用したらいいと思うのですが、そうではなくて、先ほど復興推進課長が全部で276戸復興住宅に入居が始まっているということですから。みんながみんな仮設から復興住宅に入っているわけではないと思うのですが、その他の仮設住宅から復興住宅に入った人の要望で、復興住宅に入ると、あれもこれも設備すると30万円近くかかるんだそうです。だから就労不能損害をもらっている人なんです。個別事情が認められなければこの2月で打ち切りだと、10万円で生活しなければならないと。エアコン買った。解体移設は自己負担やむを得ないと思うんです。エアコン買った。取り付けた。あるいはガス台買ったというとまた新たな出費になるということです。そういう意味で私は仮設住宅を退去する際に、空調やガス台など無償貸与できないかと。この件について県と協議をして、早期に結論を出してもらいたいということです。お答えいただきたい。

あと、賠償の問題については、自治体賠償について。平成22年、23年、賠償額が決まったという答弁だったよね。賠償請求額が決まったと。だけれども、平成22年、23年度の請求額は決まったということですが、その請求金額についてお示してください。

○議長（小黒敬三君） 言えないと。

○16番（馬場 績君） 請求金額についてなぜ言えないの。

〔「まだ請求はしていません」と呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君）　　そうですか。準備ができた。請求の準備ができた。それでお金がまだ入っていないということだけ。違う、違う。下水道事業や何かでは賠償金が入っているからあるでしょう。だから確認できる受取り賠償額についてお答えいただきたいということです。賠償金について報告あるんです。自治体賠償の実績と今後の予定についてはいつ頃請求するのか。自治体賠償の実績、それから請求の予定お答えいただきたい。

○議長（小黒敬三君）　　それでは再質問に対する答弁。

副町長。

○副町長（檜野照行君）　　2点ほど私のほうから最初にお答えしたいと思います。総合的な、復興推進課に対する集中も含めてある課に業務が集中しないようにということがありましたが、そのようにならないように、我々今業務のやり方を工夫しているというのは、そのとおり進めたいと思います。ただし、現実的にはすべての課に大変な業務が集中しているというのが実態でありまして、キーワードは大切なことは連携をどう図ってそれをこなしていくかにかかっている、その1点。外に業務を出して他の機関に外注できるものは外注したいということでいろんな検討を今進めています。ですから、その辺についても4月からは、少し外の部隊も使って我々の事務のピークをなるべく下げていこうということもやっていきますので。ただ、これもトライアルしながら進めていきたいと思えます。

それからあと、緊急雇用の中で継続雇用の指摘、要望がありますが、業務上考えられれば確かに継続性があるという業務は確かにあります。ただし、これは町の中で強く指示しているのですが、あくまでも緊急雇用というのは、ある意味では勤めたいという人に機会を広く与えるという目的もありますので、勤めたいという受け入れをした人から、いわゆるその人達の確認をしながら雇用を続けると。ただ、馬場議員から言われた内容によってはどうしても順番に新しく応募した人を受け入れるよりも、いわゆる経験のあるとか、業務の熟知度というものを考慮すべきだという点もありましたので、やり方を少し変えていまして、採用するにあたっては面接をして、その辺の業務の内容等の面接をしながら、適任者を選べるような方法も加味して今始めていますので、言われたとおりその辺も考慮しながら継続性も生かしながら、なおかつ機会もなるべくみんなに与えられるということも含めてやっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その他については担当課長から説明をさせます。

- 議長（小黒敬三君） 生活支援課長。
- 生活支援課長（大原教知君） 食品のサンプルについてでございますが、町2カ所ではなくて月2回程度入ってその時点であるもの。浪江町内、現在作物つくってございませんので、その時点であるものを検査するという状況でございます。
- 議長（小黒敬三君） 復興推進課長。
- 復興推進課長（宮口勝美君） まちづくり支援事業の関係で、もっと町として積極的に取り組むべきではないかというご指摘ございました。実際、今各事業者といいますか、まちづくり支援事業をやりたいという団体につきましても、中々正直申請書類自体も作れないという団体が多くございます。今事務局としてはそこも含めて手当てをしながら取り組んでいる状況でございます。
- また、まちづくり支援事業のPR、当然広報等でやるわけですが、それと併せて他の県からのサポート事業であったり、そういった他の補助事業もいっぱいありますので、その辺のPRも図りながら皆さんが使いやすい交付金にやっていきたいと思っております。
- 議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。
- 津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは被災者の住宅再建事業でございますが、現在の町の財政事業から言えばこれ以上新たな補助制度の創設につきましては中々困難であると思っております。今支援といいますか、現在、国、県の住宅支援事業について中々周知が行き届いているとも言えませんので、津波被災地対策としては防集の買取り等の中でいろいろ相談に乗っていききたいと。そういった意味で支援していききたいと考えてございます。
- 議長（小黒敬三君） 復興推進課長。
- 復興推進課長（宮口勝美君） 携帯電話の不通話の関係で質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたように、事業者通して不通話区間の解消に向けた取り組みをしているところでございますが、現実的に事業者自体が動かないというのが現実でございます。交付金につきましても、今回のものにつきましても再生加速事業の委託金等の事業で認められてはいるのですが、事業者自体が中々乗ってきてくれないという現状がございます。先ほど議員のお質しのように、中間貯蔵等の輸送関係が始まるということも含めて、国自体もそういった通信手段についての検討もはじめたやに聞いております。そこらをうまく使って国のほうでそういった手当てをしていただければ幸いということで、そういった方向からも押していきたいと考えているところです。
- 議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○**帰町準備室長（山本邦一君）** 廃炉安全監視協議会委員に関してでございますが、組織としてはやはり廃炉安全監視協議会が監視活動をしている一番上の組織と考えておりますので、東京電力にはしっかりとした情報公開の徹底を求めるとともに、さらには廃炉安全監視協会にも下部組織としてモニタリング部会もしくは労働者安全協部会がございますので、それぞれチェックして監視を強化していきたいと考えております。

○**議長（小黒敬三君）** 総務課長。

○**総務課長（佐藤良樹君）** まず出張所の運営についてでございますが、今、現在いわき市及び福島出張所のほうに、交流館等がいわき市にはございまして、今月ですか福島市の交流館と契約をするところでございます。現在、市の施設等を借用しております。一つは一定の設備等のいわゆる投資が必要がないということが一つありまして、さらに市役所等関係機関との連携においても非常に有利なところに今お借りしている状況でございます。現在のところは出張所の今現在の配置を継続していきたいと考えております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、いわき市の交流館、さらには福島市に今回契約いたします交流館の運営につきましてもは、いわゆる支所、二本松事務所も当然そうですが、出張所等と連携しながら運営にあたっていきたく思いますので、ご理解をよろしく願いたいと思います。

次に、町のほうの賠償請求に関してでございますが、先ほど申し上げましたとおり、抽出した経費につきまして現在精査中でございます。遅くとも4月末までには請求書を提出したいと考えております。

なお、上水道及び集落排水等、一部賠償請求をしているものにつきましてもは、各補正予算等に額をお示ししているところでございます。まとめたものが今ございませんので、ご了解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○**議長（小黒敬三君）** 生活支援課長。

○**生活支援課長（大原教知君）** 仮設住宅の無償譲渡の件につきましてお答えいたします。

先ほども述べましたとおり、県では仮設住宅、無償譲渡する場合同につましてもは、そこの仮設住宅にはもう人を入れたい。あるいは一棟ごと、つまり5軒とか入ってございましてその棟の5軒につましてもは空き家になっても誰も入れないという条件でございます。そのため、今後は無償譲渡につきましても、自分のものをもっていきたくということになれば、各自治会と協議させていただきな

ら進めてまいりたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 無償仮設の備品等の無償譲渡について、無償貸与について、自治会長とも相談して進めていきたいということですが、自治会によって対応が異なるなんてということがあってはならないですよ、やはり。基本的な問題として、県とそこはきっちりと確認をするということです。その県との確認において、すでに桑折町では4月以降、次の復興住宅建設に入るので仮設の備品等については無償譲渡できるということを県と確認したわけだから、ほかの仮設では解体ということは入らないにしても、仮設の備品について無償譲渡できるという確認ができたわけだから、基本的にはそれを土台にして、ほかの仮設でも自治会長と相談しなくてもいいという人もいるから、そこは機械的でなくてもいいと思うのだけれども、是非無償譲渡してほしいと。場合によっては無償譲渡希望する方は、申請をしてくださいというぐらいの対応してしかるべきだと思います。なんで無償譲渡について自治会長と相談しなくてはならないの。ただ、私はやはり県の言い分も、県の意見は一部無理なところがあります。その仮設についてはあそこは絶対入居しない。その棟そのものに新たな入居は認めないということであれば、備品の無償譲渡いいですよ。これは県も考えてもらいたいね。一方では、今なお12万9000人が避難しているわけでしょう。県外に約4万人が避難しているわけでしょう。いろんな形で福島県に戻ってくれ。浪江町に戻ってくれということで様々な事業をやっているわけでしょう。県外に行っている人達があるいは県内に避難している人達が、仮設に入るといふ人がいれば、私はそれは何ら拒む理由はないと思います。それを条件に無償譲渡を認めるなんていうのは、それはだめですよ。むやみやたらに仮設を出たり入ったりするということについては仮設の管理上問題があるでしょう、それは。それは分かります。そこは自治会とも協議しながらやればいいでしょう。だけれども、その仮設はあとは入れないということだよ。そんな基本的な人権を無視するようなことは聞き流すわけにはいかないと思います、これは。仮設に入っている人がみんなほしいというわけではないから。やはり私は、今の賠償や収入の状況ではぜひあるものを使いたいと。そういう希望があれば無償譲渡すべきだと思います。

したがって、県との関係でも、ここは不条理なものは不条理なものとして被災者の立場できちんと、あなたならできるから。その態度でやればいいんだよ。

○議長（小黒敬三君） 趣旨は分かりましたので、答弁もらいましょう。

1点だけですね。

副町長。

○副町長（檜野照行君） ただいまの仮設に入っている人が住宅を建てるとか、復興公営住宅に移転するとき、そこにあったクーラー等の機器が再活用したいので無償譲渡というのは、当然考えられることで我々も県に強く求めて今現実的には一つのルール化は実は出てきたと。それが満足している姿ではありませんが、ただしご承知のとおり、今の状況の中で仮設自体も現実的には県外からいろんな事情で仮設のほうに今でも移動も実はあるんです。ですから、そういう意味では仮設空いたからそこがまるっきりその人が住んで居た物を全部持っていったいいのかということ、その仮設自体も、ただ仮設をいつまでもというのは我々も考えていませんが、ただ実態としては少なくとも災害公営住宅も中々我々は要求するような時間軸で中々手に入らない。そうするとこれからいろんな苦しみも出てきますし、それから借り上げ住宅なんかの実際は更新の中でも、家主さんとの関係だとかいろんなことで我々も間に入っているいろんなことを今までやっていますが、いろんなケースが実は出てきます。そんなことも含めてできること、それから要求することはどんどん要求していますが、やはり今の段階では、一つ示されたのは先ほど課長が答えたとおり、その仮設自体が、もうあとの人が入らないということが分かればそれは当然使うことはいいよねというのは納得、そこまではいったんです。だけれども「私使っていたやつ、私出ていくのだから持っていったいいか」ということになると、仮設自体も再利用、再活用も考えられる中では、今の段階ではそこまで自由に持っていったいいよということになると、当然そこに別な人が入ることになれば、またその機器を設置せざるを得ないので、そういうことも含めてなので、この辺は継続して我々の考えも当然ぶつけていきますが、運営上やはり中々困難な部分もございしますので、その辺は考え方はまさに議員と我々も同じ考えではありますけれども、そんな方法で今後も進めてまいります。その辺は頑張りたいと思いますが、実態は今言っている状況にあります。我々もそれで「ああそうですか」と折れているわけでもありません。担当課もほとんど県に電話よこすなというぐらい今やりあっていますので、その辺は理解した上でご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長から発言を求められておりますので、よろしく申し上げます。

町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 先ほど、若月議員よりご質問がありま

した災害関連死とあわせて各年度の死亡者数についてお答え申し上げます。

それでは死亡者数から申し上げます。平成20年度238名、平成21年度249名、平成22年258名、平成23年度472名、平成24年度229名、平成25年度224名です。

次に、関連死につきましては、平成23年度91名、平成24年度173名、平成25年度58名ということで平成24年度、平成25年度という形で年度分につきましては多少認定のずれがありまして、翌年度にその部分が認定されたということで、死亡者の年度がイコール関連死だということではなく、多少はずれるということでございます。

なお、この関連死に関しましては、制度的なもので要望していきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ございませんか。

1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） 私のほうから3つほどご質問させていただきます。予算資料の11ページ、下から4行目、一時滞在施設整備事業（いこいの村改修）ということで4100万円ほど予算を使っているのですが、予算書の117ページ、款5項1目4節13委託料というところで4000万円ほど支出ということになっているのですが、ここにいこいの村ねずみ駆除作業委託料というのがあるのですが、4000万円全部かけるわけではないと思うのですが、まずねずみの駆除対策をして、その後いこいの村なみえがどのような計画でどのような形にもっていくのか。最終的にどのぐらいの予算で何年計画なのかということをお伺いしたいというのが1点。

同じく予算資料の6ページ、下からこれも4行目復興支援の配置ということで、昨日、町長のほうから復興支援がものすごく頑張っているんだというお話を聞きました。その中でここで1億7500万円ほどの事業費になっていますが、予算書の101ページ、その中の款3項3目1節1復興支援員報酬5000万円ですが、復興支援これからどんどん増やしていくという時期なものですから、具体的に何人の報酬なのかということ。

次のページの102ページで同じく節13復興支援中間支援組織委託料ということで予算計上しておりますが、全体が1億7000万円なので5000万円を引くとここに1億2000万円かかっているのかということなので、もしそうであれば中間支援組織というのはどのような規模で、どのようなことをやってこれだけの予算をかかっているのかご説明していただきたいと思います。

最後に予算書の15ページ、帰町に向けた住民意見交換会事業410

万円、町長が来年の3月にいろんな判断をするための町民との話し合いということになるわけですが、具体的に時期とか回数、あとは場所、多分この予算というのは施設の使用料とか交通費等になると思うのですが、その辺どのぐらいの規模でどのぐらいの回数を予定しているのか教えていただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 予算資料の11ページの一時滞在施設整備事業のいこいの村改修関係でございますが、これにつきましては現在復興庁との話し合いの中で改修関係につきまして、補助事業の該当するものがないかという形で今問い合わせをしております、その状況に基づいて実施したいという形でなるべく早く早急に対応したいということで考えております。

それから4000万円の内訳のうち、ねずみ駆除につきましては375万7000円ほど予算になっております。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 101ページの生活支援事業費の報酬でございますが、15万円×12カ月の28人になってございます。

次ページの13委託料でございますが、中間支援組織委託料として1億1031万1000円を計上してございます。残りにつきましては仮設住宅浄化維持管理で745万円、除雪費で580万円ほどということになってございます。中間支援拠点につきましては、生活支援員が支援の拠点とする、サポートするというところで10カ所、宮城県、山形県、茨城県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県、静岡県、京都府、福岡県という拠点でございます。

○議長（小黒敬三君） 私のほうから言いますが、例えば委託金とかのここに予算書に書いていない数字は入札に係る関係上、極力答弁しないように。委員会の中では守秘義務になりますが、ここは公なので極力そういった金額は話さないで説明をよろしくお願いいたします。

復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 資料15ページの帰町に向けて住民意見交換会の事業の関係についてご説明申し上げます。これは帰還に向けた環境検討委員会ということの中でやっていく中身になりますが、今のところ委員としては有識者を5名ほど、町民を6名ほど、回数的には7回ほどでまとめられればと思っております。

それと、合わせて分科会的なところで先ほどふるさと再生課長のほうからもありました放射線影響評価委員会と言いますか分科会につきましても、有識者の方々5名程度の中で5回ほど開催できれば

ということで予算取りはしております。それに伴った費用、報酬であり、あるいは費用弁償といったところの予算が含まれております。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ございませんか。

13番。

○13番（紺野榮重君） 薄い資料のほうでお願いします。まず10ページなのですが、10ページの8段目のところの水路除染実証実験事業ということで2100万円継続ということではありますが、これは昨年と同じ場所なのか、またそういう主体となる事業者は誰なのか。それからこの実証実験の結果というものが出ておるのか。まだまとまっていなとすればいつ発表されるのかということをお伺いいたします。

それから、11ページの5段目、休憩施設維持運営事業ということですが、約622万円ということなのですが、私も利用させていただいておりますが、ちょっと利用度が少ないのではないのかと思います。そういう中で、どの程度利用されているのか。そしてまた今後どのように使用度合い、利用されるようにしていくのかということをお伺いいたします。

それから、12ページの2段目、仮設防火水槽整備事業という中で、継続で約4700万円ということがございます。そういう中で昨年とは防火水槽の基数、何基なのか。それから1つどのぐらにかかるのか。それから場所をもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

同じく12ページの4段目、太陽光発電整備事業なのですが、継続で約2億2000万円は継続であります。場所それからこのことは発電できる今後の見通しといいますか方向性というものをお伺いしたいと思います。

それから、先ほど1番議員が質問したのですが、いこいの村の改修ということで、今後の方針ということで答弁が抜けていたのではないかと思ったもので、今後そういう施設の利用、一時滞在のためのそういう施設にしていくのか、それとも宿泊施設にしていくのかということをお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 予算資料の10ページ、水路除染実証実験事業については、平成27年度においては帰還困難区域であります津島地区、下津島地区、赤宇木地区の水路を予定しております。箇所についてはまだ選定しておりません。平成26年度実施箇所ではありますが、室原用水路上流堰の室原堰、請戸頭首工、掃部堰頭首工付近の靱殻による実証実験を行っております。団体につきましては、

自然環境復元協会ということであります。成果につきましては、平成26年度取りまとめております。中間報告では、かなりにごりによって違うわけですが、総雨量30ミリ程度の時には一応100%、総雨量100ミリ程度の時には50%程度ということで中間になるわけですが、それなりの成果が出ているということであります。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 予算資料11ページ、休憩施設維持運営事業についてでございますが、現在、休憩施設、介護老人保健施設費布祢を借用しまして立ち入り者の休憩場所として提供しております。年間で約4300名ほどの実績がございますが、1日平均しますと十数名というような状況ではございます。利用が少ないのではないかとございまして、例えば町内で何か納骨式等が行われた場合、何か催事が行われた場合には多人数で利用されている状況でございますので、今後も継続して施設を開放していきたいと考えております。

今後どのように考えているかにつきましては、先ほど復興推進課長のほうの答弁でもありましたが、一体型センター整備事業の検討も今から入るとございまして、その辺も含めて検討していきたいと考えております。

それから予算資料12ページ、仮設防火水槽整備事業でございます。今年度一応40トン槽7基ほど設置が終わりました。今年度につきましては、どちらかというと住宅密集率が高い地区ということで、高瀬、上ノ原、田尻とか選定して設置をしたところでございます。

新年度につきましては、一応40トン槽10基分を予算計上しております。場所等につきましては消防署とも今後協議してまいります。一応帰還困難区域内に5カ所ほど想定しております。そのほか火災発生リスクが高いと思われる共同墓地等についても設置を考えたいと思っております。

その下の太陽光発電整備事業でございますが、場所等についてはということでございまして、この事業につきましては防災拠点とか災害時の機能を保持するための公共施設等に再生可能エネルギーを導入するという事業でございます。4施設、一応役場本庁舎、サンシャйнаみえ、つしま活性化センター、地域スポーツセンターに災害時の非常用電源として太陽光発電及び蓄電設備を整備したいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 資料11ページの一時滞在施設整備事業いこいの村改修関係で今後の方針でございますが、これにつ

きましては町民の方が一時帰宅した場合、風呂に入ったりあとは宿泊したりという形で宿泊まで考えた施設として検討しております。

○議長（小黒敬三君） 13番。

○13番（紺野榮重君） 休憩施設維持管理運営事業ということで11ページですが、一時一体型センター整備事業にも使われるということですが、私町民の方々から要望されたのは非常に年寄りの老人の方が非常にストレスを抱えていると。そういう中でああいう施設に行って、そういうところで浪江町の空気を吸う、浪江町に行けること自体が老人の方にとって非常に元気になると言われましたので、そのようなことも考えていただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ございませんか。
14番。

○14番（吉田数博君） 1点だけお尋ねをいたします。予算書の152ページ、目の町史編纂費であります。926万3000円が計上されております。このことについて詳細な説明をお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） それではご質問にお答えいたします。町史編纂費の報償費の執筆料でございますが、50万円かける10名分で予算を組んでおります。原稿でございますが、5円かける約10万文字で予定しております。

○議長（小黒敬三君） 14番。

○14番（吉田数博君） これが詳細説明ですか。その背景をお話しますと、今後いつかは帰町宣言がなされると思うのです。帰町者はあまり多くはないと思います。そういった中でふるさとを失う町民にとって、自分たちのルーツである町史というのは非常に大きな意味があると思います。そういった中でこの事業は、10年ぐらい前、遠原さんが教育長されているときから始まったもので中々実現ができなかったものであります。印刷製本費が275万4000円ですのでさほど多くない部数なのかと推察をするわけですが、そういった背景を考えると今この状況の中で町史の完成の暁には全世帯に配布をするべき価値のあるものだと大いに期待をしておりますが、そういった意味で、その考えがあるのかどうかを含めて、町民が大きな期待を寄せているものに比べられることができるのかお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） それではお答え申し上げます。今議員からお話がありましたように町史編纂の歴史は大変長く経過がございまして、最初編纂に関する規定がまとめられましたのが平成11年でございます。この段階で最初に平成29年までには通史を含めまして

まとめるような計画を立ててございました。最初に自然編、史料編として民俗編など平成15年、平成20年に相次いで出まして、その後は古代から江戸時代の前の中世までの通史を書く前の史料編なのですが、それをまとめるという計画で進んでいて平成23年度中にはなんとかそれを取りまとめるというそこまで進んでございました。その間に一旦全体的な編集計画を見直しまして、当初平成29年までの予定を平成31年までということに最終の目的をその辺において進めておいて、今ほど申しました平成23年度には最初の本格的な歴史に関する記述である史料編を中世までまとめるということで、原稿を依頼してかなり作業進んでいたという認識をしておりました。平成23年の本当は当初を予定していたのですが、夏ごろまでにはそのものをまとめて編集をして皆さんのお手元に届くような段取りをしているところで被災ということになっております。将来的なものにつきましては、たびたびご質問いただいております。こういう事態がありまして予定通りのものができるかどうかについては大変厳しいのでありますが、町の歴史としてまとめていくことは大変大事なことで、これは継続しなくてはならないという認識でずっとおりました。

今回予算をお願いしている内容についてでございますが、今ほど申しましたように中断しておりました。執筆者ご自身が大変被災をされたりして、その後調べた範囲でございますが、原稿が既に出来上がっているよという方もおられました。せっかくできたものが流失してしまったということもございました。なおかつ執筆者ご自身がご高齢である方が多い、なおかつ被災をされているということで進んでいなかったということがありまして、ここ2年ほどは、私ももどどういうふうに継続していか分からないという状況なものですから中断をしていたと経緯がございます。

そういう中で、ようやく少しずつ被災の状況が落ち着いてまいりましたし、情報も得られていることができますものから、執筆者の方々にお会いする機会があったときには、こういう事情で再開をしたいのですが、ご協力お願いできますかというお話をしておりましたところ、既にあるものは提供すると、できるだけ今後も協力しますといただいております。そういう中で、ようやくとりあえず江戸時代の前までのものについてできあがっている原稿は、まずお預かりしておくほうが必要だろうと。どんなふうにこれを全体まとめるかについては、まだ編纂委員会を開いて整理し直さなくてはならないのですが、そういうことの必要性があるものから、ここで予算をお願いして町史原稿執筆謝金というのは、今ほど申し上げました原稿についてのということでございます。

これを本格的な町史にまとめて印刷までということでは厳しい状況で、しからば11需用費の印刷製本費は何かというお伺いですが、これは被災の中で今出来上がっている自然編であるとか、史料編に対する関心が少しまた盛り上がってきております。そういう史料があるなら是非欲しいという方がおられまして、特に自然編については残部が少なくなっております。せっかくの史料ですので、これは版も確認できましたものですから、部数が限られますしこういう状況ですので、最初に作った費用よりは高めになるのですが、とにかく確保する必要があるということで今のところ1冊当たり5000円ぐらいかかるんだらうという見込み、それを500部ほどとりあえず印刷をしよう。そういうことの印刷の予算をお願いしたところでございます。こんな形でできることから積み上げていきたいというのが、今年度の予算のお願いの内容でございます。

○議長（小黒敬三君） 14番。

○14番（吉田数博君） ただいま教育長がおっしゃったことが詳細な説明だと思うのです。それが50万円で10名だけでは、私はてっきり本史が発行されるのかと、突然なことだったものですから誤解をしたと思うのですが、自然編の時に本史に当たる部分についても原稿がまとまりつつあると、当時遠原さんがおっしゃっておいりましたので、そういう流れがあったのかと。ある一面、またその反面この震災を受けてその原稿をせっかく書いていただいた原稿が、へんな形で消失をしてしまう心配もあると思っていましたので、ただいまの中で中世までの史料編だということではありますが、できるだけ早く、もちろん昭和30年代に石川さんが町長されていた時に現在の浪江町史はありますが、それをもっと大きく膨らませたものになるんだらうと期待をしていたものですから、事情は分かりましたので、中々厳しい資料の収集については時代の現況かとは思いますが、しっかりと浪江町の歴史ですから、今の状況、今後の状況を考えると是非とも担当者に頑張っていただいてやっていただきたい。そんな思いでおりますので、町民に応えられるようにひとつ質問ではなくお願いになってしまいますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 平成27年度一般会計当初予算ご苦勞のうへ編成されたと思ひます。全体としては、町民との絆を強め、復興再生に

向かって着実な前進を願うということが予算にも反映されているということは同僚議員の予算審議の中でも明らかになったわけです。

しかしながら、今年度予算にはマイナンバー制度導入に伴う予算措置もされているということも明らかであります。これは一般質問でも私取り上げておりますが、個人的には個人情報に国が一手に握るといふ時代ですから、様々な情報漏れの問題もあるということからすると、マイナンバー制については極めて慎重であるべきだと私は思います。

昨年に引き続きの予算措置と。報道では、今年の10月から住民票を持つ国民全員に12ケタのマイナンバーを知らせる通知カードを国は市町村を通じて発送するというところまで実は進んでいるわけがあります。どういう情報かというところと年金、医療、介護、雇用の情報や納税、給与の情報は、これまではそれぞれ管理されていたわけですが、今度はオンラインになると、マイナンバーで一つに結ばれるということからすれば、国民の個人情報そのものが丸裸にされると。しかも情報漏えいが起きれば、国民の基本的な権利の侵害にまで波及するという重大な問題があります。

したがって、国でそう進めているので町としても対応せざるを得ないという一面はあるかもしれませんが、一町民、一国民として個人情報大量流出、これは国内でもあるいは国外でも大きな問題になっていることでもあります。したがってマイナンバー制導入に向けた予算措置がなされているということについては、やはり今回の予算については反対の立場を明らかにしておく必要があるということと討論をしたいと思っております。

以上で、平成27年度浪江町歳入歳出一般会計に対する私の反対討論にしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第46号 平成27年度浪江町一般会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長（小黒敬三君） ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

(午後 0時04分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午後 1時30分)

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第47号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第47号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第48号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第48号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第49号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第49号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第50号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 一般会計予算の審議でもお尋ねしましたが、公共下水道事業の賠償請求と賠償額、なお今年度の予算書では218ページに出ておりますが、これまでの実績との対比でご説明いただきたいと思っております。
- 議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。
- 復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。
218ページ、雑入の賠償金5811万6000円計上してあります。これにつきましては、平成26年度分ということになります。過去の実績ということで平成23年が7246万2672円、平成24年5611万6323円、平成25年度5876万3530円ということでありまして。
- 議長（小黒敬三君） 16番。
- 16番（馬場 績君） 賠償金の額については年度ごとにお答えいただきました。今年度予算との関係で平成23年からすると減少してきていると。平成25年度も5876万3000円ということですから、若干ですがけれども減少してきている。賠償金の減少の理由についてお答えい

ただきたい。

なお、トータルでもかまわないんですけれども、請求額と賠償金との関係について、請求どおりと言うことなのか。極めて一方的な賠償査定ということで、賠償金が支払われているということなのかどうか状況についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） まず1点、減少の理由であります、これにつきましては前年度の決算によるものでありまして、あくまでも逸失利益分ということでありまして、各年度にばらつきはある。その減少の理由としては、その年の料金収入によって違うということでありまして。そしてまた請求額と賠償額が一緒でありますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。15番。

○15番（三瓶宝次君） 関連でちょっとお聞きしたいのですが、行政の損害賠償請求の対象として、一般の賠償基準なり、一般の賠償請求と違うのかどうか。具体的にいうと、例えば今のは逸失利益についての賠償だということなんですが、いわゆる財産、それから施設設備に対する損害が、行政の損害賠償請求として対象になっているのかどうかです。その辺について確認したいと思いますが、ご答弁ください。

○議長（小黒敬三君） 関連で公共事業一般の話。下水道の中に関してですか。

復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。

これにつきましては、特別会計ということで企業会計というか法人と違いますのでその辺の請求の内容は若干というか、決算上の様式と同じなのでそれは全く違います。あとその他の賠償というか財物に関してはこれから請求という形になります。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。13番。

○13番（紺野榮重君） この薄いほうの予算書で11ページの一番下ですけれども、公共下水道災害復旧事業ということで8億1492万円ということなんですけれども、事業内容をお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） これは特別会計17ページ。

〔「違うんだ。これは復旧事業」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 一般会計。

○13番（紺野榮重君） 失礼しました。

○議長（小黒敬三君） 特別会計。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第50号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第51号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第51号 平成27年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第51号 平成27年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第52号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第52号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第52号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第53号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第53号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第53号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第54号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第54号 平成27年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第54号 平成27年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第55号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第55号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第56号 平成27年度浪江町水道事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 浪江町水道事業会計予算書28ページ営業外収益、目の補助金ですが、前年度の予定額は4567万3000円でした。本年度予定額が3186万3000円の減額で1381万円です。主な理由は何でしょうか、お答えください。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。

3186万3000円減ということで、今回漏水工事の復旧に伴っての工事で、他会計補助金の300万円ということで前年度まで災害復旧に伴っての負担分を負担していただいたものであります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 水道事業会計における東電賠償の実態についてどうなっているかお尋ねいたします。お答え願います。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。賠償金につきましては、今年度給水収益ということで見込んでいる額が多少変動があるということで雑収益に計上する予定であります。今回は、当初には計上しないということで、従来通り賠償の方は請求していく考えでおります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 今年度の賠償請求については予算計上していないと。特別な理由はないと思うんですけども、前年度賠償との関係でそういう判断をされたのか。賠償請求の準備との関係で予算計上しなかったのか。ちなみにこれまでの賠償額についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。

本年度は、給水収益分を100万円という形でみましたが、額に変更するというような考えで今回は計上しておりません。それで、過去の収益、賠償金についてお答えいたします。

平成23年度 2億6156万8561円、平成24年度 2億2451万4101円、平成25年度が2億3005万6766円という形になっております。平成27年度分については、平成26年度の決算が終わりましたら計上という形になります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） いまいち理解できなかったんですけども、平成27年度の賠償請求については、給水収益100万円があるということと、賠償請求の予算計上との関係というか判断。給水収益100万円があるということと、賠償請求の判断についての答弁についてよく整理できませんでしたのでもう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 失礼しました。

平成26年度の賠償という形になりますので、収益分の100万円と訂正させていただきたいと思います。あくまでも平成26年度の決算、今月の3月31日で締めるということで、今後、決算の中で動いていくということで今回計上しておりません。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第56号 平成27年度浪江町水道事業会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第2、発委第1号 浪江町議会政治倫理条例の制定についてを議題といたします。
事務局長に議案の朗読をさせます。
[事務局長朗読]
- 議長（小黒敬三君） 浪江町議会政治倫理条例制定特別委員会委員長、泉田重章君から提案理由の説明を求めます。
浪江町議会政治倫理条例制定特別委員会委員長、泉田重章君。
[浪江町議会政治倫理条例制定特別委員会委員長
泉田重章君登壇]
- 浪江町議会政治倫理条例制定特別委員会委員長（泉田重章君） それでは発委第1号の提案理由を申し上げます。
平成26年9月定例会において、過般の臨時議会で発した、浪江町議会として、議員のあるべき政治的、道義的、そして倫理的責任について条例を制定すべきという議会声明をもとに、浪江町議会倫理条例制定特別委員会が設置されました。この決定に基づき私達特別委員会は、案件について13回にわたり調査、審議を重ねてまいりました。条例の項目等は事務局長からの説明がありましたがその通りであります。この提案の趣旨、理由は前文にある以下の通りであります。
私達浪江町議会が目指している町民参加を礎とした新たな議会づくりは、議員に対する町民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものです。
そのためには、議員は公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって町政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要であります。

ここに、議員と町民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定するものであります。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第1号 浪江町議会政治倫理条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、発委第2号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小黒敬三君） 提出者の議会運営委員会委員長、馬場績君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、馬場績君。

〔議会運営委員会委員長 馬場 績君登壇〕

○議会運営委員会委員長（馬場 績君） それでは、発委第2号の提案理由についてご説明をいたします。

今、事務局長から内容に関わる朗読説明がありました。なお、この件については、今議会で議案第24号、議案第26号等において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の関係条例も提案、可決されたところであります。議会として、今、事務局長が話されましたとおり、地方自治法121条、いわゆる長及び委員長の出席の義務についても同時に改正が行われました。本発委については、関係法令の改正に基づく発委でありますので、議員同僚のご理解をお願いするものであります。

以上をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第2号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第4、発委第3号 営業損害及び就労不能損害の完全賠償を求める決議（案）を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小黒敬三君） 提出者の議会運営委員会委員長、馬場績君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、馬場績君。

〔議会運営委員会委員長 馬場 績君登壇〕

○議会運営委員会委員長（馬場 績君） 発委第3号の提案理由をご説明したいと思います。

提案理由については、この決議に全て定められているということでもありますけれども、営業損害、そして就労不能損害の打ち切りを一方的に進めようとしている国、東電に対して、我々被災町民として、あるいは全町民避難を続ける町議会の代表として、これをこのまま放置容認はできないということで、過般の全員協議会で議論の末、決議案としてまとまったものであります。

賠償のあり方については、様々な立場の人から怒りの発言が繰り返しておりますけれども、例えば2月16日の福島民報新聞に東電原発被害損害賠償弁護団の紺野明弘さんの取材記事が載っております。詳しくは省略しますが、故意、強制によって避難されていると。したがって、被害ある限り国、東電は賠償の責任があるという取材記事であります。我々の決議もその思いにすべて凝縮されているわけでありまして。本決議、怒りをもつての我々浪江議会の決

議文でありますけれども、どうぞ同僚議員の満場の同意をいただいて、決議が採択されることをあわせてお願いをしまして提案理由の説明に代えたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第3号 営業損害及び就労不能損害の完全賠償を求める決議（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第5、発委第4号 営業損害及び就労不能損害の完全賠償を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小黒敬三君） 提出者の議会運営委員会委員長、馬場績君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、馬場績君。

〔議会運営委員会委員長 馬場 績君登壇〕

○議会運営委員会委員長（馬場 績君） 発委第4号の提案理由をご説明したいと思います。内容は、発委第3号と全く同じであります。同僚議員の賛同をもってこの意見書を採択し、関係機関に送付したい。我々の意思を示したいと思いますので、よろしくご賛同お願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、発委第4号 営業損害及び就労不能損害の完全賠償を
求める意見書（案）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数です。
よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。
-

◎発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第6、発委第5号 東京電力福島第一原子
力発電所の汚染水流出と情報公開の遅延に抗議する決議（案）を議
題といたします。
事務局長に議案の朗読をさせます。
[事務局長朗読]
- 議長（小黒敬三君） 提出者の議会運営委員会委員長、馬場績君から
提案理由の説明を求めます。
議会運営委員会委員長、馬場績君。
[議会運営委員会委員長 馬場 績君登壇]
- 議会運営委員会委員長（馬場 績君） 提案理由については、それで
は発委第5号の提案理由の説明をさせていただきます。
まず問題の第1は、原発事故が収束していると宣言したのは2011
年11月16日でした。しかし、いまだに東京電力福島第一原発の事故
の収束はできていないということであります。そればかりか、廃炉
に向けて安全管理がなによりも求められているにもかかわらず、東
京電力は基準を超えた汚染水の濃度の測定をし、上部にも報告して
いたにもかかわらず、東京電力の上層部はなんら具体的な対応をし
なかった。原子力規制委員会にも報告をした。しかし、この決議に
も書いてあるとおり、規制機関である原子力規制委員会はなんらの
改善措置を求めてこなかった。それは、とりもなおさず我々は原発
事故の一日も早い収束を願うと同時に、ふるさとの再生、復興を願
う我々町民を逆なでする行為以外の何ものでもありません。
したがって、今議会において我々は情報隠蔽ばかりではなく、被
災町民の再生復興を願う本当の思いを無視しているということに対
して怒りを込めてこの決議を提案し、これまでも全員協議会で議論
をして成案を得て、本議会の提案に至った次第であります。同僚議
員の賛意を心からお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせて
いただきます。

- 議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、発委第5号 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出と情報公開の遅延に抗議する決議（案）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数です。
よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◎発委第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第7、発委第6号 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出と情報公開の遅延に抗議する意見書（案）を議題といたします。
事務局長に議案の朗読をさせます。
[事務局長朗読]
- 議長（小黒敬三君） 提出者の議会運営委員会委員長、馬場績君から提案理由の説明を求めます。
議会運営委員会委員長、馬場績君。
[議会運営委員会委員長 馬場 績君登壇]
- 議会運営委員会委員長（馬場 績君） それでは、発委第6号の提案理由を説明させていただきます。
内容としては決議と全く同じであります。なお、事の経過について、時系列的に簡潔に整理されておりますけれども、港湾へのあるいは外洋への汚染水の流出については、昨年4月の時点で把握していながら2月になって報告したという一部報道もありましたけれども、実はこの意見書に書いてあるとおり、2013年11月というのはご記憶の方もおありだと思いますけれども、2013年において汚染水を入れてあるタンクから300トンの汚染水が漏れたという事件がありました。ここに書いてある2013年11月というのは、その後の漏洩の問題でありますけれども、排水路と離れているC排水路から離れているA、K排水路でも高濃度の汚染水が検出された。この高濃度の汚染水について、分析結果を規制委員会にも報告しているという

経過が明らかであります。

したがって、外洋への流出、放出については、東電あるいは原子力規制委員会においては2013年11月から把握している。

なお、新聞報道によれば、これは2月27日の福島民報新聞でありますけれども、港湾外に対する汚染雨水の流出については、事故直後から認識していたという報道もあるとおりであります。まさに無責任きわまりない。怒りをもってこの意見書を採択し、関係機関に送付するということでもありますので、同僚議員の賛同を心から願います。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第6号 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出と情報公開の遅延に抗議する意見書（案）を採決いたします。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（小黒敬三君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（小黒敬三君）　ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場　有君）　今期定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月5日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行又は被災者対策に十分生かしてまいりたいと考えております。

さて、政府は平成27年度までとする集中復興期間を延長せず、被災自治体の一部を検討しながらことしの夏までに集中復興期間後となる平成28年度以降の新たな枠組みを策定する素案を明らかにしました。素案では、今後も必要な支援や事業は行うと強調しておりますが、国の厳しい財政事情のしわ寄せが復興計画や行政サービスに支障をきたすようなことがあってはなりません。政府には、復興を加速化させ、あらゆる手段を講じて被災者の生活再建、地域の再生を早期に成し遂げることを強く求めてまいります。

なお、3月12日に双葉郡町村会を代表し、緊急要望として要請活動をしてまいりました。

一方、町といたしましては、復興計画に基づき、平成27年度はふるさと再生事業の実施にあたって復旧復興の基礎となる除染等、国が実施する事業の進捗状況を確認しながらとなりますけれども、長期にわたり苦しい避難生活を余儀なくされている町民の皆様の状況を一刻でも早く改善し、今後の浪江町がどのように復興されていくのか。今後どのような生活支援ができるのかを具体的にお示しできるよう全力を傾注してまいりますので、議員各位のさらなるご協力をお願い申し上げます。

なお、予算整理のため平成26年度一般会計及び特別会計の最終補正予算、地方税法の改正に伴う浪江町税条例の一部改正については3月末で専決処分させていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、議員皆様のご健勝をご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

- 議長（小黒敬三君）** 以上をもって、本日の会議を閉じます。
これをもって平成27年浪江町3月定例会を閉会いたします。
(午後 2時36分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

署名議員 吉 田 数 博

署名議員 三 瓶 宝 次

署名議員 馬 場 績